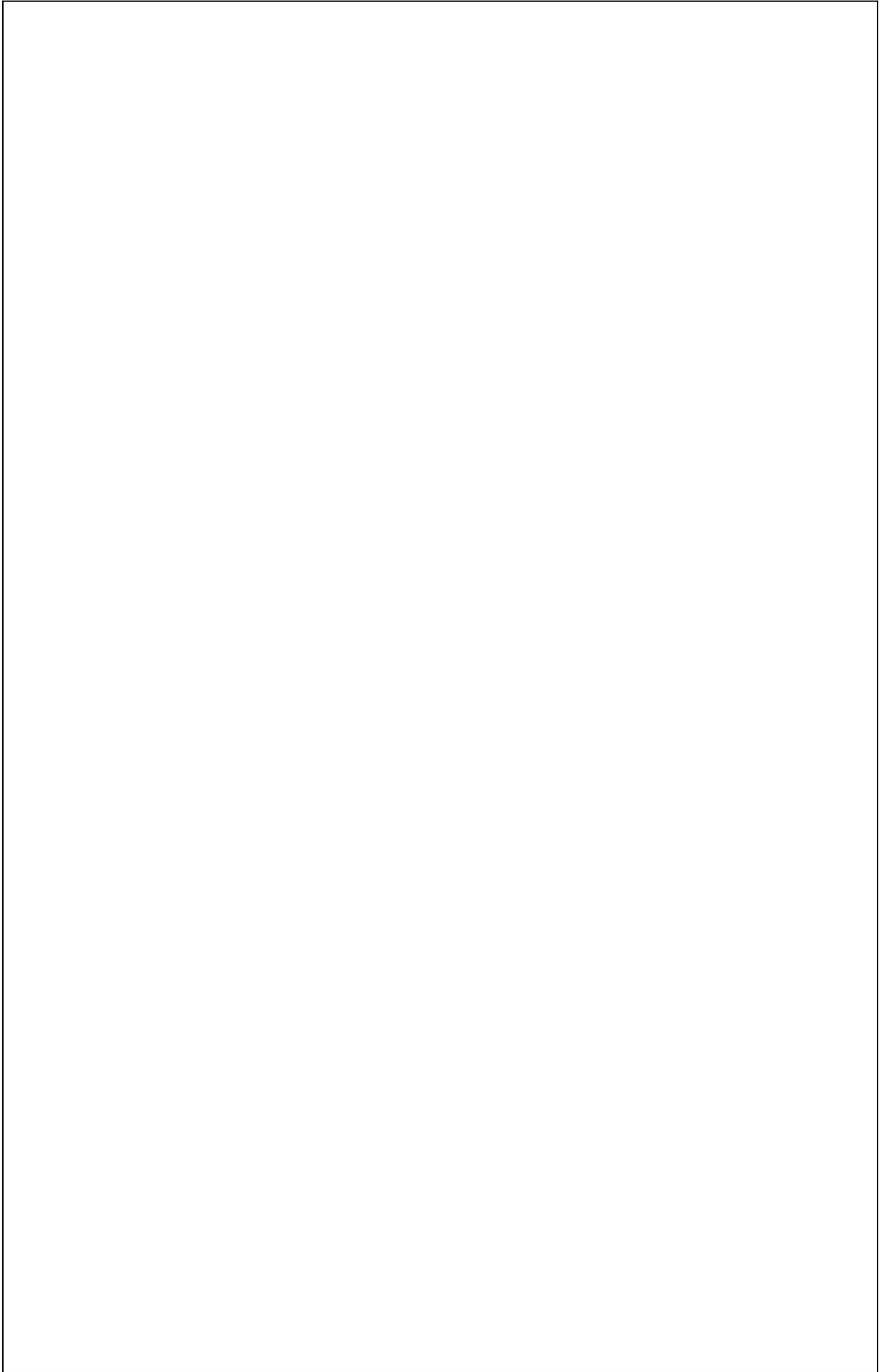


石川県立大学規程集

石川県立大学大学院規程集

石川県立大学

令和6年8月



I 大学

i 学則

1 石川県立大学学則 県第 1 号 ----- 1

ii 管理運営関係

2 石川県立大学教授会規程 県第 3 号 ----- 12

3 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ----- 13

4 石川県立大学自己点検・評価規程 県第 5 号 ----- 14

5 石川県立大学学生部委員会規程 県第 6 号 ----- 17

6 石川県立大学教務委員会規程 県第 7 号 ----- 19

7 石川県立大学教養教育センター運営会議規程 県第 8 号 ----- 21

8 石川県立大学図書・情報センター運営会議規程 県第 9 号 ----- 23

9 石川県立大学図書・情報センター利用規程 県第 10 号 ----- 25

10 石川県立大学図書・情報センター図書資料の除籍に関する規程
県第 11 号 ----- 32

10-2 石川県立大学学術情報リポジトリ運用指針 ----- 33

11 石川県立大学生物資源環境学部附属生物資源工学研究所規程 県第 12 号 ----- 35

12 石川県立大学生物資源環境学部附属農場規程 県第 13 号 ----- 36

13 石川県立大学生物資源環境学部附属農場利用規程 県第 14 号 ----- 38

14 石川県立大学広報委員会規程 県第 15 号 ----- 42

15 石川県立大学国際交流委員会規程 県第 16 号 ----- 43

16 石川県立大学情報システム委員会規程 県第 17 号 ----- 45

17 石川県立大学教職課程委員会規程 県第 18 号 ----- 47

18 石川県立大学産学官連携学術交流センター規程 県第 19 号 ----- 49

19 石川県立大学環境安全委員会規程 県第 20 号 ----- 51

20 石川県立大学人権・倫理委員会規程 県第 21 号 ----- 53

21 石川県立大学ハラスメントの防止に関する規程 県第 22 号 ----- 56

22 石川県立大学動物実験取扱規程 県第 23 号 ----- 59

23 石川県立大学遺伝子組換え実験等安全管理規程 県第 24 号 ----- 83

24 石川県立大学校舎等管理規程 県第 25 号 ----- 109

25 石川県立大学消防規程 県第 26 号 ----- 111

26 石川県立大学キャリアセンター規程 県第 81 号 ----- 114

27 石川県立大学人権・倫理委員会ハラスメント防止部会規程 県第 89 号 ----- 116

28 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 県第 90 号 ----- 117

iii 人事関係

29 石川県立大学学長選考規程 県第 83 号 ----- 124

30 石川県立大学学長選考に係る意向手続規程 県第 84 号 ----- 126

31 石川県立大学副学長選考規程 県第 27 号 ----- 135

32	石川県立大学学生部長選考規程 県第 28 号	136
33	石川県立大学学科長選考規程 県第 29 号	137
34	石川県立大学教養教育センター長選考規程 県第 30 号	138
35	石川県立大学図書・情報センター長選考規程 県第 31 号	139
36	石川県立大学産学官連携学術交流センター長選考規程 県第 32 号	140
37	石川県立大学生物資源環境学部附属生物資源工学研究所長選考規程 県第 33 号	141
38	石川県立大学生物資源環境学部附属農場長選考規程 県第 34 号	142
39	石川県立大学キャリアセンター長選考規程 県第 82 号	143
40	石川県立大学教員等選考規程 県第 35 号	144
41	石川県立大学非常勤講師選考規程 県第 36 号	146
42	石川県立大学教員の任期に関する規程 県第 37 号	147

【参考】

	石川県立大学における任期を定めて任用する教員の再任手続きに関する規程 県第 38 号	148
43	石川県立大学客員教授等に関する規程 県第 39 号	149
44	石川県立大学名誉教授称号授与規程 県第 40 号	151
45	石川県立大学特任教授等に関する規程 県第 41 号	154
46	石川県立大学客員研究員規程 県第 42 号	155
47	石川県立大学外国人研究者受入規程 県第 43 号	160
48	石川県立大学特別研究員等取扱規程 県第 44 号	162
49	石川県立大学寄附講座規程 県第 80 号	163
iv	教学関係	
50	石川県立大学入学者選考規程 県第 45 号	170
51	石川県立大学履修規程 県第 46 号	172
	石川県立大学成績評価ガイドライン	199
	石川県立大学 GPA 制度に関する要項	201
	3 年次編入生単位認定ガイドライン	203
	卒業研究の研究成果の評価基準に関する申合せ	205
52	石川県立大学学生規程 県第 47 号	206
53	石川県立大学学位規程 県第 48 号	234
54	石川県立大学学生懲戒規程 県第 49 号	237
55	石川県立大学科目等履修生規程 県第 50 号	241
56	石川県立大学聴講生規程 県第 51 号	246
57	石川県立大学特別聴講学生規程 県第 52 号	250
58	石川県立大学研究生規程 県第 53 号	252
59	石川県立大学研修員規程 県第 54 号	258
60	石川県立大学実習生規程 県第 55 号	264
61	石川県立大学外国人留学生規程 県第 56 号	272
62	石川県立大学職業紹介業務運営規程 県第 57 号	273

63	石川県立大学フードスペシャリスト資格認定試験の受験資格取得に関する規程 県第 58 号	275
64	石川県立大学食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得に関する規程 県第 59 号	277
65	石川県立大学生物資源環境学部特別研究学生に関する取扱規程 県第 60 号	280

v 学術研究

66	石川県立大学コンプライアンス委員会規程 県第 61 号	281
67	石川県立大学科学研究費補助金経理事務取扱規程 県第 62 号	283
68	石川県立大学人権・倫理委員会研究倫理部会規程 県第 63 号	285
69	石川県立大学出版会規程 県第 85 号	289
70	石川県立大学 安全保障輸出管理規程 県第 91 号	290
	安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト	295
	安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書	297

II 大学院

i 学則

71	石川県立大学大学院学則 県第 2 号	298
	学期の初めでの入学を認める者に関する取扱要綱	314

ii 大学院管理運営関係

72	石川県立大学大学院研究科会議規程 県第 64 号	315
73	教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なもの として学長が定めるもの	317

iii 人事関係

74	石川県立大学研究科長選考規程 県第 86 号	318
75	石川県立大学大学院生物資源環境学研究科専攻長設置規程 県第 65 号	319
76	石川県立大学大学院指導教員の選考に関する規程 県第 66 号	320

iv 教学関係

77	石川県立大学大学院履修規程 県第 67 号	322
78	石川県立大学大学院学位規程 県第 68 号	338
79	石川県立大学大学院生懲戒規程 県第 87 号	344
80	石川県立大学大学院科目等履修生規程 県第 78 号	348
81	石川県立大学大学院聴講生規程 県第 79 号	353
82	石川県立大学大学院入学者選考規程 県第 69 号	357
83	石川県立大学大学院入学者選考規程施行細則 県第 70 号	358
84	石川県立大学修士学位論文、博士学位論文の審査に関する規程 県第 71 号	360
85	石川県立大学生物資源環境学研究科特別研究学生に関する取扱規程 県第 72 号	372
86	石川県立大学大学院奨学金返還免除候補者選考規程 県第 74 号	376
	石川県立大学院奨学金返還免除候補者選考規定	378

v 学術研究関係

87 石川県立大学の連携大学院方式に関する規程 県第75号 ----- 379

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第7条－第9条）
- 第3章 教育課程、卒業の要件等（第10条－第19条）
- 第4章 入学、編入学、転学、転学科、留学、休学及び退学（第20条－第32条）
- 第5章 授業料等（第33条）
- 第6章 附属施設等（第34条・第35条）
- 第7章 職員組織（第36条－第48条）
- 第8章 賞罰（第49条・第50条）
- 第9章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員、実習生及び外国人留学生（第51条－第58条）
- 第10章 共同研究等及び寄附講座（第59条・第60条）
- 第11章 自己評価（第61条）
- 第12章 大学開放（第62条）
- 第13章 雑則（第63条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 石川県立大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり、広く知識を授け、生物資源環境学に関する高度な専門的知識と技術を教授研究することを通じて、豊かな教養と創造性を備えた人材を育成するとともに、地域の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 基本理念は、次の各号に定める。

(1) 高度化・学際化をめざす教育研究

本学では、従来^レの知の継承だけでなく、独創的な学術研究の推進により新しい研究領域を開拓するなど、高度化・専門化した内容を教育・研究すると同時に、専門領域の広がりや学際領域への展開を視野に入れた教育・研究を行う。

(2) 未来を切り拓く有為な人材の育成

自ら課題を求め、解答を見つけ出すことのできる能力、国際化・情報化社会に対応できる外国語能力・情報処理能力とともに、高度な専門的知識・能力・技術をもつ、未来を切り拓く有為な人材の育成に努める。

(3) 地域における社会・経済の発展や文化の創造

地域社会と交流・連携することによって、教育・研究の活性化を図るとともに、地域の知的活動拠点として存在意義を高める。また、地域企業と協力し、革新的な技術・新産業の創出により地域の社会・経済の持続的発展に貢献する。

(4) 知的資源を活用した国際社会への貢献

教育・研究情報の発信交換や学術交流を積極的に進めることにより得られた研究成果を、地球環境問題等の解決、人類共通の知的資産の創造などに役立て国際社会に貢献する。

(学科ごとの目的及び育成する人材像)

第3条 学科ごとの目的及び育成する人材像は、次の各号に定める。

(1) 生産科学科

動植物を対象とした生物資源の生理・生態を集団・個体・細胞・分子・遺伝子レベルで解明し、生物資源が持つ有用機能を利用する生産技術の開発などに重点をおいた教育研究、また、農業経済学、経営学の教育とその調査実習での応用により、この分野の進展に貢献する人材を育成する。

(2) 環境科学科

自然環境の保全と修復を図り、人と自然が共生しうる環境を実現して、安全で潤いのある快適な地域社会を構築することを目的とし、環境や生物生態系と人間活動との関わり、持続可能な生産・生活環境整備に関する教育・研究を行い、この分野の進展に貢献する人材を育成する。

(3) 食品科学科

バイオテクノロジーをはじめとする様々な先端技術のみならず、これまでに培われてきた伝統技術をも総合的に活用して、食品の新しい加工・貯蔵・流通技術を開発し、さらに食品の安全性、機能性を解明し、安全で豊かな食品の供給システムや食を通じた健康の維持増進に関する教育・研究を行うことにより、この分野の進展に貢献する人材を育成する。

(学部、学科、学生定員等)

第4条 本学に、生物資源環境学部を置く。

2 生物資源環境学部の学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
生産科学科	40人	160人
環境科学科	40人	160人
食品科学科	40人	160人

3 生物資源環境学部には、語学教育、情報教育、保健体育教育その他各学科に共通する教育及び研究を行うための組織として、教養教育センターを置く。

(修業年限)

第5条 本学の修業年限は、4年とする。

2 第51条の科目等履修生（大学又は短期大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、第16条の規定により卒業の要件となる単位として認めることができる当該単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、2年を超えてはならない。

(在学期間)

第6条 本学には、8年を超えて在学することができない。ただし、第25条第1項若しくは

第26条第1項の規定により入学した学生又は第27条第1項の規定により転学科した学生にあっては、それぞれ第25条第2項、第26条第2項又は第27条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 次に掲げる日は、授業を行わない日（以下この条において「休業日」という。）とする。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 前項第4号から第6号までの休業日は、1年を通じ18週以内で学長が定める日とする。

第3章 教育課程、卒業の要件等

(修得単位及び授業科目等)

第10条 学生が修得すべき単位は、124単位以上とする。

2 本学の授業科目の種類、単位数、配当年次その他授業科目の履修に関し必要な事項は別に定める。

(単位数の算定)

第11条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次に掲げるところにより算定する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第12条 一の授業科目を履修し、学修の評価により合格した学生に対しては、単位を与えるものとする。

(学修の評価)

第13条 学修の評価は、試験（卒業研究にあっては、研究成果の評価。以下この条において同じ。）により行う。ただし、授業科目によっては、他の方法をもって試験に代えるこ

とができる。

2 試験は、その授業科目の授業が終了する期の終わりに行う。ただし、授業科目によっては、随時に行うことができる。

3 試験の成績は、秀、優、良、可又は不可で判定し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、評点を付さない授業科目については、合格又は不合格をもって表す。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第14条 学生が学長の承認を得て、他の大学若しくは短期大学（以下「他の大学等」という。）又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したのものとして認定することができる。

2 前項の規定により認定する単位数は、60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定は、学生が第28条第1項の許可を受けて外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合及び外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において、本学における授業科目の履修により修得したのものとして認定する単位数は、前項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第15条 学生が行う短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修又は大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定により文部科学大臣が定める学修については、当該学修を本学における授業科目の履修とみなして第12条の規定を適用し、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与える単位数は、前条第1項及び第3項の規定により認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 学生が本学に入学する前に本学又は他の大学等において履修した授業科目について修得した単位（第51条の規定により修得した単位を含む。）は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したのものとして認定することができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修については、当該学修を本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなして第12条の規定を適用し、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により認定し、又は与える単位数で本学において履修した授業科目の単位以外のものは、編入学及び転学の場合を除き、第14条第1項及び第3項の規定により認定する単位数並びに前条第1項の規定により与える単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業の要件)

第17条 学長は、本学に4年（第25条第1項、第26条第1項若しくは第32条第2項の規定により入学した学生又は第27条第1項の規定により転学科した学生にあっては、それぞれ第25条第2項、第26条第2項若しくは第32条第3項又は第27条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の単位を修得した学生に対し、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した学生に対し、卒業証書を授与する。

(学位)

第18条 学長は、前条第1項の規定により卒業を認定した学生に対し、学士（生物資源環境学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（教育職員免許）

第19条 教育職員の免許状を受ける資格（以下この条において「資格」という。）を取得しようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

2 本学において資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
生物資源環境学部	生産科学科	高等学校教諭一種免許状	理科 農業
		中学校教諭一種免許状	理科
	環境科学科	高等学校教諭一種免許状	理科 農業
		中学校教諭一種免許状	理科
	食品科学科	高等学校教諭一種免許状	理科 農業
		中学校教諭一種免許状	理科

3 資格の取得に必要な授業科目その他必要な事項は、学長が別に定める。

第4章 入学、編入学、転学、転学科、留学、休学及び退学

（入学の時期）

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第26条第1項又は第32条第2項の規定により入学する場合は、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第21条 本学に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検

定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者で、本学において大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続)

第22条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書に入学検定手数料及び所定の書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第23条 入学志願者に対しては、学長が別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、学長が別に定めるところにより入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学の手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(編入学)

第25条 次のいずれかに該当する入学志願者があるときは、学長は、欠員の状況等により、選考の上、相当年次に編入学を許可することができる。

(1) 他の大学を卒業し、又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

(4) 高等学校等の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

2 前項の規定により本学に編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

3 第20条本文及び前3条の規定は、編入学について準用する。

(転学)

第26条 他の大学から本学に転学を志願する者があるときは、学長は、欠員の状況等により、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により本学に転学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

3 他の大学に転学することを志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

(転学科)

第27条 学長は、他の学科への転学科を志願する学生があるときは、欠員の状況等により、選考の上、許可することができる。

2 前項の規定により転学科を許可された学生の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(留学)

第28条 外国の大学等に留学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、在学期間に算入することができる。

(休学)

第29条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き3月以上修学することができない学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、病気のため修学に適さないと認められる学生に対し、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、学長が特別の事情があると認めるときは、1年の範囲内で当該期間を延長することができる。

4 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第30条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条 学長は、次のいずれかに該当する学生を、除籍することができる。

- (1) 在学期間又は休学の期間を経過した者
- (2) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促してもなお納付しない者
- (3) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(復学及び再入学)

第32条 休学の理由が消滅したこと、又は休学の期間が満了したことにより復学しようとする学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、本学を卒業若しくは退学した者又は除籍の理由が消滅した者で、本学に入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、選考の上、相当年次に再入学を許可することができる。

3 前項の規定により再入学を許可された学生の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第5章 授業料等

(授業料等の額及び徴収方法)

第33条 本学の入学検定手数料、入学手数料及び授業料の額並びにその徴収の方法は別に定める。

第6章 附属施設等

(附属施設)

第34条 本学に、附属施設として次の施設を置く。

- (1) 図書・情報センター
- (2) 産学官連携学術交流センター
- (3) キャリアセンター

2 生物資源環境学部に、附属施設として次の施設を置く。

- (1) 附属生物資源工学研究所

(2) 附属農場

3 附属施設に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(福利厚生施設)

第35条 本学に、学生及び職員の福利厚生を図るため、保健室、カウンセラー室その他の福利厚生施設を置く。

第7章 職員組織

(職員)

第36条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに事務職員、技術職員その他の職員を置く。

2 本学に、副学長を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

7 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(事務局及び学生部)

第37条 本学に、事務局及び学生部を置く。

2 事務局に、事務局長を置く。

3 学生部に、学生部長を置く。

4 前3項に定めるもののほか、事務局及び学生部に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第38条 各学科に、学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。

(教養教育センター長)

第39条 教養教育センターに、教養教育センター長を置き、教養教育センターの教授をもって充てる。

(図書・情報センター長)

第40条 図書・情報センターに、図書・情報センター長を置き、本学の教授をもって充てる。

(産学官連携学術交流センター長)

第41条 産学官連携学術交流センターに、産学官連携学術交流センター長を置き、本学の教授をもって充てる。

(キャリアセンター長)

第41条の2 キャリアセンターに、キャリアセンター長を置き、本学の教授をもって充てる。

(附属生物資源工学研究所長)

第42条 附属生物資源工学研究所に、附属生物資源工学研究所長を置き、附属生物資源工

学研究所の教授をもって充てる。

(附属農場長)

第43条 附属農場に、附属農場長を置き、本学の教授をもって充てる。

(学長等の選考等)

第44条 学長、副学長、学生部長及び第38条から前条までに規定する者の選考、任期その他必要な事項については、学長が別に定める。

(名誉教授)

第45条 本学において学長、副学長、教授、准教授、講師又は助教として勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(客員教授等)

第46条 本学に、客員教授及び客員准教授を置くことができる。

2 客員教授及び客員准教授に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教授会の設置等)

第47条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長及び教授をもって組織する。ただし、必要があると認めた場合は、准教授、専任の講師及び助教を教授会に加えることができる。

3 第36条第2項の規定により副学長を置く場合は、当該副学長を教授会の組織に加える。

4 事務局長は、教授会に出席し、議事について発言することができる。

(教授会の審議事項等)

第48条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

3 前2項に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第49条 学長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第50条 学長は、この規程その他本学の定める規程に違反し、又は学生の本分に反する行為を行った学生を、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく授業に出席しない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、在学期間に算入する。

5 前各項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員、実習生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第51条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第52条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第53条 学長は、他の大学等又は高等専門学校との協議に基づき、当該他の大学等又は高等専門学校の学生で本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(研究生)

第54条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(研修員)

第55条 学長は、国、地方公共団体その他の団体の申出により、本学において特定の専門事項について研修しようとする者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研修員として受け入れることができる。

(実習生)

第56条 学長は、本学において農業に関する特定の事項について実習することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、実習生として受け入れることができる。

(外国人留学生)

第57条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学することを志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

(科目等履修生等に関する規定)

第58条 第51条から前条までに定めるもののほか、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員、実習生及び外国人留学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 共同研究等及び寄附講座

(共同研究等)

第59条 本学の学術研究に資するため、民間企業その他の機関（以下「民間企業等」という。）の研究者との共同研究、民間企業等からの受託研究等を行うことができる。

2 共同研究、受託研究等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(寄附講座)

第60条 学長は、本学の教育研究に資するため、民間企業等からの寄附により、寄附講座を開設することができる。

2 寄附講座に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 自己評価

第61条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、第1条の目的を達成するため、本学の教育研究活動その他の状況について自ら点検及び評価（次項において「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己評価の実施及びその結果の公表に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第12章 大学開放

第62条 広く県民に高度な教育の機会を提供し、地域文化の発展に寄与するため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

2 大学開放の事業に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 雑則

(委任)

第63条 この規程に定めるもののほか、本学の運営について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

なお、第13条第3項の改正については、この改正以前から在学する者、平成28年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、改正前の規定を引き続き適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則（以下「学則」という。）第48条第2項の規定に基づき、石川県立大学教授会（以下「教授会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長)

第2条 教授会の会議は学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、学則第36条第2項の規定により副学長を置く場合には副学長が、副学長を置かない場合には学長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

(会議)

第3条 教授会は、学長が必要と認めるときに会議を開くことができる。

2 学長は、教授の3分の1以上の者から議案を附して教授会の招集の要求があるときは、会議を開かなければならない。

(定足数)

第4条 教授会は、構成員（ただし、休職中の者及び1か月以上の長期にわたる研修又は休暇中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第5条 教授会の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要があると認める事項については、投票で票決を採る。

3 前項の場合においては、有効投票の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認める場合は、教授会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 教授会は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第9条 学則及びこの規程に定めるもののほか、教授会の運営その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが
必要なものとして学長が定めるもの

平成 27 年 2 月 1 日
石川県立大学学長決定

石川県立大学学則第 48 条第 1 項第 3 号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、
教授会の意見を聴くことが必要なもの」を、次のとおり定める。

- 1 教育課程の編成に関する事項
- 2 教育研究業績の審査に関する事項
- 3 学生の学修の評価及び単位の修得の認定に関する事項
- 4 学生の懲戒及び除籍に関する事項
- 5 学生の退学、転学、留学、休学及び復学に関する事項
- 6 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、研究生、研修員、実習生及び外国人留学生に
関する事項
- 7 学生又は学生団体の表彰に関する事項

(目的)

第1条 この規程は、石川県立大学学則（以下「学則」という。）第61条第2項及び石川県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条第2項の規定に基づき、石川県立大学及び大学院（以下「本学」という。）の教育研究水準の向上を図るとともに、学則第1条及び大学院学則第1条の目的を達成するため、本学の教育研究活動その他の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとし、その実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 本学に、前条の目的を達成するために、石川県立大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- (1) 自己評価の基本方針の策定に関する事項
- (2) 自己評価の項目の設定に関する事項
- (3) 自己評価の実施に関する事項
- (4) 改善項目及び改善目標の設定に関する事項
- (5) 自己評価に関する報告書の作成及び公表に関する事項
- (6) 自己評価の結果の学外者による検証の実施に関する事項
- (7) 第三者評価の実施に関する事項
- (8) その他自己評価の総括に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が学科長及び附属生物資源工学研究所長の中から指名する者 若干名
- (2) 各学科（前号の学科長の属する学科を除く。）、教養教育センター、附属生物資源工学研究所（前号の附属生物資源工学研究所長の属する研究室を除く。）及び附属農場からそれぞれ選出された教員（助手を除く。）1名
- (3) その他学長が指名する者

(自己評価の対象となる組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる組織について第3条各号に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 各学科
- (2) 各専攻
- (3) 教養教育センター
- (4) 図書・情報センター
- (5) 産学官連携学術交流センター
- (6) キャリアセンター
- (7) 附属生物資源工学研究所

- (8) 附属農場
 - (9) 大学事務局
- (任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第9条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(小委員会)

第11条 委員会に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じて次の各号に掲げる小委員会を置くことができる。

- (1) 基本理念・目的評価委員会
- (2) 教育活動評価委員会
- (3) 研究活動評価委員会
- (4) 地域貢献活動評価委員会
- (5) 管理運営システム評価委員会
- (6) その他委員会が必要と認める委員会

- 2 小委員会の組織については、別に定める。

(自己評価結果の公表)

第12条 委員会は、毎年度自己評価結果を学長に報告し、学長は、結果を教育研究審議会に提出する。

- 2 学長は、報告書を踏まえ、改善が必要と認められるものにつき、小委員会等にその検討を指示することができる。
- 3 委員会は、定期的に自己評価結果報告書（以下「報告書」という。）を作成し、学長に報告する。
- 4 学長は、報告書を、教育研究審議会に附議し、その議に基づきこれを公表する。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立大学学則第63条及び石川県立大学大学院学則第41条の規定に基づき、学生の厚生補導等に関する事項を審議するため、石川県立大学学生部委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- (1) 学生の入学、卒業その他身分に関する事項（入学者の選考に関する事項を除く。）
- (2) 厚生補導に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する事項
- (4) 学生の保健管理に関する事項
- (5) 学生の課外活動及び学生団体に関する事項
- (6) 就職についての総合的な方針・計画の策定に関する事項
- (7) 学生の就職支援、新規就職開拓に関する事項
- (8) 学生募集に関する事項
- (9) その他学生生活に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 各学科、教養教育センター及び附属生物資源工学研究所からそれぞれ選出された教員（助手を除く。）1名
- (3) 総務課長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、学生部長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員会の委員の中から互選された者

(2) 石川県立大学専任教員の中から委員会が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立大学学則第63条及び石川県立大学大学院学則第41条の規定に基づき、石川県立大学の教務に関する事項を審議するため、石川県立大学教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- (1) 教育課程及び授業科目の編成に関する事項
- (2) 学生の学修の評価及び単位の修得の認定に関する事項
- (3) 科目の履修に関する事項
- (4) 卒業または修了の認定に関する事項
- (5) その他教務に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 各学科、教養教育センター、キャリアセンター、附属生物資源工学研究所、附属農場及び各専攻からそれぞれ選出された教員（助手を除く。）1名
- (3) その他学長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員会の委員の中から互選された者

(2) 石川県立大学専任教員の中から委員会が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立大学学則第63条の規定に基づき、石川県立大学の教養教育に関する事項を審議するため、石川県立大学教養教育センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 運営会議は、教養教育センター及び教養教育に関する事項を調査・審議し、学長に報告する。

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教養教育センター長
- (2) 各学科、教養教育センター及び附属生物資源工学研究所からそれぞれ選出された教員（助手を除く。）1名
- (3) 大学事務局次長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営会議に、委員長を置き、教養教育センター長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて運営会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 運営会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 運営会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 運営会議に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 運営会議の委員の中から互選された者
- (2) 石川県立大学専任教員の中から運営会議が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を運営会議に報告するものとする。

(庶務)

第10条 運営会議の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立大学学則第34条第3項の規定に基づき、石川県立大学図書・情報センター（以下「センター」という。）に関する事項を審議するため、石川県立大学図書・情報センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 運営会議は、センターの運営に関する事項を調査・審議し、学長に報告する。

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各学科、教養教育センター及び附属生物資源工学研究所からそれぞれ選出された教員1名
- (3) 大学事務局次長
- (4) センター職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営会議に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて運営会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 運営会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 運営会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 運営会議に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 運営会議の委員の中から互選された者
- (2) 石川県立大学専任教員の中から運営会議が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を運営会議に報告するものとする。

(庶務)

第10条 運営会議の庶務は、センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第34条第3項の規定に基づき、石川県立大学図書・情報センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 センターの開館時間は、次のとおりとする。

(1) 平日 午前9時から午後7時まで（長期休業中の開館時間は別途定める。）

(2) 土曜日 午前9時から午後5時まで

2 図書・情報センター長（以下「センター長」という。）は、センターの管理運営上特に必要があると認める場合は、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(4) 特別整理期間

2 センター長は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の休館日を臨時に変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(利用者の範囲)

第4条 センターを利用することができる者（以下「センター利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 本学の教職員（非常勤の者を含む。以下同じ。）

(2) 本学の学生（科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員、特別研究員、実習生及び外国人留学生を含む。以下同じ。）

(3) 石川県内に居住する満15歳以上の者

(4) 石川県内に在勤又は在学する者

(5) その他センター長が許可した者

2 前項第3号から第5号に掲げる者がセンターを利用しようとするときは、係員に身分証明書等を提示しなければならない。

(閲覧)

第5条 所蔵資料は、センター内の所定の場所において閲覧・利用することができる。

(複写)

第6条 所蔵資料を複写の提供を希望する者は、所蔵資料複写申込書（別記様式第1号）をセンター長へ提出しなければならない。

2 センター長は、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に反しない場合に限り、前項の申請にもとづく複写物の提供を許可することができる。

3 所蔵資料の複写の作業については、センター内の複写機を利用して申請者が行う。複写

に要する費用は、申請者の負担とする。

(複写物の利用上の責任)

第7条 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

(貸出し手続)

第8条 所蔵資料の貸出しを受けようとする者は、次に掲げる利用証で所定の手続きを行わなければならない。

(1) 第4条第1項第1号に掲げる者 利用証

(2) 第4条第1項第2号に掲げる者 学生証

(3) 第4条第1項第3号から第5号までに掲げる者 特別利用証

2 第4条第1項第3号から第5号に掲げる者が所蔵資料の貸出しを受けようとするときは、特別利用証交付申込書(別記様式第2号)をセンター長に提出し、特別利用証の交付を受けなければならない。

3 特別利用証の有効期間は、交付を受けた年度の末日までとする。

(貸出しの数及び期間)

第9条 貸出しを受けることができる所蔵資料の数(未返却所蔵資料の数を含む。)及びその貸出期間は、次のとおりとする。

(1) 第4条第1項第1号に掲げる者

図書及び雑誌各20冊以内なら並びに視聴覚資料5点以内 貸出期間：30日以内

(2) 第4条第1項第2号に掲げる者

図書及び雑誌各5冊以内並びに視聴覚資料3点以内 貸出期間：14日以内

ただし、4年生、院生については、

図書及び雑誌各10冊以内並びに視聴覚資料3点以内 貸出期間：30日以内とする。

(3) 第4条第1項第3号から第5号までに掲げる者

図書及び雑誌各3冊以内並びに視聴覚資料3点以内 貸出期間：14日以内

2 センター長は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項に定める数又は期間中であっても、貸出利用者に対し返却を命ずることができる。

(特別貸出)

第10条 センター長は、本学の教員に限り、教育研究の目的で特に必要があると認めるときは、前条の数及び期間を超えて貸出しをすることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の貸出しをする場合について準用する。

(長期特別貸出)

第11条 本学の教員が教員研究室等において、次の各号に掲げる所蔵資料を利用するときは、第9条第1項に定める貸出数及び貸出期間を超えて貸出しをすることができる。

(1) 本学の教員研究費により購入した所蔵資料

(2) 教員研究室等に備え付けることを指定されて寄贈された所蔵資料

2 前項の所蔵資料は、他に利用を希望する利用者があるときは、貸出しを受けている者の教育研究に支障がない限り、当該希望者に利用させることができる。

3 第1項の所蔵資料の貸出期間は、1年以内とする。ただし、所定の手続きを行うことによって貸出期間の延長を行うことができる。

(貸出しの予約)

第12条 貸出利用者は、貸出を希望する所蔵資料が貸出中であるときは、貸出しの予約をすることができる。

2 前項の予約を行った貸出利用者に対しては、優先して貸出を行うものとする。

3 第1項の規定により予約をする資料の数（既に予約をしている資料がある場合は、その資料の数を含む。）は、貸し出しを受けることができる所蔵資料の数として第9条第1項で定める数を超えてはならない。

(貸出期間の更新)

第13条 貸出利用者は、貸出期間後も引き続き貸出しを希望する場合は、所定の手続を行うことにより、第9条に定める貸出期間内において1回に限り貸出を更新することができる。

2 前項の更新は、当該所蔵資料について前条の予約がされている場合は、行うことができない。

(貸出しの制限)

第14条 次の各号に掲げる所蔵資料は、貸出をすることができない。

- (1) 禁帯出の表示がされている図書及び視聴覚資料
- (2) 雑誌の最新号（ただし、発行後相当期間を経過したものを除く。）
- (3) 電子出版物
- (4) その他センター長が貸出しを不相当と認めたもの

(貸出しの停止)

第15条 センター長は、貸出利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを一定期間停止することができる。

- (1) 所蔵資料を期限内に返却しないとき
- (2) 所蔵資料を他人に転貸したとき
- (3) 第8条第2項に定める特別利用証を他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用したとき
- (4) 偽りその他の不正の手段により特別利用証の交付を受けたとき
- (5) その他館長が必要であると認めたとき

(情報機器による閲覧)

第16条 センターを利用する者は、学術に関する調査研究のため、センターに設置された情報機器によりインターネットを利用して情報を検索することができる。

(相互協力)

第17条 センター長は、必要があると認める場合は、他の大学図書館等と相互に協力することができる。

(他大学図書館等所蔵資料の相互利用)

第18条 本学の教職員及び学生は、センターに所蔵しない資料について、他の大学図書館等所蔵資料の利用を依頼することができる。

2 利用の申込みは、文献複写・現物貸借申込書（別記様式第3号）を記入の上、出典資料を添えてセンターへ提出するものとし、依頼先機関の選定はセンターが行う。

3 利用に要する経費は、当該利用者の負担とする。

4 第1項の規定により依頼する資料の数（既に依頼している資料がある場合は、その資料の数を含む。）は、貸出しを受けることができる所蔵資料の数として第9条第1項で定める数

を超えてはならない。

(本学所蔵資料の相互利用)

第19条 他の大学図書館等から本学の所蔵資料について利用の依頼があった場合は、本学の教育研究に支障のない範囲内において応ずることができる。

2 利用に要する経費は、当該利用者又は依頼者の負担とする。

(他大学図書館等への貸出数等)

第20条 他大学図書館等からの相互利用の依頼に応じて貸出できる所蔵資料の数(未返却所蔵資料の数を含む。)及びその貸出期間は、次のとおりとする。

(1) 県立図書館ネットワーク参加機関 5冊 30日以内

(2) その他の大学図書、公共図書館等 5冊 3週間以内

(寄贈)

第21条 センターは、資料の寄贈を受けることができる。

2 寄贈を受けた資料の管理は、センターの所有する所蔵資料に準じて行うものとする。

(蔵書点検及び図書の廃棄)

第22条 センターは、毎年1回蔵書の点検を行うものとする。

2 利用に耐えないと認められる所蔵資料は、所定の手続を経て廃棄することができる。

3 廃棄基準については、別に定める。

(損害賠償)

第23条 故意又は過失により所蔵資料を紛失し、又は損傷した者は、直ちにその旨を届け出、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式第1号

所蔵資料複写申込書

石川県立大学図書・情報センター長 殿

次のとおりセンター資料の複写を申し込みます。

この申込みによる著作権に関する一切の責任は申込者が負います。

注意事項

*コピーは1箇所について、1部のみです。

*コピーできるのは、一著作物の半分までとなっています。

平成 年 月 日

申請者	氏名	所 属	学内	学外
	*いずれかに○をつけてください。			
	学籍番号又は利用者番号			
	*学外者は、下記のご記入をお願いいたします。			
	住所	TEL ()		—
雑誌名 (書名)				
複写箇所	Vol.巻	No.号	ページ	
使用目的	レポート作成・卒業論文・調査・研究・その他 () *いずれかに○をしてください。			
雑誌名 (書名)				
複写箇所	Vol.巻	No.号	ページ	
使用目的	レポート作成・卒業論文・調査・研究・その他 () *いずれかに○をしてください。			
雑誌名 (書名)				
複写箇所	Vol.巻	No.号	ページ	
使用目的	レポート作成・卒業論文・調査・研究・その他 () *いずれかに○をしてください。			
雑誌名 (書名)				
複写箇所	Vol.巻	No.号	ページ	
使用目的	レポート作成・卒業論文・調査・研究・その他 () *いずれかに○をしてください。			

複写枚数

石川県立大学図書・情報センター

特別利用証交付申込書

石川県立大学図書・情報センター長 殿

特別利用証の交付を申し込みます。

○借りた資料は必ず期限内に返却します。

○利用については「図書・情報センター規程」等を遵守いたします。

平成 年 月 日

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
住所	TEL () -		
所属	TEL () -		
利用者番号：	確認：一般・学生・他		

石川県立大学図書・情報センター

別記様式第3号

文献複写・現物貸借申込書

平成 年 月 日

区分	文献複写 ・ 現物貸借 ※いずれかに○をつけてください。		
申込者	氏名	所属身分	支払区分 公 私
	学籍番号	連絡先電話番号	
誌名・ 書名			
出版者	※図書の場合のみ記入		
巻号		年	
ページ			
著者名			
論題			

※ 出典資料のコピーを添付しない場合は、資料に関する情報はできるだけ詳細にご記入ください。

※ 公費支払は教職員のみです。ただし、公費支払を希望されても受付機関の都合により私費支払になる場合もあります。

※ 私費による複写・現物貸借にかかる費用の支払は受付機関により異なりますので、その都度ご連絡します。なお、複写資料は、現金書留・銀行振込・郵便振替等の領収通知書をもって引き換えます。

図書・情報センター作業欄			
受付日		受付番号	
依頼先			
合計金額		領収日	

石川県立大学図書・情報センター

(趣旨)

第1条 この規程は、図書資料（以下「資料」という。）の適切な管理及び処分を図るため、原簿より削除（以下「除籍」という。）しようとするときに必要な事項を定める。

(除籍の事由及び基準)

第2条 図書・情報センター長（以下「センター長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する資料を除籍することができる。

- (1) 汚損・破損が甚だしく、補修ができない資料
- (2) 資料としての価値を失い、保存の必要がなくなった資料
- (3) 重複する資料で保存用以外の資料
- (4) 蔵書点検により紛失が確認された後、3年を経過した資料
- (5) 災害又は事故により滅失した資料
- (6) その他各号に準ずる資料で、センター長が除籍する必要があると認める資料

(除籍の決定)

第3条 センター長は、図書・情報センター運営会議の議を経て資料の除籍を決定する。

(除籍の手続)

第4条 除籍することを決定した資料は、原簿の欄に廃棄印及び日付印を押し、図書館システムの所蔵情報の除籍処理をする。

(除籍資料の処分等)

第5条 第2条第4号及び第5号により除籍した資料が後日発見されたときは、再登録の処理を行う。

(規程の改正)

第6条 センター長は、この規程を改正しようとするときは、図書・情報センター運営会議で協議しなければならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 石川県立大学学術情報リポジトリ（以下リポジトリ）の運営に関し、必要な事項を定める。リポジトリは本学の教育・研究活動の成果を保存しインターネットを通じて無償で公開することにより、学術研究の振興に資するとともに広く社会へ貢献することを目的とする。

(管理運用)

第2条 リポジトリの管理運用は図書・情報センターが行うものとし、管理運用に関する必要事項については、図書・情報センター運営会議(以下 運営会議)において決定するものとする。

(登録資格者)

第3条 リポジトリにコンテンツを登録できるものは以下の通りとする。

- (1) 本学に在籍する教員及び学生
- (2) その他、運営会議で認められた者

(登録対象となるコンテンツ)

第4条 リポジトリに登録する学術コンテンツは、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 本学在籍中の教育・研究活動により創造された学術的な成果物である。
- (2) 登録資格者が主たる創造者である。
- (3) 公開することにより知的財産権に関する問題が生じない。
- (4) 公開することによりプライバシー等の問題が生じない。
- (5) 法令・規則・公序良俗に反しない。

具体的には、以下に挙げるものを登録対象とする。

- (1)公開を前提とするもの
 - ①博士論文等の学位論文
 - ②本学の紀要等に掲載された論文
- (2)積極的に公開を勧めるもの
 - ①学会誌・一般雑誌・図書等に掲載されたもの
 - ②その他

(登録の手続き)

第5条 登録資格者がコンテンツの登録を希望するときは、コンテンツと石川県立大学学術情報リポジトリコンテンツ登録申請書（様式1）の両方をPDF形式で、図書・情報センターに提出する。その際、著作権等の権利処理は登録資格者の責任においてあらかじめ行っておくものとする。なお、このコンテンツのリポジトリ登録後においても、当該コンテンツの著作権は石川県立大学に移転されることなく、著作権者に留保される。

第6条 博士の学位を取得したものは、本学大学院学位規程第16条に基づき、公開する博士論文もしくは論文の概要をPDF形式にて図書・情報センターに提出するものとする。これについては、登録申請書は不要とする。

第7条 博士の学位を授与したときは、授与を管轄する専攻の専攻長が、本学大学院学位規

程第16条に基づき公開する学位の授与に係る論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨をPDF形式で図書・情報センターに提出するものとする。これについては、登録申請書は不要とする。また、専攻長は第6条に基づく論文もしくは論文の概要が図書・情報センターに提出されていることを確認するものとする。

第8条 学内の組織等が学術的な成果物を掲載した出版物を発行したときは、発行者が当該出版物に含まれるコンテンツを一括してPDF形式で図書・情報センターに提出するものとする。

(登録作業)

第9条 図書・情報センターは提出されたコンテンツに書誌情報としてメタデータを付与しインターネットから閲覧可能な状態にする作業を行うとともに、問題がある場合は登録資格者に連絡する。

(登録コンテンツに関する責任の所在)

第10条 コンテンツを公開することにより問題が生じた場合は登録資格者の責任において対応するものとする。

(登録コンテンツの改廃)

第11条 登録コンテンツに不適切な事実があると認められた場合、図書・情報センターは登録資格者にその旨通知するものとする。

第12条 登録コンテンツの変更あるいは削除を希望する場合、登録資格者は事由を付して図書・情報センターに申請するものとする。

第13条 第11条・第12条の手続きが執られた場合、図書・情報センターは運営会議の議決を経て、登録コンテンツの改廃について必要な措置を講ずることができるものとする。

(指針の改廃)

第14条 この指針の改廃は、運営会議にて検討の上、教育研究審議会において決定する。

(附 則)

この運用指針は令和2年2月4日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第34条第3項の規定に基づき、附属生物資源工学研究所（以下「研究所」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 研究所は、石川県立大学生物資源環境学部の附属施設として、生物資源工学に関する研究教育を行う。

(DNA分析技術教育センター)

第3条 研究所に、DNA分析技術に関する教育及び研究を行うため、DNA分析技術教育センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターにDNA分析技術教育センター長を置き、附属生物資源工学研究所長（以下「所長」という。）をもって充てる。

(運営会議)

第4条 研究所に、附属生物資源工学研究所運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、研究所の運営に関する事項を審議し、学長に報告する。

3 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 所長

(2) 各学科長及び研究所の各研究室（所長が所属する研究室を除く。）からそれぞれ選出された教授1名

(3) DNA分析技術教育センター長

(4) 大学事務局次長

4 運営会議に、委員長を置き、所長をもって充てる。

5 委員長は、必要に応じて運営会議を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

7 運営会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 運営会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 委員長は、必要があると認める場合は、運営会議の構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

10 委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(設置)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第34条第3項の規定に基づき、石川県立大学生物資源環境学部附属農場（以下「附属農場」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 附属農場の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教員、学生、聴講生、研究生、実習生、研修員等が行う実験研究に関する事項
- (2) 学生の生物生産実習に関する事項
- (3) 整備計画及び事業計画の作成に関する事項
- (4) 圃場及び農業施設の維持管理に関する事項
- (5) 家畜の飼育管理に関する事項
- (6) 機械器具及び資材の管理に関する事項
- (7) 農畜産物の調製及び加工に関する事項
- (8) その他附属農場に関する事項

(係制)

第3条 前条に掲げる業務を行うため附属農場に係制を設けることができる。

2 係制については別に定める。

(農場長)

第4条 附属農場長（以下「農場長」という。）は、附属農場職員を指揮監督し、附属農場の運営を統括する。

(農場主事)

第5条 附属農場に農場主事を置く。

- 2 農場主事は、農場長を補佐し、農場長不在のときは、その職務を代理する。
- 3 農場主事は、農場専任の教員をもってこれに充て、学長が任命する。
- 4 その他の農場専任の教員は、農場主事を補佐する。

(その他の職員)

第6条 附属農場の職員（第3条に規定する職員を除く。）は、農場長が定める業務分担に従い、主としてその担当する部門の業務に従事するとともに、農場全体の業務の実施に協力するものとする。

(運営会議の設置及び所掌事務)

第7条 附属農場の運営に関する事項を審議するため、附属農場運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、第2条に規定する事項を調査・審議し、学長に報告する。

(組織)

第8条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 農場長
- (2) 各学科及び附属生物資源工学研究所からそれぞれ選出された教員（助手を除く。）1

名

(3) 農場主事

(4) 大学事務局次長

(任期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第10条 運営会議に、委員長を置き、農場長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて運営会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第11条 運営会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第12条 運営会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第13条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第34条第3項の規定に基づき、石川県立大学生物資源環境学部附属農場（以下「農場」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 農場を利用することができる者は、実習・研究・研修及び社会教育活動を目的とする次に掲げる者とする。

- (1) 本学の教員（非常勤の者を含む。）及び学生
- (2) 石川県立大学学則第51条から第57条に定める科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員、実習生、外国人留学生で指導教員が必要と認めた者
- (3) その他附属農場長（以下「農場長」という。）が認めた者

(利用手続等)

第3条 前条に該当する者が、農場の圃場・施設・家畜等を利用しようとするときは、別に定める利用申請書に目的、使用面積及び期間等を記載のうえ、利用開始の一ヶ月前までに農場長に提出しなければならない。

2 農場長は、承認した場合は利用許可書を交付し、承認できない場合はその旨通知するものとする。

(責務)

第4条 農場の利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、別に定める利用心得を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第5条 農場長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用心得を遵守しないとき
- (2) 農場の運営に重大な支障を生じさせたとき
- (3) 利用申請書に虚偽の記載をしていることが判明したとき
- (4) 農場で獣医療の職務を担当する獣医師、又は家畜保健衛生所の獣医師が、家畜及び人の疫病対策のため家畜の処分を求めたとき
- (5) その他農場長の指示に従わないとき

2 許可の取消しによって生じる利用者の損害に対しては、農場長はその責を負わないものとする。

(損害賠償)

第6条 利用者が、故意又は重大な過失により施設及び設備を汚損、棄損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

石川県立大学生物資源環境学部附属農場利用の心得

石川県立大学生物資源環境学部附属農場の利用にあたっては、附属農場利用規程を遵守すること。

1. 利用上の留意点

- 1) 利用目的や実施計画等を明記した利用申請書を提出して利用許可を得ること。
- 2) 試験区を設定した圃場・施設のわかりやすいところに農場の定める様式に従い、利用者名と試験課題名等を掲示すること。
- 3) 試験区の管理は原則として利用者の責任とする。研究・調査終了後は、使用済みの機材、資材等をすみやかに撤去すること。
- 4) ゴミは全て利用者で分別の後、指定された場所へ移動させ処分すること。また、ペットを連れての入場は禁止する。
- 5) 家畜のふん尿は堆肥化して、農場長と協議のうえ、農場内の圃場に還元すること。

2. 利用の制限

- 1) 利用目的や利用計画、安全性に関する重大な違反があると認められた時は直ちに利用を中止する。
- 2) 以下にあげる例等では利用許可ができないことがある。
 - (1) 既に他の研究目的で試験・調査が行われている圃場・施設。
 - (2) 試験の内容が周辺環境に与える影響が大きいと判断された場合。
 - (3) その他、農場の管理上利用が不適と判断された場合。

3. 附属農場への出入り

- 1) 附属実験農場は24時間使用可能であるが、農場教職員の勤務時間外を大幅に超えて入場する場合は予め、農場主事又は教職員に申し出て許可を得ること。
- 2) 車両での進入は実験農場門から農場作業舎前までとする。他の場所への進入や駐車は禁止する（機材や資材の搬入など一時的な進入はこの限りではない）。また、駐車マナーを守ること。

4. 技術職員の補助

実験作物の栽培管理、動物飼育管理、圃場・施設の環境整備作業等の補助は利用者の申請があった業務内容のみ行うこととするが、利用者は試験開始前及び実施中にも、適時農場主事及び担当の技術職員と作業分担とその内容を明確にしておくこと。

5. 持ち込み資材の搬入並びに取り扱い

- 1) 持ち込み機材・資材の維持・管理は利用者が行うこと。
- 2) 農場所有の器具・機材の農場外部への持ち出しは原則認めない。ただし、やむを得ず持ち出す場合は、農場教職員に申し出て許可を得ること。

6. 生産物について

生産物の取扱いについて事前に申請がない限り、農場の判断で処分することができる。ただし、家畜の処分は原則として利用者が行うこと。

7. 調査研究成果の提出

農場の圃場・施設・家畜等を利用して行った調査・研究（農場教職員の協力を得た場合も含む）を発表した場合は、論文、報告書の別刷り2部を提出すること。

その他、農場教職員の指示には必ず従うこと。以上の事項を守り、事故やトラブルのないようにすること。

石川県立大学生物資源環境学部
附属農場長

圃場・施設・家畜等利用申請書

石川県立大学生物資源環境学部附属農場長 殿	
次のとおり附属農場所有の圃場・施設・家畜等の利用を申し込みます。	
申請年月日	年 月 日
申請者 (主として学生が利用する場合は、指導教員等を申請者としてください。)	所属
	職名
	氏名
	連絡先
	(電話(携帯)、Eメールアドレス等最も連絡が取れやすい一つを記入してください)
利用者 (申請者と異なる場合のみ記入してください)	身分・学年等
	氏名
	連絡先
	(電話(携帯)、Eメールアドレス等最も連絡が取れやすい一つを記入してください)
利用目的	
	(研究題目等を記入してください)
面積・数量等	
	(圃場の場合は面積を、施設・家畜の場合は数量等を記入してください)
利用内容	
	(具体的に記入してください。特に、圃場の場合は作物の種類と処理方法等も記入してください)
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	(年度をまたいでの利用申請も可能ですが、年度初めに再度申請書を提出してください)
補助作業の有無	
	(具体的な補助作業内容を記入してください)
生産物の処分方法	
備考	
	(持込み資材や機材の保管方法等を記入ください)
可	附属農場利用許可書 年 月 日 申請者 殿 石川県立大学生物資源環境学部附属農場 農場長 上記の申請を承認しました。利用に当たっては附属農場利用規程を遵守願います。 なお、担当技術職員は 殿 です。
	年 月 日 申請者 殿 石川県立大学生物資源環境学部附属農場 農場長 上記の申請は認められませんので、利用をお断りします。
否	

(裏面)

圃場・施設・家畜等利用申請書記入上の留意点

1. 圃場と施設、圃場と家畜等、複数の利用を申請する場合は、それぞれの対象について申請書を提出して下さい。
2. 申請書内の太枠内は記入しないで下さい。
3. 利用者が複数となる場合は、全員の身分・学年・氏名を記入して下さい。別紙でもかまいません。
4. 面積・数量等は希望とする面積・数量を記入下さい。希望に添えない場合、農場と協議した面積・数量で利用許可書を交付します。
5. 補助作業を必要とする場合は、利用許可書に担当技術職員の氏名を明記します。原則として、担当技術職員の変更は認めません。
6. 補助作業の内容は農場業務（主に学生実習の準備）に支障をきたさない範囲とします。なお、利用者から担当技術職員への直接指示は原則認めません（緊急時及び事前に農場主事が了解している指示についてはこの限りではありません）。
7. ご記入いただいた情報は、圃場または施設利用業務のために利用いたします。氏名・連絡先等の個人情報は、その他の目的には利用しません。ただし、圃場名・施設名・数量等の個人を特定しない情報は、農場業務年報等の統計データとして利用いたします。

(趣旨)

第1条 石川県立大学学則第63条の規定に基づき、石川県立大学の広報に関する事項を審議するため、石川県立大学広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- (1) 広報の企画・立案及び実施に関する事項
- (2) その他広報活動に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書・情報センター長
- (2) 学生部長
- (3) 各学科、教養教育センター及び附属生物資源工学研究所からそれぞれ選出された教員1名
- (4) 総務課長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、図書・情報センター長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員会の委員の中から互選された者
- (2) 石川県立大学専任教員の中から委員会が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立大学学則第63条の規定に基づき、石川県立大学（以下「本学」という。）の国際交流に関する事項を審議するため、石川県立大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- (1) 外国人留学生の受け入れに関する事項
- (2) 学生の海外留学及び海外研修に関する事項
- (3) 海外大学・研究機関との教員・研究者の交流に関する事項
- (4) 海外の大学との交流に関する事項
- (5) その他本学の国際交流に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 各学科、教養教育センター及び附属生物資源工学研究所からそれぞれ選出された教員（助手を除く。）1名

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員会の委員の中から互選された者

(2) 本学専任教員の中から委員会が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立大学学則第63条の規定に基づき、石川県立大学の情報システムに関する事項を審議するため、石川県立大学情報システム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- (1) 情報処理教育及び研究の支援に関する事項
- (2) 情報システムの管理及び運営に関する事項
- (3) その他情報システムに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学科及び附属生物資源工学研究所からそれぞれ選出された教員1名
- (2) 情報科目担当教員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員会の委員の中から互選された者
- (2) 石川県立大学専任教員の中から委員会が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立大学学則第19条第3項の規定に基づき、石川県立大学の教職課程に関する事項を審議するため、石川県立大学教職課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- (1) 教職課程の編成に関する事項
- (2) 教育実習に関する事項
- (3) その他教職課程に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 各学科、教養教育センター及び附属生物資源工学研究所からそれぞれ選出された教員（助手を除く。）1名
- (3) 教職に関する科目担当教員（助手を除く。）

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員会の委員の中から互選された者
- (2) 石川県立大学専任教員の中から委員会が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立大学学則第34条第3項の規定に基づき、石川県立大学産学官連携学術交流センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 産学官交流に関する事項
- (2) 地域貢献に関する事項
- (3) その他センターに関する事項

(運営会議)

第3条 センターに産学官連携学術交流センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置き、センターの運営に関する事項を審議し、学長に報告する。

(組織)

第4条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各学科、教養教育センター、附属生物資源工学研究所及び附属農場からそれぞれ選出された教員（助手を除く。）1名
- (3) 大学事務局長

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 運営会議に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて運営会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 運営会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 運営会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 運営会議に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 運営会議の委員の中から互選された者

(2) 石川県立大学専任教員の中から運営会議が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を運営会議に報告するものとする。

(庶務)

第10条 運営会議の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立大学学則第63条の規定に基づき、石川県立大学の環境安全確保に関する事項を審議するため、石川県立大学環境安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- (1) 化学物質及び廃水処理等に係る安全確保に関する事項
- (2) 教職員安全衛生管理規程第7条に規定する衛生委員会に関する事項
- (3) その他学内の環境安全確保に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学科、教養教育センター、附属生物資源工学研究所及び附属農場からそれぞれ選出された教員（助手を除く。）1名
- (2) 総務課長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員会の委員の中から互選された者
- (2) 石川県立大学専任教員の中から委員会が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立大学学則第63条の規定に基づき、石川県立大学の人権保護及び倫理遵守に関する事項を審議するため、石川県立大学人権・倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、学長に報告する。

- (1) 人権保護及び倫理遵守のための研修、調査及び広報・啓発活動に関する活動
- (2) 人権侵害及び倫理に反する事案が発生した場合の措置に関する事項
- (3) その他人権保護及び倫理遵守に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学科長、教養教育センター長、附属生物資源工学研究所長、附属農場長、学生部長及び事務局長
- (3) その他学長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(プライバシーの保護)

第9条 委員がその職務を遂行するに当たっては、教職員、学生及び関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(専門部会)

第10条 委員会に、専門的事項を調査・審議させるため、次の各号に掲げる専門部会を置くことができる。

- (1) ハラスメント防止部会
- (2) 研究倫理部会
- (3) 調査部会

2 調査部会の委員は、調査対象事案ごとに次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、調査対象事案の当事者は、調査部会の委員になることができないものとする。

- (1) 委員長が指名するハラスメント防止部会委員又は研究倫理部会委員
- (2) 委員長が指名する教職員
- (3) 弁護士
- (4) 委員長が必要と認めた者

3 各専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 第5条第3項及び第4項の規定は各専門部会の部会長に準用する。

5 各専門部会は、調査・審議した結果を委員長に報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、各専門部会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月8日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学（以下「本学」という。）の構成員等のハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 構成員等 教職員、委託契約職員、学生等本学で就労・修学するすべての者並びにこれらの者と就業上又は修学上接するすべての者をいう。

(2) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、教職員の妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント及びその他のハラスメントをいう。

ア セクシュアル・ハラスメントとは、行為者の意図にかかわらず、性的な言動等によって相手方の意に反して、不快感、困惑又は身体的、精神的苦痛を生じさせることをいう。

イ アカデミック・ハラスメントとは、研究・教育の場において、優位な立場や権限を利用して、相手方の教育研究や学業の妨害等にいたる不適切な言動や差別的な待遇等をいう。

ウ パワー・ハラスメントとは、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて指導や注意を行うことにより、精神的、身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させることをいう。

エ 教職員の妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントとは、職場において、教職員が、他の教職員の妊娠・出産・育児又は介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動又は妊娠・出産・育児又は介護に関する言動により当該他の教職員の就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントには該当しない。

オ その他のハラスメントとはアからウまでに掲げるもの以外のもので、相手方の意に反する要求、圧力又は不適切な言動によって、精神的、身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させることをいう。

(構成員等の責務)

第3条 構成員等は、ハラスメントを行ってはならない。

2 構成員等は、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

(相談窓口)

第4条 構成員等からのハラスメントに関する苦情の申出、告発及び相談（以下「苦情相談等」という。）に対応するため、ハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、相談員を配置する。

2 相談員は、次に掲げる者とする。

(1) 石川県立大学人権・倫理委員会ハラスメント防止部会（以下「防止部会」という。）委員

(2) 石川県立大学人権・倫理委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する教職員

3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 前項の相談員に欠員が生じた場合の後任相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

（苦情相談等への対応）

第5条 相談員は、相談窓口で苦情相談等があったときは、誠意をもってこれに対応し、必要に応じて助言、指導等にあたるものとする。この場合において、相談員は、この規程及び本学が定めるハラスメントに関する指針に十分留意しなければならない。

2 相談員は、前項の苦情相談等を受けたときは、遅滞なく防止部会部会長に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた防止部会部会長は、報告をした相談員に対し、必要に応じて指示、助言等を行うものとする。

4 相談員は、苦情相談等への対応に当たり、必要に応じて防止部会会長と協議の上、他の相談員を加えることができる。

（予備調査の実施）

第6条 前条第2項の報告を受けた防止部会部会長は、当該苦情相談の内容を委員長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた委員長は、必要と認めるときは、防止部会部会長に予備調査の実施を指示するものとする。

3 予備調査は、ハラスメントの有無を判断するために必要な事実関係を把握することを目的とし、防止部会部会長が指名する教職員による関係者のヒアリング等の方法により行うものとする。

4 防止部会部会長は、予備調査の結果を委員長に報告するものとする。

（本調査の実施）

第7条 予備調査結果の報告を受けた委員長は、事案の経緯、内容及び被害の状況等の詳細を正確に把握するために必要と認めるときは、調査部会に本調査を行わせるものとする。

（ハラスメントの行為に対する措置）

第8条 調査の結果、ハラスメントが行われたことが確認されたときは、委員長は、石川県立大学人権・倫理委員会（以下「委員会」という。）においてその対応について検討するものとする。

2 前項の場合において、委員会の委員が当該事案の当事者又は関係者であるときは、当該委員は検討に加わることができないものとする。

3 学長は、第1項の検討結果を踏まえ、適切な措置を講ずるものとする。

4 学長は、前項に定めるもののほか、本学に就労上又は修学上の環境を改善する必要があると認めるときは、ハラスメントの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

（プライバシーの保護）

第9条 苦情相談等の受付その他の対応に関係した者は、当該苦情相談等に係る当事者その他の関係者のプライバシー、名誉その他の人権に配慮するとともに、知り得た秘密を他に

漏らしてはならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第10条 学長、大学事務局長その他の構成員等は、他の構成員等に対して、苦情相談等又は苦情相談等に係る調査への協力その他の対応をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 2 条）
- 第 2 章 適用範囲（第 3 条）
- 第 3 章 組織（第 4 条）
- 第 4 章 動物実験委員会（第 5 条－第 13 条）
- 第 5 章 動物実験等の実施（第 14 条－第 16 条）
- 第 6 章 実験動物の飼養及び保管（第 17 条－第 25 条）
- 第 7 章 施設等（第 26 条－第 31 条）
- 第 8 章 安全管理（第 32 条－第 34 条）
- 第 9 章 教育訓練（第 35 条）
- 第 10 章 自己点検・評価・検証（第 36 条）
- 第 11 章 情報公開（第 37 条）
- 第 12 章 罰則（第 38 条）
- 第 13 章 雑則（第 39 条－第 40 条）

附則

(前文)

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」（以下「飼養保管基準」という。）及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から動物実験等の実施方法を定めるものである。

第 1 章 総則

(趣旨及び基本原則)

- 第 1 条 この規程は、石川県立大学における動物実験等及び実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、学長の責務、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続、実験動物の飼養及び保管方法等必要な事項を定めるものとする。
- 2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針(平成 7 年総理府告示第 40 号)」(以下「殺処分指針」という。)、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物

を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)の3R(Replacement, Reduction, Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 動物実験等

本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 飼養保管施設

実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。

(3) 実験室

実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む)を行う動物実験室をいう。

(4) 施設等

飼養保管施設及び実験室をいう。

(5) 実験動物

動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。

(6) 動物実験計画

動物実験等の実施に関する計画をいう。

(7) 動物実験実施者

動物実験等を実施する者をいう。

(8) 動物実験責任者

動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

(9) 管理者

学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。畜舎の管理者は生産科学科教員とし、小動物室等その他の施設の管理者は動物実験委員会委員長とする。

(10) 実験動物管理者

管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。なお、管理者が実験動物管理者を兼ねることを認める。

(11) 飼養者

実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(12) 管理者等

管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(13) 法令

法、飼養保管基準、その他動物実験等に関する法令をいう。

(14) 指針等

基本指針及び殺処分指針並びにガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

第3章 組織

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における適正な動物実験の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 施設等の整備
- (2) 動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握
- (3) 前号の結果に基づく改善計画
- (4) 施設等の設置及び廃止の承認
- (5) 動物実験等に係る安全管理
- (6) 教育訓練の実施
- (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
- (8) 外部の機関等による検証の実施
- (9) その他、動物実験等の適切な実施のために必要な措置

2 学長は、動物実験計画の審査、実施状況及び実施結果に関する助言、施設等の調査、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、外部の機関等による検証の実施、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第4章に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4章 動物実験委員会

(委員会の役割)

第5条 委員会は、学長の諮問を受け、次に掲げる事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が法令及び指針等並びに本規程に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価及び外部の機関等による検証の実施に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員により構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者複数名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者複数名

(3) その他学識経験を有する者若干名

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(担当事務)

第9条 委員会に関する事務は、大学事務局が行う。

2 事務担当は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(委員会の定足数)

第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(委員会の表決)

第11条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、委員会が特に重要と認めた事項については、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(委員以外の教職員の出席)

第12条 委員長は、委員以外の教職員を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(秘密の保持)

第13条 委員及び委員会に出席した教職員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第14条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、「動物実験計画書」(別記様式第1号)を学長に提出しなければならない。

(1) 研究の目的、意義及び必要性

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を立案する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。

- 2 学長は、動物実験責任者から「動物実験計画書」（別記様式第1号）の提出を受けたときは、委員会の審査を経て、その計画を承認または却下し、その結果を「動物実験計画書」（別記様式第1号）により当該動物実験責任者に通知しなければならない。
- 3 前項に定める動物実験計画の承認期限は承認日の属する年度内限りとする。
- 4 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
- 5 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、「動物実験計画（変更・追加）届」（別記様式第2号）の申請を第1項と同様に行い、実験計画を変更することの承認を得なければならない。

（実験操作）

第15条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に次に掲げる事項を遵守し、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにすること。

- (1) 実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用すること。
- (2) 適切に維持管理された施設等及び設備を用いて動物実験等を実施すること。
- (3) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等を用いること。
 - ② 実験の中断や終了の基準（人道的エンドポイントを含む）に従い、安楽死処置等の適切な処置を講じること。
 - ③ 実験に供する期間をできるだけ短くする等、実験の終了時期に配慮すること。
 - ④ 保温等適切な処置を採るとともに、適切に術後管理を行うこと。
 - ⑤ 安楽死処置は殺処分指針に基づくとともに、国際的なガイドライン等に十分配慮し適切に行うこと。
- (4) 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従って行うこと。
- (5) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。
- (6) 麻薬等、規制対象となる薬物の使用及び保管等については当該法令等に基づき適切に行うこと。
- (7) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。
- (8) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (9) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

（実験結果の報告）

第16条 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき、動物実験等を実施し、終了又は中

止した後、「動物実験結果報告書」（別記様式第3号）により、実際に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無及び成果等の、動物実験計画の実施の結果について学長に報告しなければならない。

2 動物実験責任者は、前年度の「動物実験の自己点検票」（別記様式第4号）を提出すること。

3 学長は、動物実験計画の実施結果について、委員会に報告すること。

4 学長は、動物実験計画の実施の結果について、必要に応じ委員会の助言を受け、適正な動物実験のための改善措置を講ずること。

第6章 実験動物の飼養及び保管

（マニュアル【標準操作手順】の作成と周知）

第17条 管理者及び実験動物管理者は、法及び飼養保管基準を踏まえた飼養保管のマニュアル（標準操作手順書）を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し、遵守させること。
（実験動物の健康及び安全の保持）

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

（実験動物の導入）

第19条 管理者は、実験動物の導入に当たり、法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて適切な検疫（書面検疫を含む）、隔離飼育等を行うこと。

3 実験動物管理者は、必要に応じて実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための措置を講じること。

（飼養及び保管の方法）

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に
応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。

2 実験動物管理者は、施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認を行うこと。

（健康管理）

第21条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかることを予防する等必要な健康管理を行うこと。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。

（異種又は複数動物の飼育）

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(記録管理の適正化及び報告)

第 23 条 管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行うこと。

2 管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めること。

3 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等及び飼養保管基準の遵守状況について、「実験動物飼養保管状況の自己点検票」(別記様式第 5 号)により学長に報告すること。

(譲渡等の際の情報提供)

第24条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(輸送)

第 25 条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めること。

第 7 章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第 26 条 飼養保管施設を設置(変更を含む。)する場合は、管理者が「飼養保管施設設置承認申請書」(別記様式第 6 号)を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定し、その結果を「飼養保管施設設置承認申請書」(別記様式第 6 号)により管理者に通知しなければならない。

3 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設で実験動物の飼養もしくは保管または動物実験等を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第 27 条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

(2) 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備及び飼養能力等を有すること。

(3) 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。

(4) 床や内壁等が清掃、衛生状態の維持等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。

(5) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、逸走時の対応策を定めていること。

(6) 実験動物の汚物等を適切に処理でき、施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生防止が図られ、また、施設又は設備により騒音の防止が図られることにより、施設及び施設周辺の生活環境の保全ができていないこと。

(7) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第 28 条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む。）する場合、管理者が「実験室設置承認申請書」（別記様式第 7 号）を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定し、その結果を「実験室設置承認申請書」（別記様式第 7 号）により管理者に通知しなければならない。

3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48 時間以内の一次的保管を含む。）を行うことができない。

（実験室の要件）

第 29 条 実験室は、次に掲げる要件を満たすこと。

（1）実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

（2）排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

（3）常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（施設等の維持管理及び改善）

第 30 条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

2 管理者は、その管理する施設等について飼養又は保管する実験動物の生理、生態、習性等に応じて適切に整備を行うこと。

3 管理者及び実験動物管理者は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設等の構造及び飼養又は保管の方法を確保すること。

（施設等の廃止）

第 31 条 施設等を廃止する場合は、管理者が「施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届」（別記様式第 8 号）を学長に届け出ること。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

3 学長は、廃止届出された施設等を委員会に調査させ、その報告により、廃止を承認すること。

第 8 章 安全管理

（危害等の防止）

第 32 条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び必要な健康管理を行い、発生時には適切な措置を講じること。

4 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。

5 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、相互の情報提供により、必要な指導及び報告を行うこと。

6 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

7 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第 33 条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置に関して「緊急時の対応マニュアル」をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。

2 管理者等は、緊急事態発生時において、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(人獣共通感染症に係る知識の習得等)

第 34 条 管理者等は、人獣共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努め、人獣共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等と連絡体制の整備に努めること。

第 9 章 教育訓練

第 35 条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受講させること。

- (1) 法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人獣共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

3 教育訓練は、動物実験委員会が行う。

第 10 章 自己点検・評価・検証

第 36 条 学長は、委員会に毎年、動物実験等の実施に関する透明性を確保するために、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせること。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、動物実験実施者及び動物実験責任者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の機関等による検証を実施すること。

第 11 章 情報公開

第 37 条 学長は、本学における、動物実験等に関する情報を毎年 1 回程度公表する。

第 12 章 罰則

第 38 条 学長は、本規程に違反した者の動物実験等を直ちに中止させ、一定期間動物実験等の実施を禁ずることができる。

2 罰則の適用に関して、学長は動物実験委員会の助言を求めることができる。

第 13 章 雑則

(準用)

第 39 条 第 2 条第 5 号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

(委任)

第 40 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 14 日から施行する。

動物実験計画書

石川県立大学学長様

新規変更・年度更新

提出年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

研究課題

研究目的					
動物実験責任者名 (選択項目を■)	フリガナ	部局名		職	動物実験の経験等
	氏名				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
動物実験実施者名 (括弧内にフリガ ナ、 選択項目を■)	e-mail	@	連絡先 TEL		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	()				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	@		連絡先 TEL		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	()				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	@		連絡先 TEL		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	()				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	@		連絡先 TEL		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	()				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

実験実施期間	承認後～20 () 年 3 月	中止・終了等	20 () 年 月 日				
飼養保管施設及び 実験室	飼養保管施設	実験室					
使用動物	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先 (導入機関名)	備考

研究計画と方法	研究概要 (研究計画と方法について、その概要を記入する。)
	実験方法 (動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。)

特殊実験区分 (該当項目をすべて ■)	<input type="checkbox"/>	1.感染実験 安全度分類: <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3		
	<input type="checkbox"/>	2.遺伝子組換え動物使用実験 区分: <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A		
	<input type="checkbox"/>	3.放射性同位元素・放射線使用実験		
	<input type="checkbox"/>	4.化学発癌・重金属実験		
動物実験の種類 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	動物実験を必要とする理由(選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1.検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	2.検討した代替手段の精度が不十分だった。
	<input type="checkbox"/>	3.その他	<input type="checkbox"/>	3.その他

想定される 苦痛のカテゴリー (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	A.脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。
	<input type="checkbox"/>	B.脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレス、または痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。
	<input type="checkbox"/>	C.脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。
	<input type="checkbox"/>	D.無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近いまたはそれ以上の痛みを与えらると思われる実験。
動物の苦痛軽減、 排除の方法 (該当項目をすべて ■)	<input type="checkbox"/>	1. 短時間の保定・拘束及び注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。
	<input type="checkbox"/>	2.科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。
	<input type="checkbox"/>	3.麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入: _____)
	<input type="checkbox"/>	4.動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。
	<input type="checkbox"/>	5.その他(具体的に記入: _____)
安楽死の方法 (該当項目をすべて ■)	<input type="checkbox"/>	1.麻酔薬等の使用(具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入: _____)
	<input type="checkbox"/>	2.炭酸ガス
	<input type="checkbox"/>	3.中枢破壊(具体的に記入: _____ 法)
	<input type="checkbox"/>	4.安楽死させない(その理由を記入: _____)
動物死体の処理方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1.外部業者に依託
	<input type="checkbox"/>	2.その他(具体的に記入: _____)
その他必要又は 参考事項	(過去の動物実験計画書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)	

委員会記入欄	審査終了:20 ()年 月 日		
	修正意見等		
	審査結果 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、石川県立大学動物実験取扱規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 石川県立大学遺伝子組換え実験等安全委員会の承認後、実験を開始すること。) <input type="checkbox"/> 本実験計画は、石川県立大学動物実験取扱規程に適合しない。		
学長承認欄	承認: _____年 月 日		
	本実験計画を承認します。 承認番号: 第 _____号 石川県立大学学長 氏名 _____ 印		

石川県立大学学長様

動物実験計画（変更・追加）届

動物実験責任者

所 属

職

氏 名

連絡先

石川県立大学動物実験取扱規程第 14 条第 5 項の規定に基づき、承認番号 _____
の動物実験計画を、下記のとおり（変更・追加）します。

記

1. 変更・追加事項*

(*実験内容及び責任者の変更は、「計画書」を新たに提出すること。また、遺伝子組換え動物の追加は石川県立大学遺伝子組換え実験等安全委員会の承認を得ること)

1) 動物実験実施者の変更・追加

2) 実験動物種及び使用数等の変更・追加

3) 実験実施期間の変更

4) その他

2. 変更・追加等の理由

石川県立大学学長様

動物実験責任者
所 属
職
氏 名
連絡先

動物実験結果報告書

石川県立大学動物実験取扱規程第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 承認番号	
2. 研究課題名	
3. 実験の結果 (該当項目にマークし、その概要を簡潔に記述)	<input type="checkbox"/> 計画どおり実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施(*) <input type="checkbox"/> 中止
	結果の概要
4. 実験(終了・中止)年月日	年 月 日
5. 実験動物の処分年月日	年 月 日
6. 成果(発表予定を含む)	
7. 特記事項	
8. 委員会記入欄	<p>点検結果</p> <input type="checkbox"/> 報告された動物実験は、石川県立大学動物実験取扱規程に適合する。 <input type="checkbox"/> 報告された動物実験は、石川県立大学動物実験取扱規程に適合しない。

*動物実験計画書及び実験計画(変更・追加)届が提出されていること

動物実験の自己点検票

動物実験責任者	氏名：	所属：
実験計画承認番号		
研究課題名		

点検項目		点検結果	備考
1	実験は計画書に記載した場所のみで実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
2	げっ歯類以外の動物の大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は専用の手術室で実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
3	げっ歯類以外の動物の大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は無菌的に実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
4	侵襲性の高い大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は十分な知識と経験を有する者、あるいはその指導下で実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
5	存命手術において、術後観察および必要に応じた術後管理（術野消毒、術後鎮痛、補液、抗生剤投与、保温など）を実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
6	計画書に記載した麻酔および鎮痛処置を実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	(鎮痛、麻酔薬名)
7	計画書に記載した安楽死法を採用したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	(安楽死法)
8	苦痛度が高い実験において、人道的エンドポイントに沿った安楽死を実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
9	実験目的以外の動物の傷害や疾病が発生した場合、適正な治療、措置（安楽死も含む）を実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
10	動物実験に際して、動物に起因する人の傷害や疾病（アレルギーを含む）の罹患はなかったか？	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	(傷害、疾病名)

- 各項目で「いいえ」又は「ある」をチェックした場合は、備考欄に理由を記入すること
- 項目6,7で「はい」をチェックした場合は、備考欄に具体的な名称、方法等を記入すること
- 項目6,7で「該当せず」をチェックした場合は、備考欄に理由を記入すること

実験動物飼養保管状況の自己点検票

飼養保管施設の名称	
管理者氏名（部局の長等）	
実験動物管理者氏名	
飼養者（人数）	名
飼養保管動物種および数	動物種： 飼養数*1：
点検実施日および実施者	実施日： 実施者*2：

*1 飼養数は点検実施日の数とする。

*2 点検実施者は、原則として実験動物管理者となる。

点検項目	点検結果	備考
飼養保管の方法	適切な給餌・給水が実施されているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	動物の生理、生態、習性等に応じ、必要な健康の管理がなされているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保がされているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	実験目的以外の動物の傷害や疾病の発生予防措置、発生時の治療等が実施されているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	動物の導入時に検疫（書面検疫を含む）、隔離飼育等を実施しているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
	動物の飼育環境への順化、順応を図っているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	異種動物の同一飼育室での飼育、複数個体の同一ケージでの飼育の際、組合せに配慮しているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
施設の構造等	飼育ケージは、動物が自然な姿勢で日常的な動作を行える大きさを有するか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	飼育室の温度、湿度、換気、照度は、動物に過度のストレスがかからない範囲にあるか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	飼育室、飼育装置等の床、内壁、天井は清掃や衛生状態の維持が容易な構造を有しているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	突起物、穴、くぼみ、斜面等で動物が傷害を受けるおそれはないか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

教育訓練	飼養保管の方法、廃棄物処理の方法、逸走時や緊急時の対応、その他の飼養保管施設での具体的な作業手順等を記載したマニュアル等が整備されているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	マニュアル等による動物実験従事者や飼養者への教育を実施しているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
生活環境の保全	動物の死体および汚物の保管、処理等は適切に行われているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	施設は常に清潔に保たれているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	悪臭、騒音、害虫等の発生により、施設周辺からの苦情はないか？	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	
危害等の防止	飼育室や飼育装置は、動物が逸走しない構造及び強度を有しているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	関係者に、動物に由来する微生物感染、アレルギー、怪我に対する防護措置（隔離飼育装置の設置、マスク、グローブ、ゴーグル等の着用等）を採っているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	防護措置*3：
	動物の数及び状態の確認のため、日常的な管理、点検、巡回等を実施しているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	動物による危害防止に必要な情報（動物の取扱いや実験に伴う病原体や有害化学物質等に関する情報）の保有が共有されているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
	実験に無関係な者の立入制限をしているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	有毒動物（毒ヘビ等）を飼養保管する場合、抗毒素血清等の救急医薬品の準備はあるか？ また、医師による救急措置が行えるか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
	動物の逸走に備えた捕獲器具は備えられているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	人に危害を及ぼすおそれや環境保全上の問題のある動物（特定動物、特定外来生物、遺伝子組換え動物等）が施設外へ逸走した場合の連絡先は明確か？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	連絡先*3：
	地震や火災発生時の緊急対応措置の計画が整備されているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	人と動物の共通感染症に関する知識の習得、情報の収集はされているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
人と動物の共通感染症が発生した場合の学内連絡先は明確か？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	連絡先*3：	

記録管理	動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳等が整備されているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	人に危害を及ぼすおそれのある動物（特定動物、危険な特定外来生物等）には、個体識別措置が講じられているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	個体識別法 ^{*3} ：
輸送	動物の輸送に際し、動物の健康及び安全、人への危害防止の点で問題は生じていないか？	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	

- 点検結果で、「いいえ」又は「ある」をチェックした場合には、備考欄にその理由を記入すること
- ^{*3} 「はい」をチェックした場合、備考欄に具体的事項を記入すること
- 点検は動物を飼育している状態で行うことを前提とするが、点検時に動物が飼育されていない場合は、飼育時を顧みて点検を行うこと

飼養保管施設設置承認申請書

石川県立大学学長様

管理者
所 属
職
氏 名
連絡先

石川県立大学動物実験取扱規程第 26 条の規定に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

1. 飼養保管施設 (施設) の名称	
2. 施設の管理体制	<管理者> 所属 職名 氏名 連絡先
3. 施設の概要	1) 建物の構造： (例：鉄筋コンクリート造) 2) 空調設備： (例：温湿度制御、換気回数等) 3) 飼養保管する実験動物種： 4) 飼養保管設備（飼育ケージ等） 規格： 最大収容数： 5) 逸走防止策（ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など） 6) 衛生設備（洗浄・消毒・滅菌等の設備） 名称： 規格： 7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策

実験室設置承認申請書

石川県立大学学長様

管理者
所 属
職
氏 名
連絡先

石川県立大学動物実験取扱規程第 28 条の規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

1. 実験室の名称	
2. 管理の体制	<実験室管理者> (例：学科長等) 所属 職名 氏名 連絡先
3. 実験室の概要	1) 実験室の面積：(m ²) 2) 実験に使用する実験動物種： 3) 実験設備（特殊装置の有無名称、型式等） 4) 逸走防止策（前室の有無、窓や排水口の封鎖など） 5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4. 特記事項（例： 化学的危険物質 や病原体等を扱 う場合等の設備 構造の有無等）	
5. 委員会記入欄	調査月日： 年 月 日 調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。) <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合しない。 意見等：

6. 学長承認欄	承認： 年 月 日
	本申請を承認します。 承認番号：第 号 石川県立大学学長 氏 名 印

添付資料

実験室の位置を示す地図

実験室の平面図

石川県立大学学長様

管理者
所 属
職
氏 名
連絡先

施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届

石川県立大学動物実験取扱規程第 31 条の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止する飼養保管施設（施設）または実験室の名称	
	設置承認番号（ ）
2. 管理者	所属 氏名 職名 連絡先
3. 廃止年月日	年 月 日
4. 廃止後の利用予定	
5. 廃止時に残存した飼養保管動物の措置（施設の場合のみ記載）	残存飼養保管動物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合の措置
6. 特記事項	
7. 委員会記入欄	
8. 学長記入欄	石川県立大学学長

Ishikawa Prefectural University
Nonoichi-machi, Ishikawa
921-8836, Japan

CERTIFICATE

This is the certification concerning the following animal experimentation,
title;

by researchers;

The experimentation was reviewed according to the Fundamental Guideline for Proper Conduct of Animal Experiment and Related Activities in Academic Research Institutions (Notice No. 71 of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, 2006) and the Law for the Humane Treatment and Management of Animals (Law No. 105, 1973) and Standards Relating to the Care and Management of Laboratory Animals and Relief of Pain (Notice No. 88 of the Ministry of the Environment, 2006) and approved by the Ethical Committee on Animal Experimentation, Ishikawa Prefectural University.

Approval No. of experimentation; _____

I hereby certify the above statement to be correct in every detail.

Date;

Signature

President

Of

Ishikawa Prefectural University

(趣旨)

第1条 この規程は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第3条の規定に基づく基本事項（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号）、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省第1号）、（以下「法令等」という）に基づき、石川県立大学（以下「本学」という。）における遺伝子組換え生物等の第二種使用等実験（以下「実験」という。）に関し、実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。ただし、法に規定する第一種使用に当たっては、遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）の定めるところによる。

(安全確保業務の総括)

第2条 石川県立大学学長は、本学における実験において、生物の多様性の確保及び、安全確保に関して総括した責任を負う。

(遺伝子組換え実験等安全委員会の設置)

第3条 本学に石川県立大学遺伝子組換え実験等安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

(安全委員会の組織)

第4条 安全委員会は、学長が任命する次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 第6条第1項に規定する安全主任者
- (2) 遺伝子組換え実験等に従事する教員 2人
- (3) 前号以外の本学の教員 2人
- (4) DNA分析技術教育センターの教員 1人

2 委員（前項第1号に規定する委員を除く。）の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

3 安全委員会に委員長を置き、委員長は学長が指名する。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 安全委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

6 安全委員会が必要と認めたときは、委員以外の出席を求め意見を聞くことができる。

(安全委員会の任務)

第5条 安全委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査、審議し、学長に対し助言又は勧告を行うものとする。

- (1) 実験に関する学内規程等の制定改廃に関する事項
- (2) 実験計画の法令等及びこの規程に対する適合性に関する事項

- (3) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関する事項
 - (4) 実験施設及び設備の認定に関する事項
 - (5) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関する事項
 - (6) その他実験の安全確保・第二種使用等の拡散防止措置等に関して必要な事項
- 2 安全委員会は、必要に応じ、次条第1項に規定する安全主任者及び第7条第1項に規定する実験責任者に対し、報告を求めることができる。

(安全主任者)

第6条 実験の安全確保等に関し、学長を補佐するため、遺伝子組換え実験等安全主任者(以下、「安全主任者」という。)を置く。

- 2 安全主任者は、法に定める要件を充たす者のうちから、安全委員会の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 安全主任者の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の安全主任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 安全主任者は、安全委員会と密接に連絡をとり、次の各号に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 実験が法令等及びこの規程に従って、適正に遂行されているか否かを確認すること。
 - (2) 実験責任者に対し、指導助言を行うこと。
 - (3) 実験計画の承認申請に当たり、あらかじめ内容を審査すること。
 - (4) その他実験の安全確保・第二種使用等の拡散防止措置等に関する必要な事項の処理に当たること。

(実験責任者)

第7条 実験を計画し、実施しようとするときは、実験従事者のうちから、実験計画ごとに当該実験全体の適切な管理監督に当たる実験責任者を置かなければならない。

- 2 実験責任者は、法令等及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術に習熟した者でなければならない。
- 3 実験責任者は、実験の実施に当たり遺伝子組換え(第二種使用等)実験計画承認申請書(別記様式第1号)、遺伝子組換え実験計画書(別記様式第2号)を安全主任者を経て学長に提出し、その承認を得なければならない(以下「機関承認実験」という。)。この場合、第6項の機関届出実験に係るものを除く。また、実験計画を変更しようとする場合は、実験責任者は、遺伝子組換え(第二種使用等)実験計画変更申請書(別記様式第1号)を安全主任者を経て学長に提出し、その承認を得なければならない。
- 4 実験責任者は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 安全主任者との緊密な連絡の下に、法令等及びこの規程を遵守し、実験全体の適切な管理監督に当たること。
 - (2) 実施した実験の内容を記録する遺伝子組換え実験実施記録簿(別記様式第3号)を備え、これを所定の期間ごとに安全主任者を経て学長の閲覧に供すること。
 - (3) 実験従事者に対して、当該実験の実施に当たり必要な教育訓練及び指導を行うこと。
 - (4) その他実験の安全確保・第二種使用等の拡散防止措置等に関して必要な事項を実施すること。
- 5 本学の実験施設及び設備を利用して他の研究機関等の研究者等と共同実験を行う場合

には、本学の教員を実験責任者にするものとする。

- 6 P1かつB1又はP1かつB2の実験を機関届出実験とする。機関届出実験に係る実験計画については、あらかじめ、学長に届出するものとし、学長は、速やかに安全委員会に報告するものとする。

(実験従事者)

第8条 実験従事者は、実験の計画及び実施に当たっては、実験責任者の指示に従うとともに、法令等及びこの規程を遵守し、安全確保・第二種使用等の拡散防止措置等に努めなければならない。

- 2 実験従事者は、実験の実施に当たっては、遺伝子組換え実験及び病原微生物に係る標準的な実験方法並びに実験に特有な操作方法並びに関連する技術に精通し、習熟していなければならない。

- 3 実験従事者は、実験の実施（第10条第2項の規定による実験の継続が承認された場合における実験の継続を含む。）に当たっては、遺伝子組換え実験実施（継続）報告書（別記様式第4号）を実験責任者及び安全主任者を経て学長に提出しなければならない。

- 4 実験従事者は、自己の担当する実験を終了したとき、又は中止する必要があるときは速やかにその結果又は状況等を実験責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(実験計画の審査及び承認)

第9条 学長は、第7条第3項の規定による遺伝子組換え（第二種使用等）実験計画申請書等を受理したときは、速やかに安全委員会の審議を経て、その可否を決定するものとする。この場合、文部科学大臣の拡散防止措置の確認及びこれに基づく学長の承認を得ることが必要である実験（以下「大臣確認実験」という。）を行おうとする場合、あらかじめ法第13条の規定に従い第二種使用等拡散防止措置確認申請書を文部科学大臣に申請しなければならない（別記様式第5号）。

- 2 安全委員会は、法令等及びこの規程に定める安全確保・第二種使用等の拡散防止措置等に対する適合性を基準として実験計画を審査するものとする。

(実験の終了又は中止等)

第10条 実験責任者は、承認を受けた実験を終了し、又は中止したときは、遅延なく、遺伝子組換え実験（第二種使用等）終了（中止）報告書（別記様式第6号）を安全主任者を経て学長に提出しなければならない。この場合、法第13条に規定のある大臣確認実験の結果について報告を行うこととされたものにあつては、当該実験終了後に第二種使用等の結果報告書を安全主任者を経て学長に提出し、学長は文部科学省研究振興局長に報告することとする（別記様式第7号）。

- 2 実験責任者は、承認を受けた実験期間を延長して実験の継続を必要とする場合には、遺伝子組換え実験（第二種使用等）継続申請書（別記様式第1号）を安全主任者を経て学長に提出し、その承認を得なければならない。

- 3 第9条第1項前段の規定は、遺伝子組換え実験継続申請の審査及び承認に準用する。

(実験従事者の健康管理)

第11条 学長は、実験従事者に対し、実験の開始前及び開始後1年を超えない期間ごとに健康診断を実施しなければならない。ただし、当該健康診断は、本学が行う一般定期健康診断をもって代えることができる。

- 2 学長は、実験従事者が病原微生物を取り扱う場合には、当該実験開始前に、安全委員会の審査結果に基づき、必要に応じ予防接種を行い、また、抗生物質、ワクチン、血清等を準備しなければならない。この場合において、実験開始後6か月を超えない期間ごとに特別定期健康診断を行うものとする。
- 3 学長は、実験室内感染が疑われる場合には、直ちに健康診断を行い、適切な措置を講じなければならない。
- 4 学長は、実験従事者に、次の各号のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、臨時に健康診断を行う等の適切な措置を講じなければならない。
 - (1) 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込み、又は吸い込んだとき。
 - (2) 遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染されたとき。
 - (3) 遺伝子組換え生物等により実験室及び実験区域が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。
- 5 学長は、健康診断の結果を記録し、保存しなければならない。

(施設及び設備の管理)

第12条 安全主任者は、遺伝子組換え生物等を実験施設及び設備内に封じ込め、外界への拡散、実験従事者その他の者への伝播を防止するため、実験施設及び設備を法令等及びこの規程に定めるところにより管理保全するものとする。

- 2 実験責任者は、実験中における実験施設への関係者外の者の立入りについて、必要に応じ、制限又は禁止の措置を講じなければならない。
- 3 安全主任者は、P2、P2A及びP2Pレベル以上の実験を行う場合、当該実験の拡散防止措置のレベルの条件を満たすレベルを施設及び設備に表示しなければならない。

(遺伝子組換え生物等の取扱い)

第13条 遺伝子組換え生物等の取扱いに当たっては、法令等に定められた拡散防止措置を厳守するほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 遺伝子組換え生物等は、所定の貯蔵庫に保管し、実験責任者が管理するとともに、明細目録を作成し、これを保存すること。
 - (2) 遺伝子組換え生物等によって汚染された廃棄物は、廃棄前に消毒その他の適当な処理方法によって崩壊又は死滅させること。
 - (3) 遺伝子組換え生物等を実験施設外へ搬出し、又は実験施設内へ搬入する際は、堅固で安全な容器に密封して運搬すること。
- 2 実験責任者は、第二種使用等をしている遺伝子組換え生物等を譲受又は譲渡した場合は、遺伝子組換え生物等の(譲受・譲渡)報告書(別記様式第8号)により安全主任者に報告しなければならない。

(緊急事態発生時の措置)

第14条 地震、火災その他の災害により、遺伝子組換え生物等による汚染が発生し、又は発生するおそれのある事態を発見した者は、生物災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに実験責任者又は安全主任者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた実験責任者又は安全主任者は、相互連絡の下に状況を判断し、立入禁止、消毒等の必要に応じた措置を講じるとともに、安全主任者にあつては、その状況又

は結果を学長に報告しなければならない。

3 学長は、第1項に規定する汚染の発生があった場合には、直ちにその旨を文部科学省学術国際局長に報告しなければならない。

(事故の報告)

第15条 実験従事者は、次の各号のいずれかに該当する事実があったときは、直ちに実験責任者及び安全主任者を経て学長に報告しなければならない。

- (1) 遺伝子組換え生物等が紛失したとき。
- (2) 実験施設が遺伝子組換え生物等により著しく汚染されたとき。
- (3) 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込み、又は吸い込んだとき。
- (4) その他遺伝子組換え生物等により身体に異常を認めたとき。

(承認取消し等)

第16条 安全主任者は、実験責任者又は実験従事者が法令等及びこの規程に違反し、又は違反するおそれがあると認めたときは、学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、安全委員会の審議を経て、違反者に対し勧告を行わなければならない。学長は、直ちに勧告に従わない者に対し実験の中止及び試料の廃棄を命令しなければならない。

(実験記録の保存)

第17条 実験実施記録簿その他実験の経過等に関する記録書類は、5年間保存するものとする。

(細目)

第18条 この規程に定めるもののほか、実験の安全確保に必要な事項は、法令等の定めるところによるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、学長が定める。

(庶務)

第19条 この規程の施行に関して必要な庶務は、事務局において行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

承認番号	
------	--

遺伝子組換え（第二種使用等）実験（承認・変更・継続）申請書

実験の区分（該当する項目にチェックを入れること）	
<input type="checkbox"/> 微生物使用実験	<input type="checkbox"/> 大量培養実験
<input type="checkbox"/> 動物使用実験	<input type="checkbox"/> 植物等使用実験
<input type="checkbox"/> 細胞融合実験	
<input type="checkbox"/> 大臣確認実験	<input type="checkbox"/> 機関承認実験

年 月 日

石川県立大学長 殿

遺伝子組換え実験責任者

所 属

職 名

氏 名

印

石川県立大学遺伝子組換え実験等安全管理規程第7条（承認・変更）又は第10条（継続）の規定に基づき別紙の遺伝子組換え実験計画の実施について承認申請をします。

実験課題名

「 」

年 月 日

遺伝子組換え実験責任者 殿

安全主任者

氏 名

印

石川県立大学学長

氏 名

印

当該実験計画を（実験室名等）
において行うことに同意します。

遺伝子組換え（第二種使用等）実験計画書

年 月 日

実験課題名 (実験計画書ごとに異なる題名を付けること)			
経費		<input type="checkbox"/> 文科省科研費 () <input type="checkbox"/> 奨学寄付金 <input type="checkbox"/> 受託研究費 <input type="checkbox"/> その他 ()	
実験実施期間 (5年以内)		年 月 から 年 月 まで	
実験責任者	所属		
	職名		
	氏名		
	連絡先	TEL :	FAX :
		E-mail :	
実験従事者		別紙のとおり	
実験の目的			
実験の概要			
その他参考となる事項			
安全委員会が本実験計画の実施を適当と認める理由		委員長の所属・ 職名・氏名	

(1) 実験従事者

氏名	所属・職名	病原性微生物取扱い経験の有無	宿主の取扱い経験の有無	遺伝子組換え実験経験の有無

(2) DNA 供与体、ベクター、宿主の組合せ及び拡散防止措置 (注1)

DNA 供与体				宿主-ベクター		拡散防止措置の区分 (注7)	実験区分
DNA 供与体 (注2)	DNA の種類 (注3)	未同定 DNA 単離予定の DNA (注4)	同定DNA 供与DNA (注4)	ベクター (注5)	宿主等 (注6)		
							I
							II
							III
							IV
							V
							VI
							VII
							VIII
							IX
							X

※ DNA 供与体と宿主-ベクター系の組合せごとに実験を I ~ X に区分。必要に応じて区分は増減して記載。

※ 拡散防止措置の区分は、下記の枠内から選択して記載する
 拡散防止措置 (物理的封じ込めレベル)

P1	P2	P3	P4	P1A	P2A	P3A	特定飼育区画
P1P	P2P	P3P	特定網室	LSC	LS1	LS2	
その他 (特例で認められている事項を記載すること。)							

(3) (2) における拡散防止措置（物理的封じ込めレベル）と判断する根拠

実験区分	DNA 供与体のクラス	宿主-ベクター系の区分	備考（注8）
I			
II			
III			
IV			
V			
VI			
VII			
VIII			
IX			
X			

※ (2) の実験区分毎に、DNA 供与体のクラス、認定宿主-ベクター系の区分（未認定の場合は宿主のクラス）、備考には実験の主たる目的、拡散防止措置の判断根拠等を記載。大臣確認実験該当の場合はその旨を記載。拡散防止措置の区分の早見表、省令を参照して、根拠を示す。

※ DNA 供与体のクラス分類は、省令第3条並びに別表第2を参照。

※ 宿主-ベクター系は、省令第3条並びに別表第1を参照。

(4) 細胞融合に関する実験（科を越える生物種の細胞融合実験が該当）

区分	融合に供する細胞の種類	由来する生物種	細胞の特性 (安全性に関する情報)	由来する生物種の特性 (安全性に関する情報)	特記事項
①					
②					
③					
④					

(5) 実験ごとの(4) における生物種の組合せ

区分	(4) における区分		安全性を確保するための拡散防止措置（物理的封じ込めレベル） ((2) の下表から選択して記入)
I			
II			
III			
IV			

※ 細胞融合実験はすべて大臣確認実験となるので、文部科学省指定の様式による申請書を併せて提出すること。

(6) 遺伝子組換え生物等の実験終了後の措置

--

(7) 該当する場合のみ記入すること。

DNA供与体の特徴及び生物学的リスク（注9）	
単離予定のDNA又は供与DNA並びにその産物の特徴及び性質（注10）	
ベクターの特徴、伝達性、宿主依存性（注11）	
宿主の特徴、遺伝子交換範囲とその機構（注12）	
宿主－ベクター系の特徴、生物学的封じ込めの程度及び不活性化の方法（注13）	
組換え動植物作出時における、DNA導入の段階及びその方法（注14）	
組換え体又は組換え体を接種する動植物の特性及びリスク（注15）	
大量培養実験に係る組換え微生物、組換え動植物又は組換え体を接種した動植物の拡散防止措置（注16）	
個体管理方法	
個体の子孫と管理方法	
遺伝子組換え生物等の不活性化の方法	

(8) 拡散防止措置に係る施設・設備

	実験室名（認定されている拡散防止措置（封じ込めレベル））
実験場所	
位置	
遺伝子組換え実験の封じ込め等に関わる設備・構造等	

計画書記入要領

本様式の各項目に記入する。記入できない場合は別紙を添付し、該当項目に別紙番号を記入すること。

注1 DNA供与体、ベクター、宿主の組合せ毎に番号、直線、罫線でまとめ、相互の関係を明らかにし、各組み合わせ毎にI～Xのように、ローマ数字をつけて区分を示すこと。

注2 DNA供与体となる生物の種名又は系統名を記入すること。

注3 供与DNAについて、ゲノムDNA、相補DNA、合成DNAなどの種類を記入すること。

注4 未同定DNAの場合、核酸混合物から単離しようとするDNAの名称を記入すること。同定済みDNAの場合、使用する供与DNAの名称（公表されたものであれば文献等）を記入すること。

注5 ベクターの名称を記入すること。

注6 宿主の種名、系統名又は培養細胞の名称等を記入すること。組換え体を動植物に接種する場合については、接種に係る動植物を□で囲むこと。

注7 組合せ毎に拡散防止措置（物理的封じ込めレベル）を記入すること。別表第二、別表第三、別表第四又は別表第五の上覧に掲げる拡散防止措置の区分を参考に、実験を実施する間に執る拡散防止措置の区分を記載する。

注8 「備考」の欄には、以下の事項を記載する。

(1) 遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の組合せのうち大臣確認実験に該当する場合には、その旨

(2) 実験区分の主な目的等

注9 DNA供与体について、指針における物理的封じ込めレベル並びに必要な応じてその特徴、自然界における分布、病原性、寄生性、腐生性などの実験従事者に対するリスクについて記入すること。また、蛋白性毒素を産生する場合は、LD50及び毒素遺伝子の構造について記入すること。

注10 単離・使用するDNA又はその産物等について簡潔な説明を記入すること。また、同定済みDNAの場合は塩基配列又は同定に至る資料を添付し、その資料番号を記入すること。

注11 ベクターの由来・薬剤耐性・特異形質等の特徴、伝達性、宿主依存性について記入し、必要な応じて実験結果・文献を添付すること。また、ウイルスベクターの場合は指針における物理的封じ込めレベルを記入すること。

注12 微生物を宿主とする場合は、栄養要求性、薬剤耐性、至適生育条件等の特徴を、培養細胞をウイルスの宿主として使用する場合は、宿種内における宿主の核酸や共存するウイルス由来の核酸との遺伝情報の交換の可能性について記入すること。また、宿主に病原性、発ガン性及び毒素産生性がある場合は、その説明についても記入すること。

注13 認定宿主－ベクター系以外の微生物を宿主とする宿主－ベクター系を用いる場合には、宿主の生存能力、伝播性、不活性化の方法と予想される不活性化の効率を記入すること。また、ウイルスを使用する場合には、そのウイルスの伝播性に対する生物学的封じ込めの程度を記入すること。

注14 組換え動植物を作出する場合に記入すること。卵、胚、種子、生体などの核酸導入時の細胞の分化段階及び導入方法を記入すること。

注15 組換え又は組換え体の接種により新たに獲得することが予想される形質について記入すること。感染性、病原性、寄生性、腐生性又は毒素産生性等の形質が変化すると予想される場合は、その旨明記すること。

注16 大量培養実験、動植物を用いる実験の場合に記入すること。培養、飼育、栽培時における漏出、逃亡、飛散防止に係る管理方法、種子・水・排泄物等の不活性化等、封じ込め方法について記入すること。

別記様式第3号

遺伝子組換え（第二種使用等）実験実施記録簿

実験責任者	所属		職・氏名					
実験課題名								
承認番号	年 月 日付 第 号							
組換え使用する DNA								
宿主－ベクター系								
拡散防止措置 (物理的封じ込めレベル)	P1	P2	P3	P4	P1A	P2A	P3A	特定飼育区画
	P1P	P2P	P3P	特定網室	LSC	LS1	LS2	
	その他（特例で認められている事項を記載すること。）							
実験期間	年 月 日～ 年 月 日							
年月日 (開始日～終了日)	実験従事者	実験内容			備考			

別記様式第4号

遺伝子組換え（第二種使用等）実験実施（継続）報告書

年 月 日

通知の番号（注1）	実験の区分（注2）	公的経費（注3）
年 月 号	<input type="checkbox"/> 微生物使用実験 <input type="checkbox"/> 動物使用実験 <input type="checkbox"/> 細胞融合実験 <input type="checkbox"/> 大量培養実験 <input type="checkbox"/> 植物等使用実験	有 <input type="checkbox"/> 文科省科研費 <input type="checkbox"/> その他 () 無

実験実施機関	所在地			
	名称			
	代表者の職・氏名			
課題名				
実験実施期間（注4）		年 月 日 から 年 月 日 まで		
実験責任者	所属部局の所在地	(〒)		
	所属機関・部局・職名			
	氏名	TEL :	FAX :	E-mail :
実験場所	所在地			
	名称			
実験従事者	氏名	所属機関・職名	宿主及びその取扱い経験年数（注5）	遺伝子組換え実験経験年数（注6）
安全委員会	所属部局の所在地			
	委員長	所属機関・部局・職名		
		氏名		

課題名	
実験の目的	
実験の概要	

供与体・ベクター・宿主の組合せ（注7）							
DNA 供与体 （注8）	DNA の種類 （注9）	未同定 DNA 実験に係る単離予定の DNA （注10）	同定済 DNA 実験に係る供与 DNA （注11）	ベクター （注12）	宿主 （注13）	封じ込めレベル （注14）	備考

実験の実施内容	
組換え体の実験終了後処置（組換え体の保存の有無及びその保存方法・処分方法）	

本様式の各項目に記入する。記入できない場合は別紙を添付し、該当項目に別紙番号を記入すること。

注1 通知を受けた年月及び番号を記入すること。

注2 本計画において該当する全ての項目にチェックを入れること。

注3 公的経費の有無について該当項目にチェックを入れるとともに、ある場合はその種類を記入すること。

注4 実験実施機関を記入すること。

注5 宿主として使用する生物種の取扱い経験の有無及び経験年数を記入すること。なお、宿主が微生物、動物、植物を同時に含む実験計画の場合は、その宿主毎について記入すること。

注6 組換えDNA実験経験の有無並びに経験年数を記入すること。

注7 DNA供与体、ベクター、宿主の組合せ毎に番号、直線、罫線等でまとめ、相互の関連を明らかにすること。

注8 DNA供与体となる生物の種名又は系統名を記入すること。

注9 ゲノムDNA、相補DNA、合成DNAなどの種類を記入すること。

注10 未同定DNA実験のときに該当。核酸混合物から単離しようとしたDNAの名称を記入すること。

注11 同定済みDNA実験のときに該当。使用したDNAの名称を記入すること。

注12 ベクターの名称を記入すること。

注13 宿主の種名又は系統名を記入すること。

注14 組合せ毎に物理的封じ込めレベル及び生物学的封じ込めレベルを記入すること。

※整理番号		
-------	--	--

第二種使用等拡散防止措置確認申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者

住所

氏名

印

遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の確認を受けたいので、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

第二種使用等の名称			
第二種使用等をする場所	名称		
	所在地	郵便番号 ()	
		電話番号	
事務連絡先	実験の管理者	所属機関の名称及び職名	
		氏名	
		住所	郵便番号 ()
			電話番号
			ファクシミリ番号
	電子メールアドレス		
	その他の者の連絡先	所属機関の名称及び職名	
		氏名	
		住所	郵便番号 ()
			電話番号
ファクシミリ番号			
電子メールアドレス			

第二種使用等の目的及び概要	種類	1. 微生物使用実験 2. 大量培養実験 3. 動物使用実験 (1) 動物作成実験 (2) 動物接種実験 4. 植物等使用実験 (1) 植物作成実験 (2) 植物接種実験 (3) きのこと作成実験 5. 細胞融合実験
	目的	
	概要	
	確認を申請する使用等	
遺伝子組換え生物等の特性	核酸供与体の特性	
	供与核酸の特性	
	ベクター等の特性	
	宿主等の特性	
	遺伝子組換え生物等の特性（宿主等との相違を含む。）	
遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等の特性		
拡散防止措置	区分及び選択理由	
	施設等の概要	
	遺伝子組換え生物等を不活化するための措置	
その他		

[備考]

- 1 申請者が法人の場合にあつては、「申請者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「申請者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 3 「第二種使用等の名称」については、当該第二種使用等の目的及び概要を簡潔に表す名称を記載すること。
- 4 「名称及び所在地」については、当該第二種使用等に用いるすべての実験室、実験区画、実験区域、飼育区画及び網室についてそれぞれ記載すること。
- 5 「実験の管理者」については、当該第二種使用等をする場所において当該第二種使用等を直接管理する者について記載すること。
- 6 「その他の連絡先」については、実験の管理者以外に事務連絡先がある場合に限り、当該事務連絡先について記載すること。
- 7 「種類」については、当該第二種使用等が該当するすべての項目を選ぶこと。
- 8 「概要」については、当該第二種使用等に係るすべての遺伝子組換え生物等及び当該第二種使用等をする間に執るすべての拡散防止措置の区分について、当該第二種使用等の過程がわかるように記載すること。このほか、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の区分の中に特定飼育区画又は特定網室がある場合には、次に掲げる項目についても併せて記載すること。
 - (1) 当該第二種使用等に係る組換え動物等又は組換え植物等の系統数又は個体数
 - (2) 当該第二種使用等に用いる飼育区画又は網室の面積
 - (3) 当該第二種使用等に係る組換え動物等の飼育又は当該第二種使用等に係る組換え植物等の栽培の方法
- 9 「確認を申請する使用等」については、当該第二種使用等が該当する別表第一の号番号について記載すること（遺伝子組換え実験の場合に限る。）。
- 10 「核酸供与体の特性」については、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の核酸供与体に関し、次に掲げる項目について記載すること（遺伝子組換え実験の場合に限る。）。ただし、薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子及び発現調節遺伝子（目的遺伝子に係るものを除く。）である供与核酸が由来する核酸供与体に関しては、次に掲げる項目についての記載を省略することができる。
 - (1) 分類学上の位置及び実験分類
 - (2) 病原性、有害物質の産生性その他の特性
- 11 「供与核酸の特性」については、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の供与核酸に関し、次に掲げる項目について記載すること（遺伝子組換え実験の場合に限る。）。ただし、薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子及び発現調節遺伝子（目的遺伝子に係るものを除く。）である供与核酸に関しては、次に掲げる項目についての記載を省略することができる。
 - (1) 種類（ゲノム核酸、相補的デオキシリボ核酸、合成核酸等）及び一般的名称
 - (2) 構成要素（目的遺伝子、発現調節遺伝子等）の機能、大きさ及び構成
 - (3) 塩基配列情報又は日本DNAデータバンク等の塩基配列データベースのアクセシ

ョンナンバー（供与核酸が同定済核酸である場合に限る。）

- 12 「ベクター等の特性」については、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等のベクターに関し、次に掲げる項目について記載すること（遺伝子組換え実験の場合に限る。）。このほか、薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子の特性についても併せて記載すること。
- (1) 名称、由来する生物の分類学上の位置及び実験分類
 - (2) 構成
 - (3) 伝達性及び宿主特異性
- 13 「宿主等の特性」については、遺伝子組換え実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主に関し、細胞融合実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物（法第2条第2項第2号に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物が由来する生物をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる項目について記載すること。
- (1) 分類学上の位置及び実験分類
 - (2) 自然環境における分布状況及び生息又は生育が可能な環境
 - (3) 繁殖又は増殖の様式
 - (4) 病原性、有害物質の産生性その他の特性
 - (5) 栄養要求性、薬剤耐性及び至適生育条件（微生物（ウイルス又はウイロイドであるものを除く。）である遺伝子組換え生物等の使用等をする場合に限る。）
 - (6) 12に掲げる項目（宿主がウイルス及びウイロイドである場合に限る。）
- 14 「遺伝子組換え生物等の特性（宿主等との相違を含む。）」については、遺伝子組換え実験の場合にあつては当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主と比べて、細胞融合実験の場合にあつては当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物と比べて、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等に新たに付与されることが予想される又は付与された特性を記載すること。このほか、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の区分の中に特定飼育区画又は特定網室がある場合には、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等に関し、次に掲げる項目についても併せて記載すること。
- (1) 組換え核酸の移入方法及び育成の経過（継代数を含む。）
 - (2) 供与核酸の存在状態及び供与核酸による形質の発現の安定性（遺伝子組換え実験の場合に限る。）
 - (3) 繁殖又は増殖の様式
 - (4) 生育又は生存に対し、第二種使用等をする場所における気象条件によって受ける影響
 - (5) 微生物である遺伝子組換え生物等の残存性及び当該遺伝子組換え生物等の他の生物への伝播性（当該第二種使用等に係る植物である遺伝子組換え生物等の作成に微生物である遺伝子組換え生物等を用いた場合に限る。）
- 15 「遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等の特性」については、13の(1)から(4)までに掲げる項目のうち関係する項目を記載することに加え、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等を保有していない動物、植物又は細胞等と比べて、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等に新たに付与されることが予想される又は付与された形質について記載すること。

- 16 「区分及び選択理由」については、原則として、別表第二、別表第三、別表第四又は別表第五の左欄に掲げる拡散防止措置の区分のうち、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の区分をすべて記載し、選択した理由をそれぞれ具体的に記載すること。
- 17 「施設等の概要」については、選択した拡散防止措置に関し、次に掲げる項目について記載すること。
- (1) 主要な施設、設備及び機器の位置及び名称
 - (2) 培養設備等の総容量（大量培養実験の場合に限る。）
 - (3) 施設等の確認状況
 - (4) 実験室、実験区画、実験区域、飼育区画又は網室内において当該第二種使用等に関係しない動物が飼育され、又は植物が栽培されている場合には、当該動物の飼育又は植物の栽培の状況
 - (5) 第二種使用等をする場所の周辺における組換え植物等と交雑する植物の存在の有無及び当該交雑を防止する措置（第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の区分を特定網室とする場合に限る。）
- 18 「遺伝子組換え生物等を不活化するための措置」については、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置に関し、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等を含む廃棄物並びに当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等が付着した機器及び器具についての遺伝子組換え生物等を不活化するための措置並びにその有効性を記載すること。
- 19 「その他」については、次に掲げる項目について記載すること。
- (1) 第二種使用等の実施予定期間
 - (2) 遺伝子組換え生物等の安全な取扱いについて検討する委員会等の設置状況及び当該委員会等の委員長の職名及び氏名等
 - (3) 動物を飼育する施設等の管理者による確認状況（動物使用実験の場合に限る。）
 - (4) 事故時等緊急時における対処方法（大量培養実験の場合に限る。）
- 20 ※印の欄には、記載しないこと。
- 21 この用紙は、日本工業規格A4のつづり込式とすること。
- 22 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができると。また、関連する文献がある場合には、様式中に「参考文献」と記載し、当該文献の写しを添付する。

遺伝子組換え（第二種使用等）実験終了（中止）報告書

年 月 日

石川県立大学長 殿

遺伝子組換え実験責任者

所 属
職 名
氏 名 印

年 月 日付承認番号第 号の遺伝子組換え実験計画について、終了（中止）したので報告します。

実験課題名	
承認番号	年 月 日付 第 号
実験期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
組換え体の処理 (注1)	
遺伝子組換え実験 施設の処理	
備考 (注2)	

注1 処理状況を記入することとし、保存する場合は、組換え体の数、保存方法、保存場所を記入すること。

注2 実験従事者の健康状態（異常の有無）、実験中止の場合の理由その他記録すべき事項を記入すること。

第二種使用等の結果報告書

年 月 日

文部科学省研究振興局長 殿

報告者

住所

氏名

印

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第13条第1項の規定に基づき文部科学大臣による拡散防止措置の確認を受けた第二種使用等について、以下のとおり結果を報告します。

第二種使用等の名称	
大臣の確認を受けた年月日	
確認に当たり報告の依頼を受けた事項及び当該事項に対する結果	
当該第二種使用等の安全性評価に関する見解等	
遺伝子組換え生物等の保存の有無及びその保存方法又は処分方法	

[備考]

- 1 結果報告書のほかに、当該第二種使用等に係る第二種使用等拡散防止措置確認申請書を提出すること。
- 2 報告者が法人の場合にあつては、「報告者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「報告者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「第二種使用等の名称」については、当該第二種使用等に係る第二種使用等拡散防止措置確認申請書における「第二種使用等の名称」を記載すること。
- 4 「大臣の確認を受けた年月日」については、文部科学大臣による確認年月日（通知に記載されている年月日）を記載すること。
- 5 「確認に当たり報告の依頼を受けた事項及び当該事項に対する結果」については、文部科学大臣による確認に当たり、報告の依頼を受けた事項及び当該事項に対する結果を記載すること。
- 6 「当該第二種使用等の安全性評価に関する見解等」については、「確認に当たり報告の依頼を受けた事項及び当該事項に対する結果」に記載した事項のほかに、特に、当該第二種使用等をしている間における当初の予測と異なる事象の有無等、実験の安全性を評価するに当たって参考となる事項がある場合に、当該事項について記入すること。
- 7 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。また、関連する文献がある場合には、様式中に「参考文献」と記載し、当該文献の写しを添付すること。

別記様式第8号

第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の譲受（譲渡）報告書

年 月 日

石川県立大学遺伝子組換え実験安全主任者 殿

遺伝子組換え実験責任者

所 属

職 名

氏 名

印

下記のDNA組換え体を譲受（譲渡）したので、報告します。

クローン化DNAの種類			
宿主の種類		数量	
ベクターの種類			
譲受（譲渡）年月日	年 月 日		
譲受（譲渡）先			
生物的封じ込めレベル			
物理的封じ込めレベル			

(趣旨)

第1条 石川県立大学（以下「本学」という。）の校地、校舎及びその他附属施設等（以下「校舎等」という。）の管理については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、校舎等とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 校地

(2) 校舎

ア 共通施設棟

イ 講義棟

ウ 学科棟

エ 大学院棟

オ 体育館

カ 附属生物資源工学研究所棟及び附属建物

キ 附属農場建物

(門限)

第3条 校舎の出入口は、日曜日、土曜日並びに国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までの間（以下「休日」という。）以外は、午前8時に開き、午後10時に閉める。ただし、特に必要がある場合はこの限りでない。

2 学外者が日曜日、土曜日及び休日に、又は前項に定める時間以外に出入口を利用しようとする場合は、氏名及び利用目的等を当直の警備員に告げて、利用しなければならない。

(食堂及び売店の営業)

第4条 食堂の営業日は、本学学則（以下「学則」という。）第9条第1項第1号及び第2号に定める休業日を除く日とし、営業時間は、本学と受託者が協議して定める。

2 売店の営業日は、学則第9条第1項に定める休業日（第3号を除く。）を除く日とし、営業時間は、本学と受託者が協議して定める。

(履物)

第5条 体育館、附属生物資源工学研究所及び指定する実験室等においては、下履きを履いてはならない。

(広告物の掲示)

第6条 校舎等において、広告、ポスターその他の広告物は、所定の掲示場所以外に掲示してはならない。ただし、事務局において特に認める場合はこの限りでない。

2 広告物を掲示しようとする者は、所定の手続を経なければならない。

(駐車場)

第7条 自動車、自転車及びバイクは、駐車場及び駐輪場以外の場所に置いてはならない。

(建物、設備等の損傷)

第8条 故意又は過失によって建物、設備等を損傷又は汚損した者は、修繕費用を弁償しなければならない。

(校舎内の清潔・整頓)

第9条 教職員及び学生は、校舎内を整頓し、清潔に保つよう努めなければならない。

2 教職員及び学生は、通行の妨げになるものを廊下に置いてはならない。

(喫煙)

第10条 校舎内においては、所定の場所以外で喫煙してはならない。

(火災及び盗難の予防)

第11条 各室等の火災盗難予防責任者は、次のとおりとし、各室等の出入口に火災盗難予防責任者の職氏名を提示するものとする。

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| (1) 管理部門 | 大学事務局総務課長、教務学生課長 |
| (2) 講義室及びこれに類するもの | 教務学生課長 |
| (3) 体育館、研究室、専攻生室、実験室及びこれに類するもの | 各担当教員 |
| (4) 図書・情報センター | 図書・情報センター職員 |
| (5) 附属生物資源工学研究所棟及び附属建物 | 所長、各担当教員 |
| (6) 附属農場建物 | 農場主事、各担当教員 |

2 火災盗難予防責任者は、火災及び盗難の予防に細心の注意を払わなければならない。

3 事務局長は、防災に関する設備、器具及び器材を常に点検し、整備しておかなければならない。

(非常時における措置)

第12条 校舎等において、火災その他重大な事件（以下「火災等」という。）を発見した者は、直ちに大学事務局（発見時間が勤務時間外である場合は、当直の警備員）に通報しなければならない。

2 大学事務局長は、火災等の通報を受けたときは、直ちに教職員を指揮し、適切な措置を講じなければならない。大学事務局長が不在のときは、大学事務局長があらかじめ定める教職員がこれに代わる。

3 当直の警備員は、火災等の通報を受けたときは、あらかじめ定められた手順により大学事務局職員に連絡するとともに、直ちに校舎等の残留者等の協力を得て消火に努め、かつ、適切な措置を講じなければならない。

(自衛消防隊)

第13条 校舎等における火災その他の災害の防止を図り、併せて災害の発生に際しての通報、初期消火、誘導及び建物、設備等の保全に万全を期し、被害を最小限にとどめるため、本学に自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の編成及び運営については、別に定める。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、校舎等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 石川県立大学における火災その他の災害の未然防止を図り、併せて災害発生に際しては通報、初期消火、避難誘導及び施設の保護等に万全を期し被害を最小限度にとどめるため、この規程を定める。

(防火管理機構)

第2条 前条の目的を達成し、その業務を実施及び分担するため、防火管理者、火災盗難予防責任者及び危険物取扱者を定め、石川県立大学自衛消防隊を置く。

(防火管理者の任務)

第3条 防火管理者は、火災盗難予防責任者、自衛消防隊及び危険物取扱者を掌握して、次の業務を行うものとする。

- (1) 火気の使用及び取扱いの管理に関する事項
- (2) 施設及び器具の火災予防上の管理に関する事項
- (3) 消防用施設の点検及び整備に関する事項
- (4) 危険物の管理に関する事項
- (5) 防火上必要な教育及び広報に関する事項
- (6) 通報、避難及び消火の訓練に関する事項
- (7) 火災その他の災害の警戒及び防御に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項

2 防火管理者の業務を補佐するため、防火管理者補佐その他必要な職員を置くことができる。

3 防火管理者が行う第1項の業務に対し、火災盗難予防責任者、自衛消防隊及び危険物取扱者は常に緊密な連絡を図り、その効果をあげるために協力しなければならない。

(火災盗難予防責任者)

第4条 火災盗難予防責任者は、防火管理者の統括のもとに受持ち区域内における次の業務を行うものとする。

- (1) 日常の防火管理に関すること
 - ア 整理整頓及び清掃の実施
 - イ 火気の使用管理
 - ウ その他火災予防上必要な事項
- (2) 定期検査に関すること
 - ア 火気使用施設、器具の管理状況の検査
 - イ 消防用施設の検査

2 火災盗難予防責任者は、前項の業務に関して関係教職員等に必要な指示を与えることができる。

3 火災盗難予防責任者は、第1項第2号の定期検査を実施したときは、その状況を防火管理者及び大学事務局長に報告しなければならない。

(教職員の遵守事項)

第5条 教職員は、火災等の災害を防止するため次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた場所以外では、火気の使用及び喫煙をしないこと
- (2) 出入りする学外者の喫煙行為に注意し、必要な指示を行うこと
- (3) 危険物等の取扱いについては、取扱い上の注意事項を守り、火災等の事故防止に努めること
- (4) 火気を使用する場合は、周囲の可燃物を除去し、安全を確認した後行うこと
- (5) 非常口、消防設備等の付近には、指示された器具以外のものを放置しておくことのないよう常に整理整頓に努めること
- (6) その他火災予防上必要な事項

(定期検査計画)

第6条 防火管理者は毎年定期検査計画を立て、これを実施したときは、別に定める検査表及び台帳に記録して大学事務局長に報告するとともに、必要な整理及び処置を講じなければならない。

(自衛消防隊の編成及び任務)

第7条 県立大学自衛消防隊に隊長、副隊長及び総務班、消火班、警備班、避難誘導班、救護班、附属生物資源工学研究所班及び附属農場班を置き、班に班長を置く。

- 2 隊長は班員を指揮して、消防計画に基づき火災その他の災害の防御活動を行う。
- 3 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときはその職務を行う。
- 4 総務班は、火災その他の災害発生に際し、消防署その他関係官公署並びに各班への通報、連絡調整に当たる。
- 5 消火班は、消防機械器具の点検、整備及び消火訓練に努めるとともに、火災その他の災害発生に際し、その状況に応じて送電停止、あるいはガス元栓を閉止し初期の消火活動に当たり、消防隊到着後はその作業に協力する。
- 6 警備班は、火災その他の災害発生に際し、災害現場、各出入口、搬出物持出先等の警備に当たるとともに、予め定められた重要物品を災害に応じて搬出する。
- 7 避難誘導班は、火災その他の災害発生に際し、機を失せず非常口、通路等に部署し、学生、来客者及び教職員の避難誘導に当たる。
- 8 救護班は、救命用具の操作及び要救護者の応急処置に当たる。
- 9 附属生物資源工学研究所班は、附属生物資源工学研究所内の火災その他の災害発生に際し、大学事務局、消防署へ通報するとともに、初期消火活動、避難誘導に当たる。
- 10 附属農場班は、附属農場内の火災その他の災害発生に際し、大学事務局、消防署へ通報するとともに、初期消火活動、避難誘導に当たる。
- 11 班員は火災その他の災害が発生した場合は、直ちに現場に急行して班長の指揮下に入り、その任務に当たる。

(危険物取扱者の任務)

第8条 危険物取扱者は、防火管理者の統轄のもとに危険物施設の安全管理に努めなければならない。

(警備の基準及び計画)

第9条 火災その他の災害が発生若しくはそのおそれがあるときは、自衛消防隊及び教職員は、次の各号にのっとり適切な処置をとらなければならない。

- (1) 火災警報その他の発令及び水道の断水等の場合は、消防隊長は速やかに学内全般に周知し、必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 火災を発見した者は直ちに大学事務局（発見時間が勤務時間外である場合は、当直の警備員）及び消防署に通報しなければならない。火災通報の確実を期するため、総務班員は火災の発生を知ったときは、速やかに消防署への通報を確認し、消防隊長に報告しなければならない。
 - (3) 火災が発生した場合、その場所に勤務する者又は所在する者及び集合した者は、消火器具等を持って期を失せず初期消火にあたり、消防隊の到着によりその作業を引き継ぐものとする。
 - (4) 避難誘導及び退避の開始は、火災の状況により消防隊長の指示により実施するものとする。ただし、急を要する場合は、班員等の判断による。
 - (5) 鎮火又は災害の防御が終了したときは、消防隊長は学長に報告するものとする。
- 2 消防隊長は、災害の発生の場合を考慮して、あらかじめ避難経路及び場所、重要物件搬出場所、注水禁止及び注意場所又は物件、消防機械器具及び水利配置等の計画を定め、教職員及び学生に周知させるものとする。

(訓練計画)

第10条 消防隊長は、防火管理者に図り毎年消防訓練計画をたてるとともに、計画に基づく訓練を実施しなければならない、

(消防機関への報告等)

第11条 防火管理者は、第6条並びに第10条の計画は毎年、第9条第2項の計画の制定又は変更の都度、所轄消防署に提出するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立大学学則第34条第3項の規定に基づき、石川県立大学キャリアセンター（以下「センター」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学生のキャリア形成に関する事項
- (2) 学生の就職に関する事項
- (3) その他センターに関する事項

(運営会議)

第3条 センターにキャリアセンター運営会議（以下「運営会議」という。）を置き、センターの運営に関する事項を審議し、学長に報告する。

(組織)

第4条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各学科、附属生物資源工学研究所及び教養教育センターからそれぞれ選出された教員（助手を除く。）1名
- (3) 大学事務局長

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 運営会議に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて運営会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第7条 運営会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第8条 運営会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第10条 運営会議に、専門的事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 運営会議の委員の中から互選された者

(2) 石川県立大学専任教員の中から運営会議が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を運営会議に報告するものとする。

(庶務)

第11条 運営会議の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 石川県立大学キャリア形成支援委員会規程(平成23年石川県公立大学法人規程県第76号)は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立大学人権・倫理委員会規程第10条第1項の規定に基づき、石川県立大学におけるハラスメントの防止に関する事項等を審議するため、石川県立大学ハラスメント防止部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について調査・審議し、石川県立大学人権・倫理委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告する。

- (1) ハラスメントの防止のための研修、広報・啓発活動
- (2) ハラスメントに関する相談支援体制
- (3) その他ハラスメントに関する事項

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長が指名する教員 3名以上
- (2) 委員長が指名する事務局職員 1名以上

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数)

第5条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第6条 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(プライバシーの保護)

第8条 委員がその職務を遂行するに当たっては、教職員、学生及び関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年12月8日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領

平成28年4月1日

石川県公立大学法人規程第90号

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、石川県立大学の教職員（非常勤職員を含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

- 2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではな

く、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- 一 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- 二 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 三 費用・負担の程度
- 四 本学の規模、財政・財務状況

（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- 一 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする
- 二 総括監督責任者 学長補佐（教育担当）をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする
- 三 監督責任者 事務局長をもって充て、本学における障害者差別解消の推進に関し実務上の責任を有し、次条に規定する責務を果たすものとする

（監督責任者の責務）

第5条 監督責任者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- 一 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
 - 二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること
 - 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること
- 2 監督責任者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、最高管理責任者及び総括監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

3 教職員は、前2項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、下記のとおりとする。

- 一 保健室
- 二 ハラスメント相談員
- 三 就職支援室
- 四 学修相談員
- 五 学長が指名する教職員

(紛争の防止等のための体制の整備)

第9条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする。

- 一 学生部委員会
- 二 人権・倫理委員会
- 三 学長が設置する第三者委員会

(教職員への研修・啓発)

第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。

- 一 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- 二 新たに監督責任者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
- 三 その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために

必要なマニュアル等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

第11条 教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、就業規則第37条第1項第9号に規定する法令若しくは法人の規則に違反した場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(雑則)

第12条 この対応要領に定めるもののほか、この対応要領の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この対応要領は、平成28年4月1日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する 教職員対応要領における留意事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること

(意思疎通の配慮)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
- IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法第71条第5項、第74条第1項及び第75条並びに石川県公立大学法人定款第11条第3項の規定に基づき、石川県立大学の学長（以下「学長」という。）の選考、任期及び解任の申出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考事由及び時期)

第2条 学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長予定者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 選考会議は、前項第1号に掲げる場合にあっては少なくとも任期満了の3か月以前に、同項第2号から第4号までに掲げる場合にあっては速やかに選考を開始するものとする。

(選考の基準)

第3条 学長予定者は、石川県立大学の内外を問わず、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

(学長予定者の選考方法)

第4条 学長候補者（以下「候補者」という。）は、選考会議の委員が推薦するものとする。

2 前項の規定により選考会議の委員が推薦できる候補者は、各委員1名とする。

3 選考会議は、候補者となった者のうちから、協議により学長予定者を選考するものとする。

(意向投票)

第5条 選考会議は、学長予定者の選考にあたって、学内の意向を調査するため、意向投票を行うことができる。

2 意向投票を行う場合の実施方法その他必要な事項は、別に定める。

(就任の承諾)

第6条 選考会議は、第4条第3項の規定により選考した学長予定者に、学長就任の承諾を求めるものとする。

(選考の報告)

第7条 選考会議は、前条の承諾が得られたときは、その旨を理事長に報告しなければならない。

(任期)

第8条 学長の任期は、4年とする。ただし、任期の途中で学長が退任した場合において新たに学長が選任されたときの当該学長の任期は、選出された年度を含め4年とする。

2 学長は、再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、選考会議が必要と認める場合には、学長は、引き続き再任されることができる。

(解任の申出等)

第9条 選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当する場合又は次項の規定による審議の結果、学長の解任を適当と判断したときは、理事長に対して学長解任の申出を行うことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) 職務の遂行が適当ではないため石川県立大学の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き職務を行わせることが適切ではないと認められるとき。

(4) その他学長たるに適しないと認められるとき。

2 選考会議は、経営審議会又は教育研究審議会から学長解任の申出の請求があったときは、速やかに学長解任について審議するものとする。

3 選考会議は、第1項の申出を行うにあたっては、学長に弁明の機会を与えなければならない。

(疑義の解釈等)

第10条 この規程の解釈に疑義が生じたとき、その他この規程の施行に関し必要な事項は、選考会議の決定するところによる。

附 則

1 この規程は、平成24年11月14日から施行する。

2 この規程の施行の日に学長である者が引き続き学長に任命された場合の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず2年とし、同条第2項の規定にかかわらず再任されることはできない。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月15日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学長選考規程第5条第2項の規定に基づき、石川県立大学の学長（以下「学長」という。）の選考において意向投票を行う場合の実施方法その他必要な手続を定めるものとする。

(意向投票管理委員会の設置)

第2条 学長選考会議は、学長予定者の意向投票事務を管理するため、意向投票管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、教育研究審議会の推薦に基づき学長選考会議が指名する委員若干名をもって組織する。
- 3 委員が第7条第2項の規定により学長候補者となった場合は、委員を辞任しなければならない。
- 4 学長選考会議は、前項又はその他の事由により委員会の委員に欠員が生じたときは、速やかにその欠員を補充しなければならない。
- 5 委員会に、委員の互選により委員長を置く。
- 6 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 7 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(立会人)

第3条 委員会は、次条に規定する推薦権者のうちから、あらかじめ本人の承諾を得て、2人の立会人を選任するものとする。

- 2 立会人は、意向投票が公正に執行されるよう推薦票の提出及び開票、意向投票の投票及び開票に立ち合わなければならない。
- 3 立会人が第7条第2項の規定により学長候補者となった場合は、立会人を辞任しなければならない。
- 4 委員会は、立会人に欠員が生じたときは、速やかにその欠員を補充しなければならない。

(推薦権者)

第4条 学長候補者を推薦できる者（以下「推薦権者」という。）は、推薦票提出期日において専任の教授、准教授、講師及び助教の職にあるものとする。

- 2 委員会は、所定の期日現在において、学長候補者推薦権者名簿（別記様式第1号）を作成するものとする。

(推薦の公示)

第5条 委員会は、推薦票提出期日の7日前までに、別記様式第2号により、推薦票提出日時及び投票の場所を公示しなければならない。

(推薦票の交付)

第6条 委員会は、学長候補者推薦票（別記様式第3号、以下「推薦票」という。）を推薦票提出期日の7日前から3日の間に推薦権者に交付する。

(推薦)

第7条 推薦は、次により行う。

(1) 推薦権者は、委員会の定める推薦票提出期日に、前条の規定により交付された推薦票を委員会へ提出する。

(2) 推薦は、単記無記名とする。

(3) 推薦票の提出は、所定の投票箱とする。

(4) 委員会は、推薦票の提出に際し、提出者と学長候補者推薦権者名簿を照合する。

2 委員会は、推薦票を開票し、推薦権者総数の20分の1以上の推薦票を得た者を学長候補者として、学長候補者名簿(50音順)を作成し、推薦票提出期日の翌日に別記様式第4号により公示しなければならない。

3 委員会は、前項の学長候補者に対し、学長候補者として推薦された旨を伝えるとともに、その者の意思を確認する。

4 委員会は、前項の規定による確認の結果、学長候補者が辞退を申し出たときは、直ちにその旨を公示する。

(意向投票の公示)

第8条 委員会は、投票の日の7日前までに別記様式第5号により学長候補者の氏名、投票の日時及び投票の場所を公示しなければならない。

(投票権者)

第9条 意向投票の投票権の資格を有する者(以下「投票権者」という。)は、投票日現在において専任の教授、准教授、講師及び助教の職にある者とする。

2 委員会は、所定の期日現在において、学長候補者投票権者名簿(別記様式第6号)を作成するものとする。

(投票)

第10条 学長候補者の意向投票は、次により行う。

(1) 投票場所に学長候補者名簿を掲示する。

(2) 投票は、単記無記名とする。

(3) 投票は、所定の投票箱とする。

(4) 委員会は、投票に際し、投票を行おうとする者と学長候補者投票権者名簿を照合し、学長候補者意向投票用紙(別記様式第7号又は第8号)を交付する。

(学長候補者の決定)

第11条 学長候補者が1人の場合は、信任投票を行う。

2 投票の結果、有効投票の過半数の得票者がいない場合は、上位得票者5人(末位に得票同数の者があるときは、その者を加える。)について投票を行う。

3 前項の投票の結果、有効投票の過半数の得票者がいない場合は、上位得票者3人(末位に得票同数の者があるときは、その者を加える。)について投票を行う。

4 前項の投票の結果、有効投票の過半数の得票者がいない場合は、上位得票者2人(末位に得票同数の者があるときは、その者を加える。)について投票を行う。

(不在者投票)

第12条 投票権者は、投票日にやむを得ない事情により投票することができないときは、あらかじめ委員会の承認を得て、投票日の前2日間に不在者投票を行うことができる。ただし、代理投票はできない。

2 前項の不在者投票については、第10条の規定を準用する。

(開票)

第13条 意向投票の開票は、投票終了の後、直ちに委員会が行う。

2 委員会は、別記様式第9号により、意向投票の結果を投票日の翌日に公示しなければならない。

(無効投票)

第14条 次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 2名以上の学長候補者を記載したもの
- (3) 記載した氏名の判読できないもの
- (4) 学長候補者以外の氏名を記載したもの
- (5) 白票のもの

2 投票の効力について疑義が生じたときは、委員会が決定するものとする。

(意向投票結果の報告)

第15条 委員会は、意向投票の結果を直ちに学長選考会議に報告しなければならない。

(再投票)

第16条 第11条第1項の信任投票において、信任票が有効投票数の過半数に満たない場合は、改めて意向投票を行うものとする。

(疑義の解釈等)

第17条 この規程の解釈に疑義が生じたとき、その他この規程の施行に関し必要な事項は、委員会の決定するところによる。

附 則

この規程は、平成24年11月14日から施行する。

別記様式第一号（第四条関係）

学長候補者推薦権者名簿

所 属	職	氏 名	学長候補者推薦表		備 考
			交 付	提 出	

別記様式第二号（第五条関係）

意向投票手続規程第五条の規定により、次のとおり告示する。

平成 年 月 日

意向投票管理委員会

一 意向投票管理委員会委員

氏名	出 身

二 推薦・投票立会人

氏名	出 身

三 学長候補者の推薦

(1) 推薦票の交付

平成 年 月 日 ()、 月 日 () 及び 月 日 ()
午前 時から午後 時
場所

(2) 推薦票の提出

平成 年 月 日 () 午前 時から午後 時
場所

四 学長候補者の公示日 平成 年 月 日 ()

別記様式第三号（第六条関係）

学長候補者推薦票		意向投票管理委員会 印
(ふりがな) 被推薦者氏名		年 月 日生
現住所		
最終学歴・学位		
職歴		

- (注) 一 被推薦者が本学職員の場合には、氏名のみ記載する。
 二 職歴は現職を記載する。

別記様式第四号（第七条関係）

意向投票手続規程第七条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成 年 月 日

意向投票管理委員会

学 長 候 補 者	
氏 名	備 考

別記様式第五号（第八条関係）

意向投票手続規程第八条の規定により次のとおり公示する。

平成 年 月 日

意向投票管理委員会

一 学長候補者名

(ふりがな) 氏 名	備 考

二 学長候補者の投票

(1)

投票

平成 年 月 日 () 午前 時から午後 時

場所

(11)

不在者投票

平成 年 月 日 () 午前 時から午後 時

平成 年 月 日 () 午前 時から午後 時

場所

(注) 学長候補者が本学職員以外の場合には、様式第三号に記載された所要事項を備考欄に附記する。

別記様式第六号（第九条関係）

学長候補者投票権者名簿

所 属	職	氏 名	投票用紙交付	備 考

別記様式第七号（第十条関係）

学長候補者投票用紙	
候補者 氏名	

1 候補者の氏名は、欄内に1人書くこと。

2 意向投票管理委員会印のないものは無効とする。

意向投票管理
委員会之印

別記様式第八号（第十条関係）

学長候補者投票用紙	
1 信任する	2 信任しない

1 欄内の該当する番号に○印を付けること。

2 意向投票管理委員会印のないものは無効とする。

意向投票管理
委員会之印

別記様式第九号（第十三条関係）

意向投票手続規程第十三条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成 年 月 日

意向投票管理委員会

平成 年 月 日に実施した投票の結果は、次のとおりである。

- (一) 投票権者数 名
- (二) 投票総数 票
- (三) 有効投票数 票
- (四) 無効票数 票

当 選 候 補 者 氏 名	得 票 数

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第36条第2項及び第44条の規定により副学長を置く場合の副学長の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(員数)

第2条 副学長は、2名以内とする。

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に副学長予定者の選考を行う。

- (1) 新たに副学長を置くとき
- (2) 副学長の任期が満了するとき
- (3) 副学長が辞任を申し出たとき
- (4) 副学長が欠員となったとき

2 副学長予定者の選考は、前項第1号、第3号若しくは第4号に該当する場合にあっては速やかに、同項第2号に該当する場合にあっては任期満了の2月以前に行うものとする。

(副学長予定者の資格)

第4条 副学長予定者は、石川県立大学の内外を問わず、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学行政の運営能力を有し、学長の補佐としての職務を掌理し得る者でなければならない。

(選考の方法)

第5条 副学長予定者の選考は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

(任用の申出)

第6条 学長は、前条の規定により副学長予定者を決定したときは、副学長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第7条 副学長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選考する学長の任期の終期を超えて在任することはできない。

2 第3条第1項第3号又は第4号の事由により選考された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程県第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第44条の規定に基づき、石川県立大学（以下「本学」という。）学生部長の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に学生部長候補者の選考を行う。

- (1) 学生部長の任期が満了するとき
- (2) 学生部長が辞任を申し出たとき
- (3) 学生部長が欠員となったとき

2 学生部長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合にあつては任期満了の2月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあつては速やかに行うものとする。

(学生部長の資格)

第3条 学生部長は、本学の専任の教授でなければならない。

(選考の方法)

第4条 学長は、教育研究審議会の議を経て、学生部長候補者の選考を行うものとする。

(任用の申出)

第5条 学長は、前条の規定により学生部長候補者を決定したときは、学生部長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第6条 学生部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて6年を超えて在任することはできない。

2 第2条第1項第2号又は第3号の事由により選考された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第44条の規定に基づき、石川県立大学の学科長の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に学科長候補者の選考を行う。

- (1) 学科長の任期が満了するとき
- (2) 学科長が辞任を申し出たとき
- (3) 学科長が欠員となったとき

2 学科長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の2月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(学科長の資格)

第3条 学科長は、当該学科の専任の教授でなければならない。

(選考の方法)

第4条 学長は、教育研究審議会の議を経て、学科長候補者の選考を行うものとする。

(任用の申出)

第5条 学長は、前条の規定により学科長候補者を決定したときは、学科長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第6条 学科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて6年を超えて在任することはできない。

2 第2条第1項第2号又は第3号の事由により選考された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第44条の規定に基づき、石川県立大学教養教育センター長（以下「センター長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合にセンター長候補者の選考を行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき
- (2) センター長が辞任を申し出たとき
- (3) センター長が欠員となったとき

2 センター長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の2月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(センター長の資格)

第3条 センター長は、教養教育センター（以下「センター」という。）の専任の教授でなければならない。

(選考の方法)

第4条 学長は、教育研究審議会の議を経て、センター長候補者の選考を行うものとする。

(任用の申出)

第5条 学長は、前条の規定によりセンター長候補者を決定したときは、センター長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第6条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて6年を超えて在任することはできない。

2 第2条第1項第2号又は第3号の事由により選考された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程第31号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第44条の規定に基づき、石川県立大学（以下「本学」という。）図書・情報センター長（以下「センター長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合にセンター長候補者の選考を行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき
- (2) センター長が辞任を申し出たとき
- (3) センター長が欠員となったとき

2 センター長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の2月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(センター長の資格)

第3条 センター長は、本学の専任の教授でなければならない。

(選考の方法)

第4条 学長は、教育研究審議会の議を経て、センター長候補者の選考を行うものとする。

(任用の申出)

第5条 学長は、前条の規定によりセンター長候補者を決定したときは、センター長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第6条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて6年を超えて在任することはできない。

2 第2条第1項第2号又は第3号の事由により選考された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第44条の規定に基づき、石川県立大学（以下「本学」という。）産学官連携学術交流センター長（以下「センター長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合にセンター長候補者の選考を行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき
- (2) センター長が辞任を申し出たとき
- (3) センター長が欠員となったとき

2 センター長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の2月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(センター長の資格)

第3条 センター長は、本学の専任の教授でなければならない。

(選考の方法)

第4条 学長は、教育研究審議会の議を経て、センター長候補者の選考を行うものとする。

(任用の申出)

第5条 学長は、前条の規定によりセンター長候補者を決定したときは、センター長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第6条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて6年を超えて在任することはできない。

2 第2条第1項第2号又は第3号の事由により選考された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程県第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第44条の規定に基づき、石川県立大学生物資源環境学部附属生物資源工学研究所長（以下「研究所長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に研究所長候補者の選考を行う。

- (1) 研究所長の任期が満了するとき
- (2) 研究所長が辞任を申し出たとき
- (3) 研究所長が欠員となったとき

2 研究所長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の2月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(研究所長の資格)

第3条 研究所長は、附属生物資源工学研究所（以下「研究所」という。）の専任の教授でなければならない。

(選考の方法)

第4条 学長は、教育研究審議会の議を経て、研究所長候補者の選考を行うものとする。

(任用の申出)

第5条 学長は、前条の規定により研究所長候補者を決定したときは、研究所長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第6条 研究所長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて6年を超えて在任することはできない。

2 第2条第1項第2号又は第3号の事由により選考された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第44条の規定に基づき、石川県立大学（以下「本学」という。）生物資源環境学部附属農場長（以下「農場長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に農場長候補者の選考を行う。

- (1) 農場長の任期が満了するとき
- (2) 農場長が辞任を申し出たとき
- (3) 農場長が欠員となったとき

2 農場長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の2月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(農場長の資格)

第3条 農場長は、本学の専任の教授でなければならない。

(選考の方法)

第4条 学長は、教育研究審議会の議を経て、農場長候補者の選考を行うものとする。

(任用の申出)

第5条 学長は、前項の規定により農場長候補者を決定したときは、農場長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第6条 農場長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて6年を超えて在任することはできない。

2 第2条第1項第2号又は第3号の事由により選考された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第44条の規定に基づき、石川県立大学（以下「本学」という。）キャリアセンター長（以下「センター長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合にセンター長候補者の選考を行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき
- (2) センター長が辞任を申し出たとき
- (3) センター長が欠員となったとき

2 センター長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の2月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(センター長の資格)

第3条 センター長は、本学の専任の教授でなければならない。

(選考の方法)

第4条 学長は、教育研究審議会の議を経て、センター長候補者の選考を行うものとする。

(任用の申出)

第5条 学長は、前条の規定によりセンター長候補者を決定したときは、センター長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第6条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて6年を超えて在任することはできない。

2 第2条第1項第2号又は第3号の事由により選考された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学（以下「本学」という。）の教授、准教授、専任の講師、助教及び助手（以下「教員等」という。）の採用及び昇任の選考（以下「選考」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(教員等の資格)

第2条 教員等となることができる者は、人格、学歴、職歴、教育研究の能力、学会及び社会における活動並びに健康状態が大学の教員等に適すると認められる者でなければならない。

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
 - (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
 - (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- （助手の資格）

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - (2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者
- （選考の申出）

第8条 学科長、教養教育センター長、附属生物資源工学研究所長又は附属農場長は、教員等の選考の必要が生じたときは、速やかに学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項の規定による申出があったときは、教育研究審議会を招集する。

（選考）

第9条 学長は、教育研究審議会の議を経て候補者を選考する。

（採用又は昇任の申出）

第10条 学長は、前条の規定により選考した者について、その採用又は昇任を理事長に申し出るものとする。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、教員等の選考に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第63条の規定に基づき、石川県立大学（以下「本学」という。）の非常勤講師の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の申出)

第2条 学科長、教養教育センター長、附属生物資源工学研究所長又は附属農場長は、非常勤講師の選考の必要が生じたときは、速やかに学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項の規定による申出があったときは、教育研究審議会を招集する。

(選考)

第3条 学長は、教育研究審議会の議を経て候補者を選考する。

(選考の申出)

第4条 学長は、前条の規定により選考した者について、その採用を理事長に申し出るものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、教員等の選考に関し必要な事項は別に定める

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

石川県立大学教員の任期に関する規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、石川県立大学教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める職)

第2条 任期を定めて任用する教員の職等は、別表のとおりとする。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成25年5月14日から施行する。
2. 石川県立大学における任期を定めて任用する教員の再任手続きに関する規程（平成23年公立大学法人規程38号）は廃止する。
3. この規程の施行の際、現に改正前の第2条の規定に基づき任用を定めて雇用されている者の任期については、改正前のこの規程及び前項の規定による廃止前の石川県立大学における任期を定め任用する教員の再任手続きに関する規程は、なお、その効力を有する。

附 則

この規程は、平成28年7月5日から施行する。ただし、別表の「助教」に関する規定の改正は、平成26年4月1日以降に任用された者から適用し、同日前に任用された者については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

教育研究組織等	対象となる職	任期	再任に関する事項
生物資源環境学部	助教	5年	1回に限り再任することができる。ただし、再任の場合の任期は、3年とする。
	助手	5年	再任なし

【参考】

石川県立大学における任期を定めて任用する教員の再任手続に関する規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程県第38号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学教員の任期に関する規程第2条の任期を定めて任用された教員（以下「任期制教員」という。）の再任手続について、必要な事項を定めるものとする。

(再任の申出)

第2条 任期制教員が再任を希望する場合は、任期満了の日の12月前までに、書面により学長に申し出なければならない。

2 学長は、前項の規定による申出があったときは、教育研究審議会を招集する。

(教育研究審議会の審議)

第3条 教育研究審議会は再任申請教員の再任について審議を行い、当該再任申請教員の任期満了の日の原則として6月前までにその可否を決定し、学長に報告しなければならない。

(通知)

第4条 学長は、前条の規定による決定の結果を再任申請教員に書面により通知するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第46条第2項の規定に基づき、石川県立大学の客員教授及び客員准教授、客員講師、客員助教（以下「客員教授等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(客員教授等の資格)

第2条 客員教授等の称号を授与することができる者は、本学の常勤の教員以外の者で、顕著な業績を有し、かつ、本学の教育研究に貢献できる者とする。

(期間)

第3条 客員教授等の称号を授与する期間は、本学において教授又は研究に従事する期間とする。

(選考)

第4条 客員教授等の選考は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

(称号の授与)

第5条 学長は、客員教授等の称号を授与するときは、別記様式により当該客員教授に通知するものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年9月13日から施行する。

別記様式（第5条関係）

殿

石川県立大学客員教授の称号を授与します

期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします

年 月 日

石川県立大学長

印

注) 客員准教授、客員講師、客員助教の称号を授与する場合は、本様式中「教授」とあるのは「准教授」・「講師」・「助教」とする。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第45条第2項の規定に基づき、石川県立大学の名誉教授の称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(名誉教授の称号)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。

- (1) 本学に学長又は教授として10年以上勤務した者であって、教育上又は学術上功績のあった者
- (2) 前号に規定する勤務年数には達しないが、学長又は教授として教育上又は学術上特に功績の顕著であった者

(勤務年数の算入)

第3条 前条第1号に規定する勤務年数には、次の期間を教授として勤務した期間に算入する。ただし、本学に学長または教授として5年以上勤務した者に限る。

- (1) 本学の准教授としての勤務年数はその2分の1、専任講師としての勤務年数はその3分の1、助教としての勤務年数はその4分の1
- (2) 本学以外の大学又は短期大学の教授としての勤務年数はその2分の1、准教授としての勤務年数はその3分の1、専任講師としての勤務年数はその4分の1、助教としての勤務年数はその5分の1

2 教育研究機関における勤務年数のうち、本学が前項第2号に掲げる各職と同等以上の資格を有すると認めた職における勤務年数は、それぞれ同号の各職における勤務年数とみなす。

(名誉教授の推薦)

第4条 名誉教授の称号を授与することが適当であると認められる者があるときは、各学科長、教養教育センター長、附属生物資源工学研究所長または附属農場長が学長に推薦するものとする。

(選考)

第5条 名誉教授の選考は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

(称号の授与)

第6条 学長は、名誉教授の称号を授与するときは、別記様式の辞令書により当該名誉教授に交付するものとする。

(礼遇)

第7条 名誉教授に対しては、諸式典及び重要な行事への招待、諸施設の利用に関する便宜の供与、刊行物の贈呈その他適当な方法をもって礼遇する。

(取消し)

第8条 名誉教授の称号を授与された者にその榮譽を汚す行為があり、称号を保持するに適当でないと認められたときは、学長は、教育研究審議会の議を経て称号の授与を取り消し、辞令書を返付させるものとする。

附 則

- 1 石川県農業短期大学における専任教員としての勤務については、本学における勤務とみなす。
- 2 石川県農業短期大学において、石川県農業短期大学名誉教授の称号を授与された者は、第7条の規定を適用する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

辞令書

殿

石川県立大学名誉教授の称号を授与します

年 月 日

石川県立大学長

印

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第63条の規定に基づき、石川県立大学（以下「本学」という。）における外部資金による特定の研究プロジェクト（以下「研究プロジェクト」という。）の推進を図るため、本学に雇用する特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教（以下「特任教授等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特任教授等の資格)

第2条 特任教授等とは、本学の常勤の教員以外の者で、石川県立大学教員等選考規程に規定する教授又は准教授、講師、助教と同等の資格を有し、獲得した外部資金により研究プロジェクトを実施することのできる者とする。

(身分)

第3条 特任教授等の身分は、非常勤とし、本学の教員定数には含めない。

(選考)

第4条 特任教授等の選考は、各学科、教養教育センター、附属生物資源工学研究所又は附属農場（以下「学科等」という。）の長の申し出により教育研究審議会の議を経て学長が行う。

(所属)

第5条 特任教授等の所属は研究プロジェクトを実施する学科等とする。

(任用期間)

第6条 特任教授等の任用期間は、年度ごとに更新するものとする。ただし、研究プロジェクトの期間を超えて更新することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、その特任教授等が年齢70歳に達した日以後における最初の4月1日以降は、任用することができない。ただし、学長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(給与)

第7条 特任教授等の給与は研究プロジェクトに係る外部資金をもって充てることができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年9月13日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学（以下「本学」という。）への学外研究者の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(客員研究員)

第2条 学長は、次に掲げる要件のすべてに該当する者で、本学において研究に従事しようとする者を、客員研究員として受け入れることができる。

- (1) 大学、公的機関、学術の研究若しくは振興を目的とする団体又は企業等に所属する者であること
- (2) その滞在が本学の教育研究に貢献すると認められる者であること

(受入申請手続)

第3条 客員研究員として研究に従事しようとする者は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 客員研究員受入申請書（別記様式第1号）
- (2) その他学長が必要と認める書類

(受入れの決定)

第4条 客員研究員の受入れは、教育研究審議会の議を経て、学長が許可するものとする。

2 学長は、前項の客員研究員の受入れにあたっては、教育研究審議会の議を経て、受入教員を定めるものとする。

3 学長は、客員研究員の受入れを許可したときには、客員研究員許可書（別記様式第2号）により当該研究員に通知するものとする。

(研究期間)

第5条 客員研究員の研究期間は、協定等で定められている場合を除き、1月以上1年以内とする。ただし、研究期間延長願（別記様式第3号）を提出し、学長の許可を得たときは、研究期間を延長することができる。

(処遇)

第6条 客員研究員と法人との間には、身分関係は生じないものとする。

- 2 客員研究員には給与その他の給付は行わない。
- 3 客員研究員は、本学の教育研究に支障のない範囲において、本学の施設及び設備を利用することができる。

(規程の遵守)

第7条 客員研究員は、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(受入許可の取消)

第8条 学長は、客員研究員が次の各号のいずれかに該当するときは、教育研究審議会の議を経て、受入れの許可又は承認を取消することができる。

- (1) 病気その他の事由により研究を継続することができないと認められるとき
- (2) 本学の諸規程に違反したとき
- (3) 学内の秩序を乱したとき、その他客員研究員としてふさわしくない行為があると認められるとき

められるとき。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

客員研究員受入申請書

年 月 日

石川県立大学長 殿

氏名 ㊟

石川県立大学の客員研究員として研究を行いたいので、次のとおり申請します。

ふりがな 氏名		性別	
生年月日		年齢	満 歳
現住所			
勤務先		職名	
最終学歴		学位	
研究歴及び 職歴			
研究期間	年 月 日から 年 月 日		
研究事項			

客員研究員許可書

年 月 日

殿

石川県立大学長

印

年 月 日付けで申請のあった客員研究員としての研究について、次のとおり許可します。

記

1 受入期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 受入教員

3 研究事項

4 備 考

研究期間延長願

年 月 日

石川県立大学長 殿

氏名 印

下記のとおり客員研究員としての研究期間を延長したいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

- 1 延長期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 期間延長理由

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学（以下「本学」という。）における学術研究の国際交流を推進するために研究又は研修を行う外国人の研究者（以下「外国人研究者」という。）の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(受入資格)

第2条 本学に外国人研究者として受け入れることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人日本学術振興会の業務方法書（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項に定める業務方法書をいう。以下同じ。）に基づき当該法人に採用された者
- (2) 独立行政法人国際交流基金の業務方法書に基づき当該法人に採用された者
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の業務方法書に基づき当該法人に採用された者
- (4) 独立行政法人国際協力機構の業務方法書に基づき当該法人に採用された者
- (5) 財団法人日中医学協会が中国から招致する研究者
- (6) 本学の国際交流を推進するための経費により学長が招へいした者
- (7) 外国政府、国際機関その他公的機関の交流事業に基づき派遣された者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本学における学術研究の国際交流を推進する上で適当な者

(受入れの決定)

第3条 外国人研究者の受入れは、教育研究審議会の議を経て、学長が許可又は承認するものとする。

(受入期間)

第4条 外国人研究者の受入期間は、協定等で別に定められている場合を除き、1年以上1年以内とする。ただし、学長が必要と認めるときは、受入期間を延長することができる。

(受入教員)

第5条 学長は、外国人研究者の受入れに当たっては、教育研究審議会の議を経て受入教員を定めるものとする。

(研究料)

第6条 外国人研究者（第2条第1号から第3号まで、若しくは第6号又は第7号に該当する者を除く。）は、法人に対し研究料を納入しなければならない。

- 2 前項の研究料の額は、別表のとおりとする。ただし、第2条第8号に該当するものに係る研究料の額は、その都度、学長が定める。
- 3 研究内容等により研究料の額を増額又は減額する必要があるときは、学長は、派遣機関の長とあらかじめ協議の上、別に定めることができる。
- 4 納付された研究料は、返付しない。
- 5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 第3項の規定により研究料を減額する場合であって、契約書等に特に規定したとき

は、当該研究料の一部を返付することができる。

- (2) 研究員の人数が減少したとき、研究期間を短縮したときその他研究料を返付すべき理由があると認められるときは、派遣機関と協議の上、当該研究料の一部を返付することができる。

(施設等の利用)

第7条 外国人研究者は、本学の教育研究に支障のない範囲において、本学の施設及び設備を利用することができる。

(規程の遵守)

第8条 外国人研究者は、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(受入れの取消)

第9条 学長は、外国人研究者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育研究審議会の議を経て受入れの許可又は承認を取消することができる。

- (1) 病気その他の事由により研究又は研修を継続することができないと認められるとき
- (2) 本学の諸規程に違反したとき
- (3) 学内の秩序を乱したとき、その他外国人研究者としてふさわしくない行為があると認められるとき

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

別表

第2条第4号に掲げる外国人研究者	1か月	270,000円
第2条第5号に掲げる外国人研究者	12か月	300,000円

(注) この表中研究料の1か月は30日とし、30日に満たない日数は、日額10,000円(土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。)とする。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学における日本学術振興会特別研究員及び外部資金により期間を限定して採用しようとする研究員等（以下「特別研究員等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(受入基準)

第2条 特別研究員等は、本学の教育研究に支障がない場合に限り、受け入れることができるものとする。

(申請)

第3条 特別研究員等として本学において研究に従事しようとする者は、必要書類を学長に提出するものとする。

(承認)

第4条 学長は、教育研究審議会の議を経て、特別研究員等の受入れを承認する。

(受入期間)

第5条 特別研究員等の受入期間は、教育研究審議会の議を経て、学長が定める。

(処遇)

第6条 特別研究員等は、本学の教育研究に支障のない範囲において、本学の施設及び設備を利用することができる。

2 日本学術振興会特別研究員については、本学受入れ中に生じた災害疾病その他の事故に対し、本学は、一切その責めを負わないものとする。

3 前項を除く特別研究員等については、別に定めるものとする。

(規程の遵守)

第7条 特別研究員等は、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(受入れの取消)

第8条 学長は、特別研究員等が次の各号のいずれかに該当するときは、教育研究審議会の議を経て第4条の受入れの承認を取消することができる。

(1) 病気その他の事由により研究を継続することができないと認められるとき

(2) 本学の諸規程に違反したとき

(3) 学内の秩序を乱したとき、その他特別研究員等としてふさわしくない行為があると認められるとき

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学（以下「本学」という。）における寄附講座の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 寄附講座は、奨学を目的とする寄附を有効に活用して本学の主体性の下に設置運営し、本学における教育研究の進展及び充実を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 本学における教育研究の進展及び充実を図ることを目的として設置される講座で、その設置及び運営にかかる諸経費を民間等からの寄附金により賄うものをいう。
- (2) 所 属 生物資源環境学部に設置された各学科、教養教育センター、附属生物資源工学研究所、附属農場及び大学院の各専攻をいう。
- (3) 所属長 前号の所属の長をいう。

(名称)

第4条 寄附講座には、当該寄附講座における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 寄附講座の名称について、寄附者からの申出のあった場合は、寄附者が明らかとなる字句を前項の名称に付することができる。

(設置の申請)

第5条 所属長は、寄附講座の設置に係る経費等の寄附の申込みがあった場合において、当該寄附講座の設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めたときは、その設置を学長に申請するものとする。

- 2 前項の申請には、次に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 寄附申込書(別紙様式第1号)
 - (2) 寄附講座の概要(別紙様式第2号)
 - (3) 担当教員の履歴書(別紙様式第3号)及び就任承諾書(別紙様式第4号)

(設置の決定等)

第6条 学長は、前条に規定する申請があった場合は、教育研究審議会の議を経て、当該寄附講座の設置の可否を決定するものとする。

- 2 学長は、寄附講座の設置の可否を決定したときは、速やかに所属長にその結果を通知する。

(存続期間等)

第7条 寄附講座の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

- 2 寄附講座の存続期間は、更新することができる。
- 3 前項に規定する更新の手続きは、設置の例に準じて行うものとする。

(寄附講座の構成等)

第8条 寄附講座は、教授又は准教授に相当する者1名以上で構成するものとする。

2 寄附講座に講師及び助教を置くことができる。

3 寄附講座を担当する教員の名称は寄附講座教員とし、身分は非常勤職員とする。

4 寄附講座教員の選考は、石川県立大学教員等選考規程に準じて行うものとする。

(規程の遵守)

第9条 寄附講座教員は、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(寄附講座の運営)

第10条 寄附講座は、寄附講座教員と本学内教員とが共同で運営することができる。

(寄附講座教員の職務)

第11条 寄附講座教員は、当該寄附講座における教育研究に従事するほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(寄附講座教員)

第12条 寄附講座教員は、石川県立大学寄附講座教授、石川県立大学寄附講座准教授、石川県立大学寄附講座講師又は石川県立大学寄附講座助教と称することができる。

(経費の受入れ)

第13条 寄附講座に係る経費の寄附は、当該寄附講座の存続期間に必要とする教育研究の実施に伴う経費の総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実である場合は、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の寄附講座の教育研究の実施に伴う経費は、石川県公立大学法人奨学寄附金取扱規程に定めるところにより寄附金として受け入れるものとする。

(内容等の変更)

第14条 寄附講座の内容等を大きく変更しようとする場合は、設置の例に準じて取り扱うものとする。

(成果の報告)

第15条 所属長は、寄附講座の存続期間が終了したときは、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、学長に報告するものとする。

(特許等の取扱い)

第16条 寄附講座教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、石川県公立大学法人教職員勤務発明等に関する規程の定めるところによる。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、寄附講座の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

別紙様式第1号)

寄 附 申 込 書

年 月 日

石川県立大学学長 様

寄附者

下記のとおり寄附講座の設置に係る経費等の寄附を申し込みます。

記

1 寄附講座名

2 設置目的

3 寄附講座の設置期間

4 寄附講座の運営経費等

(記載例) 寄附講座の運営に必要な経費(寄附講座教員の給与、研究費、旅費、研究設備等)を寄附金により負担する。

5 寄附金額

総額 円

6 寄附方法(一括・分割の別、分割の場合は時期・金額)

7 その他

(別紙様式第2号)

寄附講座の概要

- 1 所属名
- 2 寄附講座の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附予定額
- 6 寄附の時期および期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当教員名および職名
- 10 寄附講座の教育研究領域の概要（必要に応じてカリキュラムを記載する。）
- 11 現有組織の構成状況およびそれらに照らした寄附受入の必要性

（別紙様式第3号）

履 歴 書

写真をはる位置	フリガナ	男 女 の 別
	氏 名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
	生年月日	年 月 日生 (満 歳)
旧氏名	改姓年月日 年 月 日	本籍地
フリガナ		郵便番号
現住所		電話

資 格 関 係

資格試験名称	免許及び記号	交付年月日

学 歴

学校名・学部科名	修 学 期 間	在学年	卒業・修了 中退・在学中
	年 月～ 年 月	年	

職 歴

年	月	日	職 歴 事 項 (職種も記入すること。)	発 令 者

学会及び社会における活動等

年	月	日	事 項
賞 罰 事 項			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人署名捺印 _____ 印

- 注) 1 訂正箇所は必ず訂正印を捺印すること。
 2 賞罰事項欄は、無ければ「無」と記入すること。

(別紙様式第4号)

就任承諾書

年 月 日

石川県立大学学長 様

氏 名

印

私は、石川県立大学 寄附講座設置のうえは、当該寄附講座担当教員として 年 月 日から就任することを承諾します。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第23条の規定に基づき、入学者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学者選考方法)

第2条 入学者の選考は、入学者選考試験により行う。

2 学力試験を免除することができる者は、国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生とし、当該学科で面接審査を実施し選考する。

(入学者選考試験の方法)

第3条 前条第1項の入学者選考試験の方法は、教育研究審議会の議を経て、学長が定める。

(入学試験委員会の設置)

第4条 本学に、入学者選考の公正な運営を期すため、入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第5条 委員会は、次の事項を調査・審議し、学長に報告する。

- (1) 入学者の選考に関する事項
- (2) 大学入試センター試験に関する事項
- (3) 個別学力検査に関する事項
- (4) 学生募集要項に関する事項
- (5) 入学者選考試験の実施に関する事項
- (6) その他入学者選考試験に関する事項

(組織)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学科長
- (3) 教養教育センター長
- (4) 附属生物資源工学研究所長
- (5) 学生部長
- (6) 大学事務局長
- (7) その他学長が指名する者

(任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に、委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第9条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第10条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(入学者選考試験の実施)

第12条 入学者選考試験を実施するための組織・運営については別に定める。

(合格者の決定)

第13条 学長は、入学者選考の合格者を決定する。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則（以下「学則」という。）第10条第2項及び第19条第3項の規定に基づき、教育課程及び教職課程の履修並びに学修の評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(卒業及び進級の要件)

第2条 卒業するためには、教養教育科目40単位以上、専門科目84単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。

2 各学科の必要修得単位数の内訳は、別表1のとおりとする。

3 3年次から4年次に進級するためには、別表1の2に記載の教養教育科目及び各学科が定める専門科目の必修科目などを合わせて90単位以上修得しなければならない。

(コース)

第2条の2 各学科に次のコースを置き、学生は3年次よりいずれかのコースを選択するものとする。なお、コースに関する詳細については、別途定める。

一 生産科学科

- (1) 生産科学コース
- (2) 生産環境制御コース
- (3) 先端バイオコース
- (4) 6次産業化コース

二 環境科学科

- (1) 環境科学コース
- (2) 里山活性化コース
- (3) 先端バイオコース

三 食品科学科

- (1) 食品科学コース
- (2) 6次産業化コース
- (3) 先端バイオコース

(教養教育科目)

第3条 教養教育科目は、別表2のとおりとし、人文・社会科学系科目、外国語科目、保健体育科目及び情報科学科目は学部共通科目とし、自然科学系科目は学科ごとに開設する科目とする。

2 教養教育科目のうち、人文・社会科学系科目は10単位以上、英語・実用英語・英会話・英作文（以下「外国語科目」という。）は必修科目6単位を含め8単位以上、保健体育科目は2単位以上、情報科学科目は必修科目3単位を含め4単位以上、自然科学系科目は10単位以上修得しなければならない。

3 英語以外の外国語の履修を希望する場合は、1つの外国語に限り4単位を上限に放送大学及びいしかわシティカレッジとの単位互換によりその他の外国語科目として卒業に必要な教養教育科目の単位数に認定する。ただし、単位の履修・修得に要する費用は個人負担とする。また、4単位を超えたものは卒業必要単位には含まないが履修単位として

認定する。

4 単位互換協定に基づき他の大学の教養教育科目（自然科学系科目を除く）及びいしかわシティカレッジ授業科目（自然科学系科目を除く）の履修を希望する場合は、前項の単位と合わせて6単位を上限に、その他の教養教育科目として卒業に必要な教養教育科目の単位に認定する。また、6単位を超えたものは卒業必要単位には含まないが履修単位として認定する。

5 自然科学系科目のうち、基礎生物学、基礎化学、基礎物理学、基礎数学は卒業に必要な単位に含めない。

（専門科目）

第4条 専門科目は学科ごとに定める。

2 専門科目のうち、他学科で開講している科目（所属学科でも開講している科目を除く。以下「他学科固有科目」という。）の履修を希望する場合は、8単位を限度として当該学科の卒業に必要な専門科目として単位認定する。ただし、所属コースで設定している他学科固有科目は上限8単位には含まない。また、8単位を超えたものは卒業必要単位には含まないが履修単位として認定する。なお、他学科固有科目を受講する場合はあらかじめ当該科目担当教員の承認を受けなければならない。

3 単位互換協定に基づき他の大学の専門科目の履修を希望する場合は、他学科固有科目として卒業に必要な専門科目として単位認定する。

4 3年次から4年次に進級して卒業研究（必修科目）に着手するためには、教養教育科目においては外国語科目、保健体育科目、情報科学科目及び自然科学系科目の必修科目を含め所定の単位数を、専門科目においては必修科目のうち生物資源環境学概論、各学科科学英語など、学科が定める単位をそれぞれ修得し、教養教育科目、専門科目を合わせて90単位以上修得していなければならない。ただし、編入学生については、1科目に限り、教務委員会の議を経て4年次に修得することを認めることができる。

5 職業指導は進級及び卒業に必要な単位に含めない。

6 卒業研究の評価は研究成果の評価をもって行う。なお、研究成果の評価基準については別途定める。

（生産科学科の専門科目の配当年次及び科目の履修方法）

第5条 生産科学科の専門科目の配当年次及び科目の履修方法は、別表3のとおりとする。

（環境科学科の専門科目の配当年次及び科目の履修方法）

第6条 環境科学科の専門科目の配当年次及び科目の履修方法は、別表4のとおりとする。

（食品科学科の専門科目の配当年次及び科目の履修方法）

第7条 食品科学科の専門科目の配当年次及び科目の履修方法は、別表5のとおりとする。

（教職課程）

第8条 教育職員の免許状を受ける資格を修得しようとする場合の履修科目は、別表6から別表8のとおりとする。

2 履修すべき科目は、教科及び教職に関する科目とし、定められた必要最低限の単位数を修得しなければならない。

（履修登録）

第9条 学生は、学期ごとに履修する授業科目を定め、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

- 2 履修登録後は、授業科目を変更することはできない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合で学長が承認したときは、この限りでない。
- 3 履修登録をした授業科目であっても受講目的が達成されないなどの理由から、履修取消期間内に限り、履修登録を取り消すことができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、病気欠席等のやむを得ない事由で学生から履修取消申請のあった授業科目については、履修取消期間以降においても履修を取り消すことができる。
- 5 効果的な学習時間を確保するため、履修科目数の登録上限を設定する。次に掲げる項目を除いて、1学期間に履修登録できる単位数の上限を24単位と規定する。
 - 一 教職に関する科目
 - 二 夏期・冬期休業中に実施する集中講義科目
 - 三 卒業に必要な単位数に含まれない科目
 - 四 前期と後期を通じて単位を認定する科目
 - 五 コースに係る専門固有科目のうち、必修科目及び選択必修科目。ただし4単位を上限とする。
 - 六 前学期のGPAが2.70以上の者。ただし4単位を上限とする。
 なお、五及び六の両方を適用させる場合、1学期間に登録できる単位数の上限は30単位までとする。
 - 七 やむを得ない理由があると学長が承認した者
(履修禁止)

第10条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- 一 履修登録していない授業科目
- 二 授業時間が重複する授業科目
- 三 既に単位を修得した授業科目

(試験)

第11条 定期試験は、その授業の開講時期の末に期間を定めて行う。ただし、授業科目によっては、随時試験を行うことができる。

- 2 前項の試験は、筆記、口述、レポート、実技、実習等の方法により行う。
- 3 授業科目の出席時間数が全授業時間数の3分の2に満たない学生は、当該授業科目の試験を受けることができない。

(試験成績の判定)

第12条 学則第13条第3項の規定による秀、優、良、可又は不可の判定は、満点を100点とし、次表に掲げる基準により行う。なお、出席不足や受験放棄等の場合は失格（Fで表示）とする。

評価	評点	基準
秀・S	80点以上で特に優れた成績	到達目標を大きく上回って達成できている
優・A	80点以上	到達目標を上回って達成できている
良・B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている
可・C	60点以上70点未満	最低限の到達目標を達成できている
不可・D	60点未満	最低限の到達目標を達成できていない

- 2 試験の成績はすべて学籍簿に記載するものとする。
- 3 学生が自分の成績評価に異議がある場合に内容の確認を願い出ることができる。なお、その手続については別途定める。

(追試験)

第13条 病気その他やむを得ない事由により、試験を受けることのできなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

2 前項の追試験を希望する者は、医師の診断書等前項の事由を証明する書類を添付し、当該科目の試験終了後、所定の期日までに追試験願（別記様式第1号）を、次に掲げる者に提出しなければならない。

- 一 教養教育科目 教養教育センター長
- 二 専門教育科目 各学科長
- 三 教職に関する科目 教職課程専任教員

(再試験)

第14条 試験を受験して不合格となった者に対しては、再度の試験は行わない。ただし、やむを得ない理由により必要と認める場合は、再試験を行うことができる。

2 前項の再試験を希望する者は、所定の期日までに再試験願（別記様式第2号）を提出しなければならない。

3 前項の再試験願の提出については、前条第2項を準用する。

(不正行為)

第15条 試験において不正行為をした者は、学則第50条第2項の規定による懲戒処分のほか、当該学期に実施するすべての試験を無効とする。

(再履修)

第16条 単位の修得が認められなかった授業科目につき、翌年度以降において単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、再履修することができる。

(既修得単位の認定等)

第17条 学則第16条第1項の規定により、本学に入学する前に本学又は他の大学等において修得した単位の認定を受けようとする学生は、既修得単位認定願（別記様式第3号）を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

2 本学に入学する前に他の大学等において履修した英語以外の外国語は、1つの外国語に限り第3条第3項の単位と合わせて4単位を上限にその他の外国語科目として卒業に必要な教養教育科目の単位の認定する。

3 本学に入学する前に他の大学等において履修した教養教育科目（自然科学系科目を除く）のうち、本学に対応する授業内容の科目がないため、単位認定されなかった授業科目は第3条第4項の単位と合わせて6単位を上限にその他の教養教育科目の単位の認定する。

4 第1項から第3項の場合における単位の認定は、学長が行う。

5 前項の規定により単位の認定を受けた学生には、所定の単位を与える。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第18条 学則第14条第1項の規定により、他の大学等において、科目履修及び単位修得を希望する学生は、事前に本学の承認を得るとともに、受入大学等が定める手続に従うものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 学則第15条第1項の規定のうち、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定により文部科学大臣が定める学修の詳細については、別途定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

なお、法人設立以前から本学に在学する者、平成23年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、法人設立前の規程を引き続き適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

なお、この改正以前から在学する者、平成25年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、「動物生体機構学」の新設を除き改正前の規程を引き続き適用する。

附 則

この規程は、平成25年3月4日から施行する。

なお、この改正は、平成24年度入学生及び平成26年度3年次編入学生に適用し、平成23年度までの入学生及び平成24年度3年次編入学生に対しては、「水利システム学」の新設（ただし、グループを付さない選択科目とする。）を除き、改正前の規程を引き続き適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

なお、この改正以前から在学する者、平成26年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、改正前の規程を引き続き適用する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

なお、第13条第3項の改正については、この改正以前から在学する者、平成28年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、改正前の規程を引き続き適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

なお、第9条第3項の改正については、この改正以前から在学する者、平成29年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、改正前の規程を引き続き適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

なお、この改正以前から在学する者、平成30年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、改正前の規程を引き続き適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

なお、この改正以前から在学する者、平成31年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、改正前の規程を引き続き適用する。ただし、「環境マネジメント論」の配当年次変更及び「環境科学フィールド体験実習Ⅱ」の新設は、平成29年度入学生及び平成31年度3年次編入学生から適用し、「地形情報処理」の新設は、平成27年度入学生及び平成29年度3年次編入学生から適用する。改正前の規程との読み替えについては、別表9に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

なお、第3条第4項及び第4条第3項を除き、この改正以前から在学する者、平成32年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、改正前の規程を引き続き適用する。ただし、「灌漑排水学」及び「生産環境創造学」の配当年次変更については、平成29年度入学生及び平成31年度3年次編入学生から適用する。また、第12条第1項の改正については、平成29年度入学生及び平成31年度3年次編入学生から適用する。改正前の規程との読み替えについては、別表9に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

なお、第19条を除き、平成30年度以前から在学する者、令和2年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、改正前の規程を引き続き適用する。ただし、「植物病理学」及び「動物生体機構学」の配当年次変更は、平成30年度入学生及び令和2年度3年次編入学生から適用する。改正前の規程との読み替えについては、別表9に定める。

附 則

この規程は、令和2年7月14日から施行する。

なお、平成30年度以前から在学する者、令和2年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、改正前の規程を引き続き適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

なお、第9条第5項第5号の改正については、令和元年度入学生及び令和3年度3年次編入学生から適用する。また、第9条第5項第6号の改正については、平成29年度入学生及び令和元年度3年次編入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

なお、この改正以前から在学する者、令和3年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、改正前の規程を引き続き適用する。

ただし、「森林流域環境学」の新設は、令和2年度入学生及び令和4年度3年次編入学生から適用する。改正前の規程との読み替えについては、別表9に定める。

附 則

この規程は、令和4年6月14日から施行する。

なお、第17条第2項から第3項の改正については、令和4年度入学生及び令和4年度3年次編入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

なお、この改正以前から在学する者、令和4年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、改正前の規程を引き続き適用する。改正前の規程との読み替えについては、別表9に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

なお、第4条第6項及び第12条第1項を除き、この改正以前から在学する者、令和7年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、改正前の規程を引き続き適用する。改正前の規程との読み替えについては、別表9に定める。

別表1 (第2条関係)

各学科における卒業必要単位数

(1) 生産科学科

科目群 / (コース名)		必修科目	選択科目	合計
教養教育科目	人文・社会科学系科目		10単位以上	10単位以上
	外国語科目	6単位	2単位以上	8単位以上
	保健体育科目	1単位	1単位以上	2単位以上
	情報科学科目	3単位	1単位以上	4単位以上
	自然科学系科目		10単位以上	10単位以上
合計		10単位	30単位以上	40単位以上
専門教育科目	専門科目 (生産科学コース)	18単位	66単位以上	84単位以上
	専門科目 (生産環境制御コース)	28単位	56単位以上	
	専門科目 (先端バイオコース)	27単位	57単位以上	
	専門科目 (6次産業化コース)	24単位	60単位以上	
合計				124単位以上

※自然科学系科目のうち、基礎生物学、基礎化学、基礎物理学、基礎数学は卒業に必要な単位に含めない。

※各コースの専門教育科目選択科目は、科目グループごと及びグループ合計での一定の単位が必要。

(2) 環境科学科

科目群 / (コース名)		必修科目	選択科目	合計
教養教育科目	人文・社会科学系科目		10単位以上	10単位以上
	外国語科目	6単位	2単位以上	8単位以上
	保健体育科目	1単位	1単位以上	2単位以上
	情報科学科目	3単位	1単位以上	4単位以上
	自然科学系科目		10単位以上	10単位以上
合計		10単位	30単位以上	40単位以上
専門教育科目	専門科目 (環境科学コース)	14単位	70単位以上	84単位以上
	専門科目 (里山活性化コース)	28単位	56単位以上	
	専門科目 (先端バイオコース)	23単位	61単位以上	
合計				124単位以上

※自然科学系科目のうち、基礎生物学、基礎化学、基礎物理学、基礎数学は卒業に必要な単位に含めない。

※各コースの専門教育科目選択科目は、科目グループごと及びグループ合計での一定の単位が必要。

(3) 食品科学科

科目群 / (コース名)		必修科目	選択科目	合計
教養教育科目	人文・社会科学系科目		10単位以上	10単位以上
	外国語科目	6単位	2単位以上	8単位以上
	保健体育科目	1単位	1単位以上	2単位以上
	情報科学科目	3単位	1単位以上	4単位以上
	自然科学系科目		10単位以上	10単位以上
合計		10単位	30単位以上	40単位以上
専門教育科目	専門科目 (食品科学コース)	25単位	59単位以上	84単位以上
	専門科目 (6次産業化コース)	34単位	50単位以上	
	専門科目 (先端バイオコース)	34単位	50単位以上	
合計				124単位以上

※自然科学系科目のうち、基礎生物学、基礎化学、基礎物理学、基礎数学は卒業に必要な単位に含めない。

※先端バイオコースの専門教育科目選択科目は、科目グループごと及びグループ合計での一定の単位が必要。

別表1の2（第2条関係）

各学科における3年次から4年次に進級するための進級必要単位数

(1) 生産科学科

科目群／学科名		必修科目	必修科目名	選択科目	合計
教養教育科目	人文・社会科学系科目				
	外国語科目	6単位	英語ⅠA、英語ⅠB 英語ⅡA、英語ⅡB 英会話A(英語コミュニケーションA) 英会話B(英語コミュニケーションB)	2単位以上	8単位以上
	保健体育科目	1単位	健康科学	1単位以上	2単位以上
	情報科学科目	3単位	情報処理概論 情報処理演習Ⅰ	1単位以上	4単位以上
	自然科学系科目			10単位以上	10単位以上
専門教育科目	専門科目 (全コース共通)	6単位	生物資源環境学概論 生物資源環境学社会生活論 生産科学英語 農場実習A又は農場実習B		6単位

※自然科学系科目のうち、基礎生物学、基礎化学、基礎物理学、基礎数学は卒業に必要な単位に含めないが、進級に必要な単位には含める。

(2) 環境科学科

科目群／学科名		必修科目	必修科目名	選択科目	合計
教養教育科目	人文・社会科学系科目				
	外国語科目	6単位	英語ⅠA、英語ⅠB 英語ⅡA、英語ⅡB 英会話A(英語コミュニケーションA) 英会話B(英語コミュニケーションB)	2単位以上	8単位以上
	保健体育科目	1単位	健康科学	1単位以上	2単位以上
	情報科学科目	3単位	情報処理概論 情報処理演習Ⅰ	1単位以上	4単位以上
	自然科学系科目			10単位以上	10単位以上
専門教育科目	専門科目 (全コース共通)	4単位	生物資源環境学概論 生物資源環境学社会生活論 環境科学英語		4単位

※自然科学系科目のうち、基礎生物学、基礎化学、基礎物理学、基礎数学は卒業に必要な単位に含めないが、進級に必要な単位には含める。

(3) 食品科学科

科目群／学科名		必修科目	必修科目名	選択科目	合計
教養教育科目	人文・社会科学系科目				
	外国語科目	6単位	英語ⅠA、英語ⅠB 英語ⅡA、英語ⅡB 英会話A(英語コミュニケーションA) 英会話B(英語コミュニケーションB)	2単位以上	8単位以上
	保健体育科目	1単位	健康科学	1単位以上	2単位以上
	情報科学科目	3単位	情報処理概論 情報処理演習Ⅰ	1単位以上	4単位以上
	自然科学系科目			10単位以上	10単位以上
専門教育科目	専門科目 (全コース共通)	4単位	生物資源環境学概論 生物資源環境学社会生活論 食品科学英語		10単位以上
		9単位 のうち 6単位 以上	食品基礎・生化学実験 食品製造・調理実験 食品加工・製造実習Ⅰ 食品機能実験 食品安全実験		

※自然科学系科目のうち、基礎生物学、基礎化学、基礎物理学、基礎数学は卒業に必要な単位に含めないが、進級に必要な単位には含める。

別表2(第3条関係)
教養教育科目

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
人文・社会科学系	哲学	1		2	10単位以上修得のこと
	人間と自然の調和	2		2	
	経済学	2		2	
	文学	1		2	
	歴史学	2		2	
	法学	1		2	
	社会学	1		2	
	心理学	1		2	
	現代社会と生涯学習	1		2	
	日本国憲法	1		2	
	子どもの発達と遊び	2		2	
	ジェンダー論	1		2	
外国語	英語ⅠA	1	1		必修科目6単位を含め 8単位以上修得のこと
	英語ⅠB	1	1		
	英語ⅡA	2	1		
	英語ⅡB	2	1		
	教養のための英語A	2		1	
	教養のための英語B	2		1	
	地球市民のための英語A	2		1	
	地球市民のための英語B	2		1	
	英語コミュニケーションA	1	1		
	英語コミュニケーションB	1	1		
	アカデミック・ライティング	2		1	
	アカデミック・プレゼンテーション	2		1	
保健体育	健康科学	1	1		必修科目1単位を含め 2単位以上修得のこと
	スポーツ実技Ⅰ	1		1	
	スポーツ実技Ⅱ	2		1	
	スポーツ実技Ⅲ	1		1	
	スポーツ実技Ⅳ	1		1	
情報科学	情報処理概論	1	2		必修科目3単位を含め 4単位以上修得のこと
	情報処理演習Ⅰ	1	1		
	情報処理演習Ⅱ	2		1	
	情報処理演習Ⅲ	2		1	
自然科学系	基礎生物学	1		1	10単位以上修得のこと 基礎生物学、基礎化学、基礎物理学、基礎数学の単位は、卒業に必要な単位数には含まないが、履修単位として認定し、進級要件の単位には含める。 自然科学系科目は、学科ごとに関講
	基礎化学	1		1	
	基礎物理学	1		1	
	基礎数学	1		1	
	数学	1		2	
	統計学	1		2	
	生物学	1		2	
	無機化学	1		2	
	有機化学概論	1		2	
	物理学	1		2	
	地学	2		2	
	生物学実験	2		1	
	無機化学実験	1		1	
	有機化学実験	1		1	
	物理学実験	2		1	
地学実験	2		1		
教養科目の合計			10	55	40単位以上修得 ①英語以外の1つの外国語でいしかわシテカレッジ・放送大学において認定された単位(4単位以内)を含む。 ②その他の教養教育科目(自然科学系科目を除く)で他の大学及びいしかわシテカレッジで認定された単位(①と合わせ6単位以内)を含む。

別表3 (第5条関係)

生産科学科における専門科目

分野	授業科目の名称	配当年次	各コース単位数 (履修グループ)							
			生産科学		生産環境制御		先端バイオ		6次産業化	
			必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
共通科目	生物資源環境学概論	1	2		2		2		2	
	石川の自然と農林水産業	1	2 (A)		2 (A)		2 (A)		2 (A)	
	生物統計学	2	2 (A)		2 (A)		2 (H)		2 (A)	
	応用気象学 (食品除く)	1	2 (A)		2 (G)		2 (A)		2 (A)	
	環境倫理学	3	2 (A)		2 (A)		2 (H)		2 (A)	
	栽培学概論	1	2 (A)		2 (G)		2 (A)		2 (A)	
	廃棄物・資源循環論	3	2 (A)		2 (G)		2 (H)		2 (A)	
	遺伝学概論	1	2 (A)		2 (A)		2 (G)		2 (A)	
	植物生理学 I	2	2 (A)		2 (G)		2 (H)		2 (A)	
	生態学概論	1	2 (A)		2 (A)		2 (A)		2 (A)	
	微生物学概論	2	2 (A)		2 (A)		2 (G)		2 (A)	
	生物工学概論 (環境除く)	2	2 (A)		2 (A)		2 (A)		2 (A)	
	分子生物学概論	2	2 (A)		2 (A)		2 (G)		2 (A)	
	生化学概論	1	2 (A)		2 (A)		2 (G)		2 (A)	
	農場実習 A	2	2*		2*		2*		2*	
	農場実習 B (環境除く)	2	2*		2*		2*		2*	
	分子生物学実習	2	2 (A)		2 (A)		2 (G)		2 (A)	
	地域食農フィールド演習	1		1		1		1		1
	生物資源環境学社会生活論	1	1		1		1		1	
	土壌環境学 (食品除く)	2	2 (B)		2 (H)		2 (B)		2 (B)	
固有科目	生産科学英語	2	1		1		1		1	
	植物育種学	3	2 (B)		2 (B)		2 (B)		2 (B)	
	植物遺伝学	1	2 (B)		2 (B)		2 (H)		2 (B)	
	植物生理学 II	3	2 (B)		2 (B)		2 (B)		2 (B)	
	植物細胞工学	2	2 (B)		2 (B)		2 (H)		2 (B)	
	植物保護学	3	2 (B)		2 (H)		2 (B)		2 (B)	
	植物病理学	2	2 (B)		2 (H)		2 (B)		2 (B)	
	応用昆虫学	3	2 (B)		2 (B)		2 (B)		2 (B)	
	植物生産学	2	2 (C)		2 (C)		2 (C)		2 (C)	
	植物形態・機能学	2	2 (C)		2 (C)		2 (C)		2 (C)	
	食用作物学	2	2 (C)		2 (C)		2 (C)		2 (C)	
	産業資源作物学	3	2 (C)		2 (C)		2 (C)		2 (C)	
	蔬菜園芸学	3	2 (C)		2		2 (C)		2 (C)	
	果樹園芸学	3	2 (C)		2 (C)		2 (C)		2 (C)	
	花卉学	3	2 (C)		2 (C)		2 (C)		2 (C)	
	畜産学概論	1	2 (D)		2 (D)		2 (D)		2 (D)	
	動物繁殖学	3	2 (D)		2 (D)		2 (D)		2 (D)	
	動物生体機構学	2	2 (D)		2 (D)		2 (D)		2 (D)	
	動物育種学	3	2 (D)		2 (D)		2 (D)		2 (D)	
	動物栄養学	2	2 (D)		2 (D)		2 (D)		2 (D)	
	動物管理学	3	2 (D)		2 (D)		2 (D)		2 (D)	
	生産システム学	2	2 (E)		2 (E)		2 (E)		2 (E)	
	生物計測工学	3	2 (E)		2 (H)		2 (E)		2 (E)	
	農業経営学	3	2 (E)		2 (E)		2 (E)		2 (E)	
	食料経済学	2	2 (E)		2 (E)		2 (E)		2 (E)	
	生物資源経済学	2	2 (E)		2 (E)		2 (E)		2 (E)	
	農業政策学	3	2 (E)		2 (E)		2 (E)		2 (E)	
	植物遺伝子工学実験	3	2 (F)		2 (F)		2 (F)		2 (F)	
	生産科学基礎実験	3	2 (F)		2 (F)		2 (F)		2 (F)	
	植物生産学実験	3	2 (F)		2 (F)		2 (F)		2 (F)	
	植物生産学基礎実験	2	2 (F)		2 (F)		2 (F)		2 (F)	
	動物生産学実験	3	2 (F)		2 (F)		2 (F)		2 (F)	
生物生産工学実験	3	2 (F)		2 (F)		2 (F)		2 (F)		

固有科目	学外農業関連実習	3		1		1		1		1	
	植物環境生理学 ※	3			2						
	植物環境制御学 ※	3			2						
	植物環境制御学実験Ⅰ ※	3			2						
	植物環境制御学実験Ⅱ ※	3			2						
	ゲノム分析実習 ※	3					2				
	環境ゲノム学 ※	3					2				
	人間環境学 ※	3					1				
	バイオ医薬・産業学 ※	3					2				
	遺伝子機能解析学 ※	3					2				
	食の6次産業化プロデューサー集中講義 ※	3							2		
	生産科学演習	4	2		2		2		2		
	卒業研究	4	10		10		10		10		
他学科固有科目 (カッコ内は開講学科)	生物多様性学 (環境)	2				2 (H)					
	微生物生態学 (環境)	3				2 (H)					
	生化学 (食品)	2				2 (H)					
	有機化学 (食品)	2				2 (H)					
	分子生物学 (食品)	2				2 (H)					
	バイオインフォマティクス (食品)	3				2 (H)					
	応用微生物学 (食品)	3				2 (H)					
	食文化論 (食品)	3							2		
	食品加工学 (食品)	3								2	
	食品化学 (食品)	3							2		
	食品管理学 (食品)	3								2	
	食品保蔵学 (食品)	3								2	
	食品マーケティング論 (食品)	3								2	
	フードスペシャリスト論 (食品)	3								2	
	食品生産学外実習 (食品) ※	3								1	
	備考	【生産科学コース】 ① 必修 (*のうち、どちらかを修得) 科目：18単位 ② Aグループから14単位以上修得 ③ B、C、D、Eの各グループから各6単位以上修得 ④ Fグループから8単位以上修得									
		【生産環境制御コース】 ① 必修 (*のうち、どちらかを修得) 科目：28単位 ② Aグループから8単位以上修得 ③ Bグループから2単位以上修得 ④ C、Eの各グループから各4単位以上修得 ⑤ D、F、G、Hの各グループから各6単位以上修得									
【先端バイオコース】 ① 必修 (*のうち、どちらかを修得) 科目：27単位 ② A、B、C、D、Eの各グループから各4単位以上修得 ③ Fグループから6単位以上修得 ④ Gグループから8単位以上修得 ⑤ Hグループから14単位以上修得											
【6次産業化コース】 ① 必修 (*のうち、どちらかを修得) 科目：24単位 ② Aグループから12単位以上修得 ③ B、C、D、Eの各グループから各6単位以上修得 ④ Fグループから8単位以上修得											
※ 他コースで履修できない科目 (他学科科目としての履修も不可) 【生産環境制御コース】植物環境生理学、植物環境制御学、植物環境制御学実験Ⅰ、植物環境制御学実験Ⅱ 【先端バイオコース】ゲノム分析実習、環境ゲノム学、人間環境学、バイオ医薬・産業学、遺伝子機能解析学 【6次産業化コース】食の6次産業化プロデューサー集中講義、食品生産学外実習											

別表4 (第6条関係)

環境科学科における専門科目

分野	授業科目の名称	配当年次	各コース単位数 (履修グループ)					
			環境科学		里山活性化		先端バイオ	
			必修	選択	必修	選択	必修	選択
共通科目	生物資源環境学概論	1	2		2		2	
	石川の自然と農林水産業	1	2 (A)		2 (A)		2 (A)	
	生物統計学	2	2 (A)		2 (A)		2 (I)	
	応用気象学 (食品除く)	1	2 (A)		2 (A)		2 (A)	
	環境倫理学	3	2 (A)		2 (A)		2 (I)	
	栽培学概論	1	2 (A)		2 (A)		2 (A)	
	廃棄物・資源循環論	3	2 (A)		2 (A)		2 (I)	
	遺伝学概論	1	2 (A)		2 (A)		2 (H)	
	植物生理学 I	2	2 (A)		2 (A)		2 (I)	
	生態学概論	1	2 (A)		2 (A)		2 (A)	
	微生物学概論	2	2 (A)		2 (A)		2 (H)	
	分子生物学概論	2	2 (A)		2 (A)		2 (H)	
	生化学概論	1	2 (A)		2 (A)		2 (H)	
	農場実習 A	4	2 (A)		2 (A)		2 (A)	
	分子生物学実習	2	2 (A)		2 (A)		2 (H)	
	地域食農フィールド演習	1		1		1		1
	生物資源環境学社会生活論	1	1		1		1	
	土壌環境学 (食品除く)	2	2 (B)		2 (B)		2 (B)	
	固有科目	環境科学英語	2	1		1		1
土壌物理学		2	2 (B)		2 (B)		2 (B)	
土質力学		2	2 (B)		2 (B)		2 (B)	
大気環境学		2	2 (B)		2 (B)		2 (B)	
灌漑排水学		2	2 (B)		2 (B)		2 (B)	
生物多様性学		2	2 (C)		2 (C)		2 (I)	
植物生態学		3	2 (C)		2 (C)		2 (C)	
動物生態学		3	2 (C)		2 (C)		2 (C)	
微生物生態学		3	2 (C)		2 (C)		2 (I)	
野生動物管理学		3	2 (C)		2		2 (C)	
水文学		2	2 (D)		2 (D)		2 (D)	
応用生態工学		3	2 (D)		2 (D)		2 (D)	
施設工学		3	2 (D)		2 (D)		2 (D)	
水利システム学		3	2 (D)		2 (D)		2 (D)	
水資源利用学		3	2 (D)		2 (D)		2 (D)	
農村計画学		2	2 (E)		2 (E)		2 (E)	
地域情報プログラミング		2	2 (E)		2 (E)		2 (E)	
環境マネジメント論		3	2 (E)		2 (E)		2 (E)	
森林流域環境学		3	2 (E)		2		2 (E)	
緑地環境学		3	2 (E)		2		2 (E)	
応用数学		2	2 (F)		2 (F)		2 (F)	
環境経済学		2	2 (F)		2 (F)		2 (F)	
水理学		2	2 (F)		2 (F)		2 (F)	
応用力学		2	2 (F)		2 (F)		2 (F)	
土木材料学		3	2 (F)		2 (F)		2 (F)	
地形情報処理		3	2 (F)		2 (F)		2 (F)	
環境関連法規		3	2 (F)		2 (F)		2 (F)	
生産環境創造学		3	2 (F)		2		2 (F)	
里山里海活用実践論 ※		3			2			
土質・土壌物理実験		2	2 (G)		2 (G)		2 (G)	
環境基礎実験		3	2 (G)		2 (G)		2 (G)	
水理学実験		3	2 (G)		2 (G)		2 (G)	
生態学実験実習		3	2 (G)		2 (G)		2 (G)	
地形情報処理実習 I	3	2 (G)		2 (G)		2 (G)		
地形情報処理実習 II	3	2 (G)		2 (G)		2 (G)		

固有科目	田園エネルギー活用実習 ※	3		2		
	野生動物管理学実習 ※	3		1		
	環境科学フィールド体験実習	1	1		1	1
	里山里海フィールド実習	2	1	1		1
	学外環境関連実習	3	1		1	1
	環境科学演習Ⅰ	3	1		1	1
	環境科学演習Ⅱ	4	2		2	2
	卒業研究	4	10		10	10
	植物遺伝学 (生産)	1				2 (I)
植物細胞工学 (生産)	2				2 (I)	
植物保護学 (生産)	3			2		
ゲノム分析実習 (生産) ※	3			2 (A)	2	
環境ゲノム学 (生産) ※	3			2 (A)	2	
人間環境学 (生産) ※	3				1	
バイオ医薬・産業学 (生産) ※	3				2	
遺伝子機能解析学 (生産) ※	3				2	
生化学 (食品)	2				2 (I)	
有機化学 (食品)	2				2 (I)	
分子生物学 (食品)	2				2 (I)	
食品衛生学 (食品)	3			2		
バイオインフォマティクス (食品)	3				2 (I)	
応用微生物学 (食品)	3				2 (I)	
備考	【環境科学コース】					
	① 必修科目：14単位					
	② Aグループから10単位以上修得					
	③ B、C、D、Eの各グループから各4単位以上修得					
	④ F、Gの各グループから各8単位以上修得					
備考	【里山活性化コース】					
	① 必修科目：28単位					
	② Aグループから10単位以上修得					
	③ B、C、D、Eの各グループから各4単位以上修得					
	④ F、Gの各グループから各8単位以上修得					
備考	【先端バイオコース】					
	① 必修科目：23単位					
	② A、B、C、D、Eの各グループから各4単位以上修得					
	③ F、Gの各グループから各6単位以上修得					
	④ Hグループから8単位以上修得					
⑤ Iグループから14単位以上修得						
※他コースで履修できない科目（他学科科目としての履修も不可）						
【里山活性化コース】 田園エネルギー活用実習、野生動物管理学実習、里山里海活用実践論						
【先端バイオコース】 ゲノム分析実習、環境ゲノム学、人間環境学、バイオ医薬・産業学、遺伝子機能解析学						

別表 5 (第 7 条関係)

食品科学科における専門科目

分野	授業科目の名称	配当 年次	各コース単位数 (履修グループ)						
			食品科学		6次産業化		先端バイオ		
			必修	選択	必修	選択	必修	選択	
共通科目	生物資源環境学概論	1	2		2		2		
	石川の自然と農林水産業	1		2		2		2	
	生物統計学	2		2		2		2 (B)	
	環境倫理学	3		2		2		2 (B)	
	栽培学概論	1		2		2		2	
	廃棄物・資源循環論	3		2		2		2 (B)	
	遺伝学概論	1		2		2		2 (A)	
	植物生理学 I	2		2		2		2 (B)	
	生態学概論	1		2		2		2	
	微生物学概論	2		2		2		2 (A)	
	生物工程概論 (環境除く)	2		2		2		2	
	分子生物学概論	2		2		2		2 (A)	
	生化学概論	1		2		2		2 (A)	
	農場実習 A	2		2		2 (A)		2	
	農場実習 B (環境除く)	2		2		2 (A)		2	
	分子生物学実習	2		2		2		2 (A)	
	地域食農フィールド演習	1		1		1		1	
	生物資源環境学社会生活論	1	1		1		1		
	固有科目	食品科学英語	2	1		1		1	
		食文化論	1		2	2			2
生化学		2		2		2		2 (B)	
有機化学		2		2		2		2 (B)	
分子生物学		2		2		2		2 (B)	
食品微生物学		3		2		2		2	
食品加工学		3		2		2		2	
食品製造工学		3		2		2		2	
食品材料学		2		2		2		2	
食品化学		2		2		2		2	
食品機能学		2		2		2		2	
食品栄養学		3		2		2		2	
食品管理学		3		2		2		2	
食品分析学		2		2		2		2	
食品衛生学		3		2		2		2	
食品素材科学		2		2		2		2	
食品保蔵学		2		2		2		2	
調理化学		3		2		2		2	
食品品質管理論		3		2		2		2	
食品マーケティング論		3		2	2			2	
フードコーディネータ論		3		2		2		2	
食生活論		2		2		2		2	
バイオインフォマティクス		3		2		2		2 (B)	
応用微生物学		3		2		2		2 (B)	
食品開発論		3		2		2		2	
食品物理化学		2		2		2		2	
機器分析学		3		2		2		2	
フードスペシャリスト論		3		2		2		2	
食品基礎・生化学実験		3	2*		2*		2*		
食品製造・調理実験		3	2*		2*		2*		
食品加工・製造実習 I		3	1*		1*		1*		
食品加工・製造実習 II ※		3			1				
食品機能実験		3	2*		2*		2*		
食品安全実験		3	2*		2*		2*		
発酵食品実験	2		1	1			1		

固有科目	食品科学演習Ⅰ	2		1		1		1
	食品科学演習Ⅱ	3		1		1		1
	食品生産学外実習 ※	3			1			
	食品科学総合演習	4	2		2		2	
	卒業研究	4	10		10		10	
(カ) 他学科内は開講科目 ツコ内は固有講科目	植物遺伝学 (生産)	1					2 (B)	
	植物細胞工学 (生産)	2					2 (B)	
	農業経営学 (生産)	3				2		
	農業政策学 (生産)	3				2		
	ゲノム分析実習 (生産) ※	3					2	
	環境ゲノム学 (生産) ※	3					2	
	人間環境学 (生産) ※	3					1	
	バイオ医薬・産業学 (生産)	3		2		2	2	
	遺伝子機能解析学 (生産) ※	3					2	
	生物多様性学 (環境)	2						2 (B)
微生物生態学 (環境)	3						2 (B)	
備考	【食品科学コース】							
	① 必修科目：25単位							
	② 4年次の進級には*のうち6単位以上修得							
	【6次産業化コース】							
	① 必修科目：34単位 ② Aグループから2単位以上修得 ③ 4年次の進級には*のうち6単位以上修得							
【先端バイオコース】								
① 必修科目：34単位 ② Aグループから8単位以上修得 ③ Bグループから14単位以上修得 ④ 4年次の進級には*のうち6単位以上修得								
※他コースで履修できない科目 (他学科科目としての履修も不可)								
【6次産業化コース】 食品加工・製造実習Ⅱ、食品生産学外実習								
【先端バイオコース】 ゲノム分析実習、環境ゲノム学、人間環境学、遺伝子機能解析学								

別表6 (第8条関係)

教職及び各教科の指導法に関する科目

科目	必要単位数		中学校教諭一種(理科)				高等学校教諭一種(理科)				高等学校教諭一種(農業)				
	中	高	授業科目	単位数		備考	授業科目	単位数		備考	授業科目	単位数		備考	
				必	選			必	選			必	選		
教育の基礎的理解に関する科目	11	11	教職論	2			教職論	2			教職論	2			
			教育原理	2			教育原理	2			教育原理	2			
			教育心理学	2			教育心理学	2			教育心理学	2			
			教育課程論	2			教育課程論	2			教育課程論	2			
			教育制度論	2			教育制度論	2			教育制度論	2			
			特別支援教育論	1			特別支援教育論	1			特別支援教育論	1			
教科の指導法に関する科目	8	4	理科教育法Ⅰ	2			理科教育法Ⅰ	2							
			理科教育法Ⅱ	2			理科教育法Ⅱ	2							
			理科教育法Ⅲ	2			理科教育法Ⅲ	2							
			理科教育法Ⅳ	2			理科教育法Ⅳ	2							
												農業教育法Ⅰ	2		
												農業教育法Ⅱ	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	8	教育方法・技術論(ICT活用を含む)	2			教育方法・技術論(ICT活用を含む)	2			教育方法・技術論(ICT活用を含む)	2			
			生徒・進路指導論	2			生徒・進路指導論	2			生徒・進路指導論	2			
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			
			教育相談(カウンセリングを含む)	2			教育相談(カウンセリングを含む)	2			教育相談(カウンセリングを含む)	2			
			道徳教育論	2											
教育実践に関する科目 ※1	7	5	教育実習事前・事後指導(中学校)	1											
			教育実習(中学校)	4											
							教育実習事前・事後指導(高校)	1				教育実習事前・事後指導(高校)	1		
							教育実習(高校)	2				教育実習(高校)	2		
			教職実践演習	2			教職実践演習	2				教職実践演習	2		
介護等体験			介護等体験	-											
合計	36	28	必修36単位修得のこと				必修28単位、選択4単位を含む28単位以上修得のこと				必修28単位修得のこと				

※ 教育実習の履修について

(1) 教育実習を履修するためには、以下に掲げる要件を満たすこと。

(A) 中学校理科(高等学校免許と両方の取得も含む)

「教科及び教職に関する科目」のうち、「教育実践に関する科目」7単位を除く53単位以上を履修済みであること。

(B) 高等学校理科・農業

「教科及び教職に関する科目」のうち、「教育実践に関する科目」5単位を除く55単位以上を履修済みもしくは履修中であること。

(C) (A)、(B)いずれの場合も、3年次から4年次の進級にあたり、卒業最低修得単位数124単位のうち、90単位以上を履修済みであること。

(2) 教育実習(中学校)は高等学校理科・農業の教育実習として認められるが、教育実習(高校)は中学校理科の教育実習として認められない。

別表6の2（第8条関係）

教科及び教職に関する科目（教科に関する専門的事項に関する科目を除く）配当年次

科目	授業科目	1年		2年		3年		4年		備考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教育の基礎的理解に関する科目	教職論	2								
	教育原理		2							
	教育心理学		2							
	教育課程論			2						
	教育制度論				2					
	特別支援教育論				1					
各教科の指導法	理科教育法Ⅰ			2						
	理科教育法Ⅱ				2					
	理科教育法Ⅲ					2				
	理科教育法Ⅳ						2			
	農業教育法Ⅰ				2					
	農業教育法Ⅱ					2				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法・技術論 (ICT活用を含む)			2						
	生徒・進路指導論			2						
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法			2						
	教育相談 (カウンセリングを含む)				2					
	道徳教育論					2				
教育実践に関する科目	教育実習事前・事後指導(中学校)							1		
	教育実習(中学校)							4		
	教育実習事前・事後指導(高校)							1		
	教育実習(高校)							2		
	教職実践演習								2	
介護等体験						—	—			

別表7（第8条関係）

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

科目区分	必要 単位数	中学校教諭一種				高等学校教諭一種			
		授業科目の名称	配当 年次	単位 数	備考	授業科目の名称	配当 年次	単位 数	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	1	2		日本国憲法	1	2	
体育	2	健康科学	1	1		健康科学	1	1	
		スポーツ実技Ⅰ	1	1		スポーツ実技Ⅰ	1	1	
		スポーツ実技Ⅱ	2	1		スポーツ実技Ⅱ	2	1	
		スポーツ実技Ⅲ	1	1		スポーツ実技Ⅲ	1	1	
		スポーツ実技Ⅳ	1	1		スポーツ実技Ⅳ	1	1	
外国語コミュニケーション	2					英語ⅠA	1	1	
		英語ⅠB	1	1		英語ⅠB	1	1	
						英語ⅡA	2	1	
						英語ⅡB	2	1	
		英語コミュニケーションA	1	1		英語コミュニケーションA	1	1	
		英語コミュニケーションB	1	1		英語コミュニケーションB	1	1	
情報機器の操作	2					情報処理概論	1	2	
		情報処理演習Ⅰ	1	1		情報処理演習Ⅰ	1	1	
						情報処理演習Ⅱ	2	1	
		情報処理演習Ⅲ	2	1		情報処理演習Ⅲ	2	1	
各科目区分における解説科目をそれぞれ2単位以上修得のこと									

別表 8 (第 8 条関係)

教科及び教職に関する科目のうち教科に関する専門的事項に関する科目

(A) 理科免許

(1) 生産科学科

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
物理学	物理学	1	2		①中学校理科免許を取得する者は、必修15単位を含め合計24単位以上修得しなければならない。
化学	無機化学	1	2		
	有機化学概論	1	2		
生物学	生物学	1	2		②高等学校理科免許を取得する者は、必修13単位を含め合計32単位以上を修得しなければならない。選択科目の単位数には理科教育法Ⅱ及びⅢの単位も含めることができる。
	生物統計学	2		2	
	遺伝学概論	1		2	
	植物生理学Ⅰ	2		2	
	生態学概論	1		2	
	微生物学概論	2		2	
	生物学概論	2		2	
	分子生物学概論	2		2	
	植物遺伝学	1		2	
	植物生理学Ⅱ	3		2	
	植物細胞工学 ※	2		2	
	植物形態・機能学	2		2	
	動物生体機構学	2		2	
生物計測工学 ※	3		2		
地学	地学	2	2		③他学科の開講科目の単位も、選択科目の単位数に含めることができる。但し、単位数に含めることができる科目は、5分野のうち2分野の科目に限る。
	応用気象学	1		2	
物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験	生物学実験	2	1		④※の付いた科目は高等学校理科免許を取得する者のみ選択科目
	無機化学実験	1	1		
	有機化学実験	1	1		
	地学実験	2		1	
	物理学実験	2		1	
					注 中学校理科免許を取得する者は必修

(2) 環境科学科

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
物理学	物理学	1	2		①中学校理科免許を取得する者は、必修15単位を含め合計24単位以上修得しなければならない。
	水理学	2		2	
	応用力学	2		2	
化学	無機化学	1	2		②高等学校理科免許を取得する者は、必修13単位を含め合計32単位以上を修得しなければならない。選択科目の単位数には理科教育法Ⅱ及びⅢの単位も含めることができる。
	有機化学概論	1	2		
生物学	生物学	1	2		
	生物統計学	2		2	
	遺伝学概論	1		2	
	植物生理学Ⅰ	2		2	
	生態学概論	1		2	
	微生物学概論	2		2	
	分子生物学概論	2		2	
	植物生態学	3		2	
	動物生態学	3		2	
	微生物生態学	3		2	
	野生動物管理学	3		2	
生物多様性学	2		2		
地学	地学	2	2		③他学科の開講科目の単位も、選択科目の単位数に含めることができる。但し、単位数に含めることができる科目は、5分野のうち2分野の科目に限る。
	応用気象学	1		2	
	大気環境学	2		2	
物理学実験、化学実験、生物実験、地学実験	生物学実験	2	1		注 中学校理科免許を取得する者は必修
	無機化学実験	1	1		
	有機化学実験	1	1		
	地学実験	2		1	
	物理学実験	2		1	

(3) 食品科学科

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
物理学	物理学	1	2		① 中学校理科免許を取得する者は、必修15単位を含め合計24単位以上修得しなければならない。 ② 高等学校理科免許を取得する者は、必修13単位を含め合計32単位以上を修得しなければならない。選択科目の単位数には理科教育法Ⅱ及びⅢの単位も含めることができる。 ③ 他学科の開講科目の単位も、選択科目の単位数に含めることができる。但し、単位数に含めることができる科目は、5分野のうち2分野の科目に限る。 注 中学校理科免許を取得する者は必修
化学	無機化学	1	2		
	有機化学概論	1	2		
	生化学	2		2	
	有機化学	2		2	
	食品分析学	2		2	
	食品素材科学	2		2	
	機器分析学	3		2	
生物学	生物学	1	2		
	生物統計学	2		2	
	遺伝学概論	1		2	
	植物生理学Ⅰ	2		2	
	生態学概論	1		2	
	微生物学概論	2		2	
	生物工程概論	2		2	
	分子生物学概論	2		2	
	分子生物学	2		2	
	バイオインフォマティクス	3		2	
地学	地学	2	2		
物理学実験、化学実験、生物実験、地学実験	生物学実験	2	1		
	無機化学実験	1	1		
	有機化学実験	1	1		
	地学実験	2		1	
	物理学実験	2		1	

(B) 農業免許

次に掲げる学科ごとの科目表において、必修 4単位を含め合計32単位以上を修得しなければならない。なお、他学科の開講科目の単位も、選択科目の単位数に含めることができる。

(1) 生産科学科

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
農業の関連項目	生物資源環境学概論	1	2		
	植物育種学	3		2	
	土壌環境学	2		2	
	植物保護学	3		2	
	植物病理学	3		2	
	応用昆虫学	3		2	
	植物生産学	2		2	
	食用作物学	2		2	
	産業資源作物学	3		2	
	蔬菜園芸学	3		2	
	果樹園芸学	3		2	
	花卉学	3		2	
	畜産学概論	1		2	
	動物繁殖学	3		2	
	動物栄養学	2		2	
	動物管理学	3		2	
	生産システム学	2		2	
	農業経営学	3		2	
	食料経済学	2		2	
	生物資源経済学	2		2	
農業政策学	3		2		
職業指導	職業指導	2	2		

(2) 環境科学科

分野	授業科目	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
農業の関連項目	生物資源環境学概論	1	2		
	環境倫理学	3		2	
	土壌環境学	2		2	
	緑地環境学	3		2	
	生産環境創造学	3		2	
	灌漑排水学	3		2	
	施設工学	3		2	
	土質力学	2		2	
	農村計画学	2		2	
	水資源利用学	3		2	
	環境マネジメント論	2		2	
	森林流域環境学	3		2	
	水文学	2		2	
	土壌物理学	2		2	
	応用数学	2		2	
	応用生態工学	3		2	
	土木材料学	3		2	
	地域情報プログラミング	2		2	
	環境経済学	2		2	
	地形情報処理実習Ⅰ	3		2	
地形情報処理実習Ⅱ	3		2		
職業指導	職業指導	2	2		

(3) 食品科学科

分野	授業科目	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
農業の関連項目	生物資源環境学概論	1	2		
	食品微生物学	3		2	
	食品加工学	3		2	
	食品製造工学	3		2	
	食品材料学	2		2	
	食品化学	2		2	
	食品機能学	2		2	
	食品栄養学	3		2	
	食品管理学	3		2	
	食品衛生学	3		2	
	食品保蔵学	2		2	
	調理化学	3		2	
	食品品質管理論	3		2	
	食品マーケティング論	3		2	
	フードコーディネータ論	3		2	
	食生活論	2		2	
	食品開発論	3		2	
	食品物理化学	2		2	
	フードスペシャリスト論	3		2	
	職業指導	職業指導	2	2	

別表9（附則関係）

履修規程改正に伴う改正前の規程との科目の読み替え

改正前の規程での分野	改正前の規程での科目名称	改正後の規程での科目名称	適用年次	講義開始年次
専門科目 （生産科学科）	農業経営・農業生産組織論	農業経営学	2023年度	2023年度
	食料経済・食料安全学	食料経済学	2023年度	2023年度
	農林水産政策学	農業政策学	2023年度	2023年度
教職科目	教育方法・技術論	教育方法・技術論（ICT活用を含む）	2023年度	2023年度
専門科目 （食品科学科）	学外食品関連実習	（廃止。）	2024年度	—
	フードマーケティングの理論と実際 ※	（廃止。ただし、一部内容が「食品マーケティング論」に引き継がれる。）	2024年度	—
教養教育科目	実用英語ⅠA	教養のための英語A	2024年度	2024年度
	実用英語ⅠB	教養のための英語B	2024年度	2024年度
	実用英語ⅡA	地球市民のための英語A	2024年度	2024年度
	実用英語ⅡB	地球市民のための英語B	2024年度	2024年度
	英会話A	英語コミュニケーションA	2024年度	2024年度
	英会話B	英語コミュニケーションB	2024年度	2024年度
	英作文A	アカデミック・ライティング	2024年度	2024年度
	英作文B	アカデミック・プレゼンテーション	2024年度	2024年度

- ① 改正前の規程での科目（以下「改正前科目」という。）で既に単位を修得している場合、改正後の規程での科目（以下「改正後科目」という。）は履修できません。
- ② 改正後科目の履修を行う場合、履修登録と成績評価は改正後科目として行いますが、単位は改正前科目で認定します。
- ③ 廃止科目の履修については、教務学生課に相談すること。

※食品科学科6次産業化コースの学生は、2024年度以降、必修の「フードマーケティングの理論と実際」に替えて「食品マーケティング論」を必修とするため、必ず履修すること。

追 試 験 願

年 月 日

石川県立大学生物資源環境学部

殿

学 科

学籍番号

氏 名

下記のとおり、石川県立大学履修規程第13条の規定による追試験を受けたいので、お願いします。

記

1 追試験を希望する科目

科 目 名	担 当 教 員 名

2 試験を受けることのできなかつたやむを得ない理由（具体的に記入すること）

添付書類

疾病により試験を受けなかつた場合は、医師の診断書

再 試 験 願

年 月 日

石川県立大学生物資源環境学部

殿

学 科

学籍番号

氏 名

下記のとおり、石川県立大学履修規程第14条の規定による再試験を受けたいので、お願いします。

記

1 再試験を希望する科目

科 目 名	担 当 教 員 名

2 再試験を希望するやむを得ない理由（具体的に記入すること）

--

既修得単位認定願

年 月 日

石川県立大学長 殿

学 科

学籍番号

氏 名

下記のとおり、石川県立大学履修規程第17条の規定による既修得単位認定を受けたいので、お願いします。

記

既修得科目名	単位数	授業時間数	修得した学校名

添付書類

- 1 既修得科目の単位数、授業時間数、単位修得を証明する書類（成績証明書等）
- 2 既修得科目の教育内容を示す書類（シラバス等）

履修単位数の上限を超える履修登録願

年 月 日

殿

年度入学 生物資源環境学部 科学科
学籍番号
氏 名

下記のとおり、石川県立大学履修規程第 9 条の規定による履修単位数の上限を超える履修登録をご承認願います。

記

科目名	
開講期	
担当教員	
履修単位数の 上限を超える 履修登録を求め る理由	

年 月 日

様

下記のとおり、履修単位数の上限を超える履修登録願に対し回答します。

記

履修登録の可否	
上記の理由	

※第 9 条第 5 項第 5 号の適用（コース制科目）を希望する場合は、教務委員長及びコース長の承認が必要

※第 9 条第 5 項第 6 条の適用（成績優秀）を希望する場合は、教務委員長の承認が必要

成績評価確認願

年 月 日

石川県立大学長 殿

年度入学 生物資源環境学部 科学科

学籍番号

氏 名

下記のとおり、石川県立大学履修規程第12条の規定による成績評価の確認をお願いします。

記

科目名	
開講期	
担当教員	
成績評価の確認を求める理由	

年 月 日

様

担当教員氏名

下記のとおり、成績評価確認願に対し回答します。

記

確認後の成績	
上記の理由	

（注） この回答に異議がある場合、回答日から1週間以内に「成績評価確認願」を教務学生課に再度提出することができる。

石川県立大学成績評価ガイドライン

(成績評価ガイドラインの趣旨)

- 1 石川県立大学成績評価ガイドラインは、指針となるべき成績評価の基準と評価方法等を定めることによって、大学教育の実質化及び水準の確保を図ろうとするものである。

(成績の評価、評点、評価基準)

- 2 成績の評価、評点、評価基準を下記のように定める。

2.1 評価の基準

下の表に示す評価基準を参考に成績評価を行うものとする

評価	評点	評価基準
秀 (S で表示)	80 点以上で特に優れた成績	到達目標を大きく上回って達成できている
優 (A で表示)	80 点以上	到達目標を上回って達成できている
良 (B で表示)	70 点以上 80 点未満	到達目標を達成できている
可 (C で表示)	60 点以上 70 点未満	最低限度の到達目標を達成できている
不可 (D で表示)	60 点未満	最低限の到達目標を達成できていない
失格 (F で表示)	なし	出席不足などで定期試験受験の資格無と判定した場合及び定期試験の受験を放棄した場合

2.2 2.1の評価基準に従わない授業科目

- 1 合格か不合格により判定する授業科目
- 2 認定か非認定により判定する授業科目

2.3 S評価の取り扱い

成績評価はS～Dの5段階絶対評価を原則とする。なお、S評価については、履修者の概ね5%を目処に付けることができる。

(評価方法)

- 3 成績評価は、出席状況、報告・発表等の授業参加状況、学習記録、レポート、試験など多様な要素の中から、それぞれの授業科目の形態、目標、内容に応じ、できる限り複数を選択して行う。

(成績評価基準と方法の周知)

4 各授業科目の成績評価の基準と方法は、シラバスに明記する。その際、到達目標を記載する場合には、各到達目標の評価基準を明示する。

(説明責任)

5 成績評価に関する学生の質問及び疑問等には、適切に応えるものとする。

附則

このガイドラインは平成27年4月1日から実施する。ただし、S評価については平成27年度入学者から適用し、それ以前の学生については従前の4段階評価区分とする。

附則

このガイドラインは平成29年4月1日から実施する。

なお、この改正以前から在学する者、平成30年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、改正前のガイドラインを引き続き適用する。

附則

このガイドラインは令和6年4月1日から実施する。

石川県立大学GPA制度に関する要項

平成 29 年 1 月 10 日制定

平成 29 年 4 月 1 日施行

(目的)

第1 この要項は、石川県立大学（以下「本学」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）制度に関し必要な事項を定め、学習到達度を客観的に評価することにより、学生の学習意欲を高め、適切な修学指導に資することの一助にすることを目的とする。

(評価等)

第2 学生が履修した授業科目の成績の評価区分及びグレード・ポイント（評価により与えられる数値。以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

評価	評点	GP	評価基準
秀 (S で表示)	80 点以上で特に優れた成績	4	到達目標を大きく上回って達成できている
優 (A で表示)	80 点以上	3	到達目標を上回って達成できている
良 (B で表示)	70 点以上 80 点未満	2	到達目標を達成できている
可 (C で表示)	60 点以上 70 点未満	1	最低限度の到達目標を達成できている
不可 (D で表示)	60 点未満	0	最低限の到達目標を達成できていない
失格 (F で表示)	なし	0	出席不足などで定期試験受験の資格無と判定した場合及び定期試験の受験を放棄した場合

(GPAの算定)

第3 各年度のGPA（以下「年度GPA」という。）及び通算のGPA（以下「通算GPA」という。）は、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$\text{年度GPA} = \frac{(\text{当該年度の履修科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{当該年度の履修科目の総単位数}}$$

$$\text{通算GPA} = \frac{(\text{全学期の履修科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{全学期の履修科目の総単位数}}$$

(対象授業科目等)

第4 本学で開講する授業科目のうち、卒業要件に算入できるすべての授業科目をGPAの対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業科目に該当する場合は、GPAの対象外とする。

- (1) 合格か不合格、または認定か非認定により判定する授業科目
- (2) 入学または編入学前に修得し、本学で単位認定された授業科目
- (3) 他の大学等で履修し、本学で単位認定された授業科目
- (4) 大学以外の教育施設等において学修し、本学で単位認定された授業科目
- (5) 履修登録取消の手続きを行った授業科目

(履修登録及び履修登録取消)

第5 履修登録及び履修登録取消については、石川県立大学履修規程第9条の規定によるものとする。

(再履修)

第6 不合格と評価されたのちに再履修によって合格となり単位を修得した授業科目については、再履修によって得た評価及び単位数をGPAの算定に算入するものとし、当該科目について過去に得た不合格の評価及び単位数も通算GPAの算定の対象とする。

(成績証明書への記載)

第7 毎学期の成績通知日に年度GPA及び通算GPAを通知する。

- 2 年度GPA及び通算GPAは、成績証明書に記載する。
- 3 本学卒業時の通算GPAは、成績原簿に記録する。

(GPAの活用)

第8 本学においては、GPAを教育内容等の改善のための組織的な研修、履修指導、学習支援等に活用するものとする。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度に本学の第1年次に入学する者から適用する。
- 2 この要項施行の際、前日から引き続き本学に在学する者、平成30年度までの3年次編入学生及び再入学生に対しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。

(目的)

第1 このガイドラインは、石川県立大学の3年次編入生の単位認定を円滑に行うことを目的とする。

(必要な書類等)

第2 学生募集要項【3年次編入学】に、入学手続後、提出が必要となる書類として、次の書類を記載する。

①成績証明書(2年前期まで)

②履修科目一覧(2年後期分)

③シラバス

- 2 編入学試験の合格者(以下「合格者」という。)には、合格通知に同封する入学手続案内に、第1項に記載の書類を10月末までに提出するように記載する。また、2年後期までの成績証明書を3月下旬頃までに提出するように記載する。
- 3 合格者には、本学の履修規程と科目の情報を知らせ、2年後期の履修科目の選択の際に、編入後の単位互換可能な科目を認識してもらうため、本学のシラバスを送付する。

(認定の可否判断等)

第3 教務学生課は、第2に記載の書類を受領後、単位認定の表(様式1)を添えて、教務委員に単位認定作業を依頼する。その際、過去に単位認定した事例がある場合には、教務学生課があらかじめ単位認定の表に認定した当該科目を記入する。ただし、シラバスの内容が変わっていることもあるので、教務委員は必ず内容を確認する。

- 2 教養教育科目については教養教育センターの教務委員が、専門教育科目については各学科の教務委員が、第2に記載の書類に基づき単位認定の可否を判断のうえ、単位認定の表を作成し、編入学科の学年担当教員及び学科長が確認するものとする。教務委員、学年担当教員及び学科長で意見が異なる場合は、教務委員会において判断する。
- 3 2年後期までの見込みの単位認定を、3月までに教務委員会において審議する。
- 4 教務学生課は、3月下旬に2年後期までの成績証明書を受領し、合格者が単位を取得できなかった科目を見込みの単位認定の表から削除し、最終の単位認定の表を作成する。
- 5 最終の単位認定の表を各教務委員にメール送信し、審議する。
- 6 合格者が本学に入学後、履修規程第17条に定める既修得単位認定願を提出させ、4月の教育研究審議会及び教授会に諮り、最終の単位認定を合格者に通知する。
- 7 合格者は、自分の単位認定に異議がある場合、教務学生課に申し出ることができる。

附 則

このガイドラインは平成28年10月11日から実施し、平成29年度に本学学部の3年次に編入する者から適用する。

卒業研究の研究成果の評価基準に関する申合せ

石川県立大学履修規程第4条第6項における「卒業研究の研究成果の評価」については、以下の評価基準により評価を実施することとする。

【評価基準】

1. 課題設定が明確にされ、研究の意義や必要性が的確に述べられている。
2. 研究の目的を達成するための、適切な研究方法が用いられ結果の分析が行われている。
3. 当該分野の先行研究を調べ理解したうえで、自身の研究を当該分野の研究動向の中期的に位置づけている。
4. 研究目的、分析、結果、考察の過程においてその論旨が一貫しており、論理的に結論が導かれている。
5. 学術論文として体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されている。
6. 独創性や重要性があり、社会的あるいは地域的要請にも応える可能性を持つものである。
7. 研究倫理について十分に考慮されている。
8. 卒業研究について、卒業論文発表会で発表され論文要旨が公表されている。

【評価方法】

卒業研究の評価は学科単位で実施することとし、学科教員と当該学科に関連する教員により行う。

卒業研究の評価のために、卒業論文の審査を行うものとする。

指導教員は、卒業論文を審査し、指定された期日までに下記の報告事項を学科長に報告する。

指導教員ならびに当該学科に関連する教員は、上記【評価基準】に従って、卒業研究の評価を実施する。

卒業論文の審査結果報告事項

- ・ 学生氏名
- ・ 卒業論文題目
- ・ 指導教員氏名
- ・ 審査結果（合格または不合格）

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則（以下「学則」という。）第63条及び石川県立大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第41条の規定に基づき、本学の学生が守るべき事項を定めるものとする。

(誓約書)

第2条 合格の通知を受け、本学に入学しようとする者は、誓約書・保証書（別記様式第1号）を学長に提出しなければならない。

(保証人)

第3条 保証人は、保護者又はこれに代わる者で、独立の生計を営み保証人としての責務を果たすことのできるものでなければならない。

2 保証人は、保証する学生が本学に及ぼした損害を、連帯して保証しなければならない。

3 保証人を変更したときは、速やかに保証人変更届（別記様式第2号）及び保証書（別記様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(氏名変更届)

第4条 学生は、氏名に変更があるときは、氏名変更届（別記様式第4号）を事務局に提出しなければならない。

(住所届)

第5条 学生は、入学後速やかに住所届（別記様式第5号）を事務局に提出しなければならない。

2 学生は、住所に変更があるときは、住所変更届（別記様式第6号）を事務局に提出しなければならない。

(学生証)

第6条 学生は、入学時に学生証（別記様式第7号）の交付を受けなければならない。

2 学生は、学生証を常に携帯し、提示を求められたときは、直ちにこれを示さなければならない。

3 学生は、学生証を紛失若しくは汚損したとき、又は学生証の記載事項に異動が生じたときは、直ちに学生証再交付願（別記様式第8号）を学長に提出し、再交付を受けなければならない。

4 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

5 学生は、卒業、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

(健康診断)

学生は、本学が実施する健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果、本学が行う保健指導等の指示に従わなければならない。

(各種証明書)

第8条 学生は、各種証明書が必要なときは、証明書交付願（別記様式第9号）を事務局に提出し、交付を申請しなければならない。

(転学)

第9条 学則第26条第3項又は大学院学則第24条第3項の規定により他の大学等へ転学しようとする者は、転学願(別記様式第10号)を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(転学科、転専攻)

第10条 学則第27条第1項又は大学院学則第25条第1項の規定により他の学科へ転学科又は転専攻しようとする者は、転学科(転専攻)願(別記様式第11号)を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第11条 学則第28条第1項又は大学院学則第26条第1項の規定により留学しようとする者は、留学願(別記様式第12号)を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第12条 学則第29条第1項若しくは大学院学則第27条第1項の規定により休学し、又は学則第29条第3項若しくは大学院学則第27条第3項の規定により休学の期間を延長しようとする者は、休学願(別記様式第13号)を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第13条 学則第30条又は大学院学則第28条の規定により退学しようとする者は、退学願(別記様式第14号)を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(復学)

第14条 学則第32条第1項又は大学院学則第30条第1項の規定により復学しようとする者は、復学願(別記様式第15号)を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(欠席)

第15条 病気その他やむを得ない理由により引き続き7日以上欠席しようとする学生は、あらかじめ欠席届(別記様式第16号)を事務局に提出しなければならない。

2 やむを得ない理由により、あらかじめ提出できなかったときは、その理由を付して、事後速やかに提出しなければならない。

(学生の団体)

第16条 学生は、体育、文化等の課外活動を通じて学生生活の向上を図るため、団体又はサークル等(以下「団体」という。)を設立することができる。

2 団体を設立しようとするときは、その代表者は、団体設立願(別記様式第17号)及び学長が必要と認める書類を学生自治会を経由して提出し、学長の許可を受けなければならない。

3 団体の設立に当たっては、本学の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから顧問教員を定めなければならない。

4 団体が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は当該団体の解散を命ずることができる。

(1) 学則又は本学の諸規程に違反したとき

(2) 本学の教育研究活動を妨げたとき

(3) 団体活動中の事故発生等により団体の運営が円滑に行われなくなったとき

(4) 団体の構成員が不祥事に関係し、当該不祥事が団体活動と密接な関係があったとき

(5) 団体活動が長期にわたって行われなかったとき

- 5 団体設立願に記載した事項を変更したときは、代表者は、速やかに団体変更届（別記様式第18号）を学生自治会を経由して提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 6 団体を継続しようとするときは、代表者は、毎年5月末日までに団体継続届（別記様式第19号）を学生自治会を経由して大学事務局に提出しなければならない。届出がない団体は解散したものとみなす。
- 7 団体を解散しようとするときは、代表者は、団体解散届（別記様式第20号）を学生自治会を経由して事務局に提出しなければならない。
- 8 前各号で定める書式（別記様式第17号～20号）については、学生自治会が定める所定の用紙に代えることができる。

（集会等）

第17条 学生又は団体が、学内において集会、催物等（以下「集会等」という。）を実施しようとするときは、実施日の7日前までに集会等願（別記様式第20号）を事務局に提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学長は、集会等が本学の目的及び使命に著しく反すると認められるときは、当該集会の解散を命ずることができる。

（学外活動）

第18条 学生又は団体が、本学の名を冠し、あるいはそれを意味する名義をもって学外において活動し、又は学外団体の活動に参加しようとするときは、学外活動願（別記様式第22号）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（学内掲示）

第19条 学生又は団体が、学内においてポスター及び立看板等（以下「掲示物」という。）を掲示しようとするときは、あらかじめ学内掲示願（別記様式第23号）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の掲示物には、検印を押印する。
- 3 掲示物は、学長が指定した場所に掲示しなければならない。

（掲示物の撤去）

第20条 学生又は団体は、掲示期間を経過した掲示物を直ちに撤去しなければならない。

- 2 掲示物が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は当該掲示物の撤去を命じ、又はこれを撤去することができる。
 - (1) 許可を受けた内容と相違するもの
 - (2) 検印を押印していないもの
 - (3) 学長が指定した場所以外に掲示したもの
 - (4) 掲示期間を経過したもの
 - (5) その他学長が不相当と認めたもの

（印刷物の発行及び配布）

第21条 学生又は団体が、学内において印刷物を発行し、又は配布しようとするときは、あらかじめ印刷物発行・配布願（別記様式第24号）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（寄付募集等）

第22条 学生又は団体が、学内において寄付募集、物品販売、署名運動その他これに類する行為をしようとするときは、あらかじめ寄付募集等願（別記様式第25号）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（施設等の使用）

第23条 学生又は団体が、授業以外の目的で本学の施設又は設備（以下「施設等」という。）を使用するときは、別に定めるところに従わなければならない。

（委任）

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年9月13日から施行する。

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

誓 約 書

私は、石川県立大学に入学を許可されました上は、学則及び学内の諸規程を遵守し、学生としての本分を尽くすことを誓います。

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
 受験番号 _____
 (ふりがな)
 氏 名 _____ ㊟
 生 年 月 日 _____ 年 月 日 生

保 証 書

上記の者が、石川県立大学に入学を許可されました上は、本人の在学中の一切の責任を連帯して負担いたします。

連 帯 保証人 ※1	ふりがな 氏 名	_____ ㊟		生年月日	T S H	·	·
	現 住 所	〒 _____					
	自宅電話 番 号	本人との	職 業				
	携帯電話 番 号	続 柄	勤務先				
連 帯 保証人 ※2	ふりがな 氏 名	_____ ㊟		生年月日	T S H	·	·
	現 住 所	〒 _____					
	自宅電話 番 号	本人との	職 業				
	携帯電話 番 号	続 柄	勤務先				

【備考】

- 保証人のうち1名は、保護者又はこれに準ずる者で、※1に記入して下さい。
- 他の1名は、独立の生計を営み、保証人としての責務を果たすことのできる者で、※2に記入して下さい。
- 保証人で、住所の変更や身上に著しい変動が生じた場合は、速やかにこれを届けて下さい。

保証人変更届

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊟

このたび下記のとおり、保証人を変更いたしましたのでお届けいたします。

記

旧保証人氏名 _____
新保証人 _____
現住所 _____
電話番号 _____
本人との続柄 _____
(ふりがな)氏名 _____ ㊟
生 年 月 日 _____ 年 月 日 生

保証書

(平成 年度入学)
生物資源環境学部 科学科

受験番号 _____
現住所 _____
氏名 _____ ㊟
生年月日 _____ 年 月 日 生

上記の者が、石川県立大学に入学を許可されました上は、本人の在学中の一切の責任を負うことを保証いたします。

平成 年 月 日

保証人
現住所 _____
電話番号 _____
本人との続柄 _____
(ふりがな) 氏名 _____ ㊟
生年月日 _____ 年 月 日 生

石川県立大学長 殿

氏名変更届

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊟

下記のとおり氏名を変更しましたのでお届けいたします。

記

ふりがな	
新 氏 名	
旧 氏 名	
変 更 年 月 日	
変 更 理 由	

(注) 戸籍抄本を添付すること。

住 所 届

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊟

住所を下記のとおりお届けいたします。

記

ふりがな	
住 所	〒 (同居先、アパート名等)
電 話 番 号	(呼出 方)
(最寄駅からの略図)	

住所変更届

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊟

下記のとおり住所を変更しましたのでお届けいたします。

記

ふりがな	
住 所	〒 (同居先、アパート名等)
電 話 番 号	(呼出 方)
(最寄駅からの略図)	

学生証再交付願

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊦

下記の理由により学生証を再交付して下さるようお願いいたします。

記

再 交 付 の 理 由		紛失（汚損）の日時・場所・状況、記載事項の変更内容
<input type="checkbox"/>	紛 失	
<input type="checkbox"/>	汚 損	
<input type="checkbox"/>	記 載 事 項 の 変 更	

(注1) 再交付の理由は該当する理由の欄に○をつけて下さい。

(注2) 汚損、記載事項の変更の場合には、学生証を添付して下さい。

証明書交付願

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊟

下記のとおり証明書の交付をお願いいたします。

記

種 別	交 付 数	使 用 目 的	提 出 先
在 学 証 明 書			
成 績 証 明 書			
卒 業 見 込 証 明 書			
卒 業 証 明 書			
そ の 他			

転 学 願

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊟

下記のとおり転学したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

転 学 先	大学 学部 学科
転学 の 理 由	

転 学 科 願

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊦

下記のとおり転学科したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

転 学 科 先	生物資源環境学部 学科
転学科の理由	

留 学 願

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊟

下記のとおり留学したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

留 学 先	所 在 地	大 学	学 部	学 科
	電 話 番 号			
	留 学 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
留 学 する 理 由				

休 学 願

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊟

下記のとおり休学したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

休 学 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
休 学 の 理 由	
休 学 中 の 連 絡 先	

(注) 疾病又は傷害による場合は、医師の診断書を添付して下さい。

退 学 願

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊦

下記の理由により退学したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

退 学 の 理 由	
-----------	--

復 学 願

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊟

下記のとおり復学したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

復 学 期 日	平成 年 月 日
復 学 の 理 由	

(注) 疾病又は傷害の治癒による場合は、医師の診断書を添付して下さい。

欠 席 届

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊟

下記のとおり欠席しますので、お届けいたします。

記

欠 席 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
欠 席 の 理 由	

(注) 疾病又は傷害による場合は、医師の診断書を添付して下さい。

団体設立願

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

(団体の代表者)

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊟

下記のとおり団体を設立したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

団 体 の 名 称	
規 約	別添のとおり
役 員 名	別添のとおり
会 員 名	別添のとおり
顧 問 教 員 名	㊟
そ の 他 参 考 事 項	

(注 1) 規約、役員及び会員名簿、その他学長が必要と認める書類を添付すること。

(注 2) 顧問教員は、本学専任の教授、助教授、講師又は助教でなければならない。

団体変更届

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

(団体の代表者)

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊟

下記のとおり団体設立願の記載事項を変更したので、お届けいたします。

記

団体の名称	
変更内容	
変更理由	

顧問教員	㊟
------	---

団体継続届

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

(団体の代表者)

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊟

下記のとおり団体を継続したいので、お届けいたします。

記

団体の名称	
継続理由	

顧問教員	㊟
------	---

(注) 毎年5月末日までに必ず提出して下さい。期日までに提出がない場合には、解散したものとみなします。

団体解散届

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

(団体の代表者)

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊟

下記のとおり団体を解散したいので、お届けいたします。

記

団体の名称	
解散理由	

顧問教員	㊟
------	---

集会等願

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

団体名
 (団体の代表者)
 平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
 学 籍 番 号
 氏 名 ㊟

下記のとおり学内において集会等を開催したいので、ご許可下さるようお願いいたします。
 記

集会等名称	
集会等日時	平成 年 月 日 自 時 分 至 時 分
集会等場所	
参加者の範囲 及び予定人員	名
集会等内容	

顧問教員	印
------	---

学外活動願

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

団体名
 (団体の代表者)
 平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
 学 籍 番 号
 氏 名 ㊞

下記のとおり学外活動をしたいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

行事の種類	
主催団体名	
日時	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
場所	
参加者の範囲 及び予定人員	名
行事の内容	

顧問教員	㊞
------	---

学内掲示願

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

団体名

(団体の代表者)

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科

学 籍 番 号

氏 名 ㊟

下記のとおり掲示物を掲示したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

掲示の目的	
掲示期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
掲示場所	
掲示物	別添のとおり
掲示枚数	

顧問教員	㊟
------	---

印刷物発行・配布願

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

団体名
(団体の代表者)
平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科
学 籍 番 号
氏 名 ㊞

下記のとおり印刷物を発行・配布したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

印刷物の名称	
発行・配布の目的	
発行・配布者名	
発行・配布期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
発行・配布場所	
印刷物	別添のとおり
発行・配布部数	

顧問教員	㊞
------	---

寄付募集等願

平成 年 月 日

石川県立大学長 殿

団体名

(団体の代表者)

平成 年度入学 生物資源環境学部 科学科

学 籍 番 号

氏 名 ㊟

下記のとおり寄付募集等を行いたいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

内容	
目的	
期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
場所	
対象者	

顧問教員	㊟
------	---

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び石川県立大学学則第18条第2項の規定に基づき、石川県立大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士（生物資源環境学）とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与等)

第4条 学長は、学位を授与できると認めた者に対しては、学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

2 学位記の様式は、別記様式第1号とする。

3 学位記の交付は、学位記交付簿（別記様式第2号）により行う。

(学位の名称)

第5条 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「石川県立大学」を付記する。

(学位付与の取消)

第6条 本学において学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は教授会の議を経て、学位を取消し、学位記を返還させるものとする。

(学位記の再交付)

第7条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を添え、学長に願い出なければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

第 号

卒業証書・学位記



氏 名

年 月 日生

本学生物資源環境学部

{	生産科学科	}
	環境科学科	
	食品科学科	

 所定の課程を修めて本学を卒業したこと

を認め学士（生物資源環境学）の学位を授与する

年 月 日

石川県立大学長



学位記交付簿

交付 _____ 年 月 日

交付番号	ふりがな 氏名	生年月日	学籍番号	備考

(趣旨)

第1条 この規程は石川県立大学学則（以下「学則」という。）第50条に規定する学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の内容)

第2条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 登校を禁止すること。期間は6月以下の有期又は無期とする。
- (3) 退学 退学させること。

(状況報告)

第3条 教職員は、学生に学則第50条第1項に該当する行為（以下「懲戒対象行為」という。）があったときは、速やかに当該学生が所属する学科長及び学生部長に報告するものとする。

(自宅待機の措置)

第4条 前条の報告を受けた学科長は、学生部長と協議のうえ、必要に応じ、当該学生に自宅待機の措置を講ずることができる。

2 教育的観点から特に必要があると認められるときは、自宅待機期間の全部又は一部を停学期間に算入することができる。

(懲戒の発議)

第5条 懲戒の対象となり得る行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生が所属する学科長は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否について審査するものとする。

2 学科長は、懲戒処分が必要と認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の学科に関わる場合の懲戒手続き)

第6条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学科に所属する学生によって引き起こされた場合は、学科長は事実関係の調査及び審査に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁明)

第7条 学科長は第5条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第8条 学長は第5条第2項により学科長から発議があったときは、懲戒処分を決定する。

2 学長は、前項の決定において必要があると認め、改めて事実関係の調査を行う場合には、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第9条 学長は懲戒処分を決定した場合は、懲戒処分通知書（様式第1号）により当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分通知書を当該学生に交付することによ

り行う。ただし、交付が不可能な場合には、他の方法により通知する。

3 懲戒処分の通知を当該学生にした場合にあっては、その保証人に対して当該通知の写しを送付するものとする。

4 停学又は退学の懲戒処分については、処分内容（学生の氏名を除く。）を様式第2号により学内に告示するものとし、その期間は告示の日から2週間とする。

（懲戒の発効）

第10条 懲戒の発行日は、懲戒処分通知書交付日とする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

（無期停学の解除）

第11条 無期停学処分を受けた学生が属する学科長は、その学生の反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めるときは、学長に対し、その処分の解除を発議することができる。

2 学長は、前項の発議があったときは、停学を解除することができる。

3 無期停学の解除の告知は、学長が本人に対して行う。

（再審査）

第12条 懲戒処分を受けた者は、事実の誤認、新事実の発見など、正当な理由があるときは、その証拠となる書類を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の要否を決定するものとする。

（停学中の指導等）

第13条 各学科においては、停学中の学生に対し、定期的に面接等により教育上の指導を行うものとする。

2 停学中の学生は、常に居所及び連絡先を明らかにするものとする。

3 停学中の履修登録については、これを認めるものとする。

（補則）

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

懲戒処分通知書

学科名 年次

学籍番号

氏 名

石川県立大学学則第 条第 項の規定に基づき、次のとおり懲戒処分をする。

記

- 1 処分の内容
- 2 処分の理由

平成 年 月 日

石川県立大学長

印

告示

石川県立大学学則第 条第 項の規定に基づき、次のとおり懲戒処分を行った。

記

- 1 学生の所属 学科 年次
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由

平成 年 月 日

石川県立大学長

印

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則（以下「学則」という。）第58条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(志願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次に掲げる書類に入学検定手数料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書（別記様式第1号）
- (2) 最終学歴校の卒業（修了）証明書又は同見込証明書
- (3) その他学長が必要と認めるもの

2 前項の規定に関わらず、「いしかわシティカレッジに関する包括協定書」第12条の規定に基づく科目等履修生の入学志願手続については、いしかわシティカレッジ事業の定めるところによる。

(選考)

第5条 前条の入学志願者に対しては、学長が選考の決定を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める書類に入学手数料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第7条 科目等履修生の在学期間は、許可された履修科目の開講期間とする。ただし、履修を継続する必要があるときは、科目等履修期間延長願（別記様式第2号）を学長に提出し、許可を得て、1回に限り在学期間を延長することができる。

(授業料等)

第8条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、履修に要する特別の費用は、科目等履修生の負担とする。

(単位の認定)

第9条 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

2 前項の単位修得の認定は、石川県立大学履修規程に基づき、これを行う。

(証明書の交付)

第10条 学長は、科目等履修生で単位を授与された者に対し、本人の請求により単位修得証明書（別記様式第3号）を交付するものとする。

(本学大学院生への適用除外)

第11条 本学大学院生の科目等履修については、この規程を適用しないものとし、必要な事項は別に定める。

(学則等の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学則その他学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

石川県立大学

年度 期

科目等履修生入学願書

年 月 日

ふりがな				写真貼付 (上半身) タテ ヨコ 4cm×3cm
氏名	(男・女)			
生年月日	年	月	日生れ	
現住所	(郵便番号 —)			
電話番号	加入	() —	携帯	() —
学歴 ※高等学校 から記入 すること	年	月	高等学校	
	年	月		
	年	月		
職歴	年	月		
	年	月		
	年	月		
履修希望 科目	授業科目	単位数	前期・後期別	備考

科目等履修期間延長願

年 月 日

石川県立大学長 殿

氏 名 ㊟

私は、石川県立大学の科目等履修生として下記の授業科目を履修していますが、期間を延長したいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

1 履修している授業科目

授 業 科 目	期 間	単位数	担 当 教 員 名
	年度 期		

（注）期間には開講年度及び前期、後期の別を記入してください。

2 履修したい授業科目

授 業 科 目	期 間	単位数	担 当 教 員 名
	年度 期		

（注）期間には開講年度及び前期、後期の別を記入してください。

3 期間延長理由

単位修得証明書

氏 名		生 年 月 日		
履 修 科 目 名	単 位	履 修 年 度	評 価	
<p>上記の記載事項に誤りがないことを証明します</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">石川県立大学長</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則（以下「学則」という。）第58条の規定に基づき、聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 聴講生として入学することのできる者は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の時期)

第3条 聴講生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(志願手続)

第4条 聴講生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次に掲げる書類に入学検定手数料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 聴講生入学願書（別記様式第1号）
- (2) 最終学歴校の卒業（修了）証明書又は同見込証明書
- (3) その他学長が必要と認めるもの

(選考)

第5条 前条の入学志願者に対しては、学長が選考の決定を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、次に掲げる書類に入学手数料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第7条 聴講生の在学期間は、許可された履修科目の開講期間とする。ただし、聴講を継続する必要があるときは、聴講期間延長願（別記様式第2号）を学長に提出し、許可を得て、1回に限り在学期間を延長することができる。

(授業料等)

第8条 聴講生は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、聴講に要する特別の費用は、聴講生の負担とする。

(証明書の交付)

第9条 学長は、所定授業時数の3分の2以上出席し聴講した者に対し、本人の請求により聴講証明書（別記様式第3号）を交付するものとする。

(学則等の準用)

第10条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、学則その他学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

石川県立大学

年度 期

聴講生入学願書

年 月 日

ふりがな				写真貼付 (上半身) タテ ヨコ 4cm×3cm
氏名	(男・女)			
生年月日	年	月	日	
現住所	(郵便番号 —)			
電話番号	加入	() —	携帯	() —
学歴 ※高等学校 から記入 すること	年	月	高等学校	
	年	月		
	年	月		
職歴	年	月		
	年	月		
	年	月		
履修希望 科目	授業科目	単位数	前期・後期別	備考

聴講期間延長願

年 月 日

石川県立大学長 殿

氏 名 ㊟

私は、石川県立大学の聴講生として下記の授業科目を聴講していますが、期間を延長したいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

1 聴講している授業科目

授 業 科 目	期 間	単位数	担 当 教 員 名
	年度 期		

（注）期間には開講年度及び前期、後期の別を記入してください。

2 聴講したい授業科目

授 業 科 目	期 間	単位数	担 当 教 員 名
	年度 期		

（注）期間には開講年度及び前期、後期の別を記入してください。

3 期間延長理由

聴講証明書

氏 名	生 年 月 日
聴 講 科 目 名	履修年度
<p>上記の記載事項に誤りがないことを証明します</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">石川県立大学長 印</p>	

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則（以下「学則」という。）第58条の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(受入資格)

第2条 特別聴講学生として科目履修することができる者は、本学と協議の整った他の大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に在学する者とする。

(受入の時期)

第3条 特別聴講学生の受入れの時期は、原則として学期の始めとする。ただし、学長が必要と認めるときは、この限りではない。

(履修科目)

第4条 履修できる授業科目は、別に定める。

(志願手続)

第5条 特別聴講学生として科目履修を希望する者は、所属する大学等を経由の上、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書（別記様式）
- (2) 所属する大学等の特別聴講依頼書又はこれに準ずるもの
- (3) その他学長が必要と認めるもの

2 前項の規定に関わらず、大学等との協議に基づき、当該大学等との間に志願手続きについて別に定めがあるときは、当該定めによるものとする。

(受入れの許可)

第6条 特別聴講学生の受入れは、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により特別聴講学生の受入れを許可したときは、当該学生が所属する大学等に所定の期日までに通知するものとする。

3 前項の許可を受けた者は、所定の期日までに必要な手続きを行わなければならない。

(受入期間)

第7条 特別聴講学生の受入期間は、許可された履修科目の開講期間とする。

(学修の評価)

第8条 特別聴講学生に対しては、履修した授業科目の学修を評価し、学生が所属する大学等に通知する。

(学則等の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学則その他学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

石川県立大学

年度 期

特別聴講学生入学願書

年 月 日

ふりがな				写真貼付 (上半身) タテ ヨコ 4cm×3cm
氏 名	(男・女)			
生 年 月 日	年	月	日生れ	
現 住 所	(郵便番号 —)			
電 話 番 号	加入	() —	携 帯	() —
所 属 大 学 等 名			学 籍 番 号	
学 部 ・ 学 科 名			年 次	
履 修 希 望 科 目	授 業 科 目	単 位 数	前 期 ・ 後 期 別	備 考

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則（以下「学則」という。）第57条の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の時期)

第3条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学長が必要と認めるときは、この限りではない。

(志願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次に掲げる書類に入学検定手数料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書（別記様式第1号）
- (2) 最終学歴校の卒業（修了）証明書又は同見込証明書
- (3) 最終学歴校の成績証明書
- (4) その他学長が必要と認めるもの

(選考)

第5条 前条の入学志願者に対しては、学長が選考の決定を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める書類に入学手数料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第7条 研究生の在学期間は、1年以内とし、在学期間の開始の日の属する年度を超えることができない。ただし、研究期間延長願（別記様式第2号）を提出し、特別の事由があると認められたときは、在学期間を延長することができる。

(授業料等)

第8条 研究生は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、研究に要する特別の費用は、研究生の負担とする。

(指導教員)

第9条 研究生の指導教員は、学長が定めるものとする。

2 研究生は、指導教員の指導のもとに、本学の施設及び設備を使用することができる。

(授業科目の聴講)

第10条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の許可を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。

(研究報告)

第11条 研究生は、研究を終了したときは、研究結果報告書（別記様式第3号）を指導教員

を通じて学長に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第12条 学長は、研究生が研究の成果をあげたと認めたときは、本人の請求により研究修了証明書(別記様式第4号)を交付するものとする。

(学則等の準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則その他学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

石川県立大学

年度

研究生入学願書

年 月 日

ふりがな				写真貼付 (上半身) タテ ヨコ 4cm×3cm
氏名	(男・女)			
生年月日	年	月	日生れ	
現住所	(郵便番号 —)			
電話番号	加入	() —	携帯	() —
学歴 ※高等学校 から記入 すること	年	月	高等学校	
	年	月		
	年	月		
職歴	年	月		
	年	月		
	年	月		
研究期間	年 月 日から 年 月 日			
希望 指導教員				
研究課題				

研究期間延長願

年 月 日

石川県立大学長 殿

氏 名 ㊟

私は、石川県立大学の研究生として在学中ですが、下記により研究期間を延長したいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

1 延長期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 期間延長理由

上記のとおり期間延長が必要であると認める。

指導教員氏名 ㊟

研究結果報告書

年 月 日

石川県立大学長 殿

氏 名 ④

下記のとおり研究が終了しましたので、報告します。

記

- 1 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 研究課題
- 3 研究結果概要
- 4 研究結果
別添資料参照

上記のとおり研究が終了したと認める。

指導教員氏名 ④

研究修了証明書

氏 名
生年月日 年 月 日
生

あなたは本学研究生として次のとおり研究を修了したのでこれを証します

研究課題

研究期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

年 月 日

石川県立大学長 印

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第58条の規定に基づき、研修員に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修資格)

第2条 研修員として研修することのできる者は、官公庁、学校、民間会社その他の機関(以下「他団体」という。)が特定の専門事項について研修させるため派遣しようとする者であって、大学若しくは短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(受入れの時期)

第3条 研修員の受入れの時期は、学期の始めとする。ただし、学長が必要と認めるときは、この限りではない。

(申請手続)

第4条 研修員を派遣しようとする他団体は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研修員派遣申請書(別記様式第1号)
- (2) 研修志願者の履歴書
- (3) その他学長が必要と認めるもの

(受入の許可)

第5条 研修員の受入れは、学長が許可する。

2 学長は、研修員の受入れを許可したときには、研修員許可書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(研修期間)

第6条 研修員の研修期間は、1年以内とし、研修期間の開始の日の属する年度を超えることができない。ただし、研修期間延長願(別記様式第3号)を提出し、特別の事由があると認められたときは、研修期間を延長することができる。

(授業料等)

第7条 研修員は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、研修に要する特別の費用は、研修員の負担とする。

(指導教員)

第8条 研修員の指導教員は、学長が定めるものとする。

2 研修員は、指導教員の指導のもとに、本学の施設及び設備を使用することができる。

(授業科目の聴講)

第9条 研修員は、指導教員及び授業科目担当教員の許可を得て、研修に関連のある授業科目を聴講することができる。

(証明書の交付)

第10条 学長は、指導教員の承認のもとに、研修員が研修の成果をあげたと認めたときは、本人の請求により研修修了証明書(別記様式第4号)を交付するものとする。

(規程の遵守)

第11条 研修員は、この規程に定めるもののほか、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(受入れ許可の取消)

第12条 学長は、研修員が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定による許可を取消することができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 本学の諸規程に違反したとき
- (3) 学内の秩序を乱したとき、その他研修員としてふさわしくない行為があると認められるとき

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

研修員派遣申請書

年 月 日

石川県立大学長 殿

所属団体名

代表者名

印

下記の者を、石川県立大学の研修員として派遣したいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

1 研修志願者氏名

2 研修志願者の所属及び職名

3 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 希望指導教員

5 研修課題

研修員許可書

年 月 日

様

石川県立大学長

印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり、本学において研修員として研修することを許可します。

記

1 研修員氏名

2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 指導教員

4 研修課題

研修期間延長願

年 月 日

石川県立大学長 殿

所属団体名

代表者名

印

石川県立大学の研修員として研修中の下記の者について、研修期間を延長したいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

1 研修員氏名

2 延長期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 期間延長理由

上記のとおり期間延長が必要であると認める。

指導教員氏名

印

研修修了証明書

所属団体名

氏 名

生年月日 年 月 日生

あなたは本学研修員として次のとおり研修を修了したのでこれを証します

研修課題

研修期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

年 月 日

石川県立大学長

印

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第58条の規定に基づき、実習生に関し必要な事項を定めるものとする。

(実習資格)

第2条 実習生として実習することのできる者は、原則として石川県内に在住する者で、石川県立大学（以下「本学」という。）において農業に関する特定の事項について実習しようとするものとする。

(受入れの時期)

第3条 実習生の受入れの時期は、学期の始めとする。ただし、学長が必要と認めるときは、この限りではない。

(実習志願手続)

第4条 実習生として実習を志願する者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 実習志願書（別記様式第1号）
- (2) その他学長が必要と認めるもの

(受入れの許可)

第5条 実習生の受入れは、学長が許可する。

2 学長は、実習生の受入れを許可したときには、実習生許可書（別記様式第2号）により実習志願者に通知するものとする。

(実習期間)

第6条 実習生の実習期間は、1年以内とし、実習期間の開始の日の属する年度を超えることができない。ただし、実習期間延長願（別記様式第3号）を提出し、特別の事由があると認められたときは、実習期間を延長することができる。

(経費の負担)

第7条 実習に要する費用は、実習生の負担とする。

(指導教員)

第8条 実習生の指導教員は、学長が定めるものとする。

2 実習生は、指導教員の指導のもとに、本学の施設及び設備を使用することができる。

(授業科目の聴講)

第9条 実習生は、指導教員及び授業科目担当教員の許可を得て、実習に関連のある授業科目を聴講することができる。

(証明書の交付)

第10条 学長は、指導教員の承認のもとに、実習生が実習の成果をあげたと認めたときは、本人の請求により実習修了証明書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(規程の遵守)

第11条 実習生は、この規程に定めるもののほか、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(受入許可の取消)

第12条 学長は、実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定による許可を取消することができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 本学の諸規程に違反したとき
- (3) 学内の秩序を乱したとき、その他実習生としてふさわしくない行為があると認められるとき

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

実習志願書

年 月 日

石川県立大学長 殿

住所

氏名

生年月日 年 月 日生

下記により石川県立大学の実習生として実習したいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

1 実習期間 年 月 日から 年 月 日まで

〔実習の始期が学期の途中からの場合は、その理由：〕

2 実習したい事項

(1) 習得したい技術：

(2) 実習の具体的内容：

3 実習を希望する理由

(1) 志願の動機：

(2) 実習の目的：

(3) 習得した技術の具体的活用方法：

実習生許可書

年 月 日

様

石川県立大学長

印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり、本学において実習生として実習することを許可します。

記

- 1 実習期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 指導教員
- 3 実習内容

実習期間延長願

年 月 日

石川県立大学長 殿

氏 名

私は、石川県立大学の実習生として実習中ですが、下記により実習期間を延長したいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

1 延長期間 年 月 日から 年 月 日まで
 （実習の始期 年 月 日）

2 期間延長理由

（1）期間を延長しなければならない理由：

（2）これまでの実習の成果：

（3）成果を踏まえて、今後行いたいこと：

上記のとおり期間延長が必要であると認める。

指導教員氏名

印

実習修了証明書

氏 名

生年月日 年 月 日生

あなたは本学実習生として次のとおり実習を修了したのでこれを証します

実習内容

研究期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

年 月 日

石川県立大学長

印

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則（以下「学則」という。）第58条の規定に基づき、外国人留学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において外国人留学生とは、日本国籍を持たず、外国の教育機関で教育を受け大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を許可された者をいう。

2 前項の外国人留学生の身分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学生
- (2) 科目等履修生
- (3) 聴講生
- (4) 研究生

(入学資格)

第3条 外国人留学生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学生、科目等履修生及び聴講生にあつては、外国において学校教育における12年の課程を修了した者若しくはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの又は本学においてこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) 研究生にあつては、外国において学校教育における16年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で本学においてこれと同等以上の学力があると認められる者

(入学の時期)

第4条 外国人留学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、学長が必要と認めるときは、この限りではない。

(入学志願手続)

第5条 外国人留学生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次に掲げる書類に入学検定手数料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（科目等履修生、聴講生又は研究生にあつては、それぞれ科目等履修生入学願書、聴講生入学願書又は研究生入学願書）
- (2) 最終学歴校の卒業（修了）証明書又は同見込証明書
- (3) 最終学歴校の成績証明書
- (4) 外国人登録原票記載事項証明書等（日本国籍を持たないことを証明する書類）
- (5) その他学長が必要と認めるもの

2 国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生については、前項の規定にかかわらず、派遣機関等が定める書類の提出を受けるものとする。

(選考)

第6条 入学志願者に対する選考は、入学者選考規程により行う。ただし、科目等履修生、聴講生又は研究生にあつては、学長が選考の決定を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、学長が必要と認める書類に入

学手数料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

(授業料)

第8条 外国人留学生は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

(学則等の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、学則その他学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の2第1項の規定に基づき、石川県立大学（以下「本学」という。）の在学生及び卒業生（以下「学生」という。）に対する無料職業紹介事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(求人)

第2条 本学は、学生を対象とするすべての求人の申込みを受理するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受理しない。

- (1) 申込みの内容が法令に違反している場合
- (2) 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しない場合
- (3) 賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合

2 求人者は、求人の申込みにあたり、求人票（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(求職)

第3条 本学は、学生のすべての求職の申込みを受理するものとする。ただし、申込みの内容が法令に違反する場合はこの限りでない。

2 求職者は、求職の申込みにあたり、進路調査票（別記様式第2号）を提出しなければならない。

(求人への掲示)

第4条 求職者に対する求人内容の掲示は、第2条第2項に基づき受理した求人票を所定の場所にファイルし、及び掲示することにより行うものとする。

(紹介)

第5条 本学は、職業の紹介にあたっては、法第2条に規定する職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者にはその希望と能力に応じた職業を、求人者にはその労働条件に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

- 2 紹介に際しては、求職者に、労働条件を詳細に伝えるものとする。
- 3 求職者を求人者に紹介する場合は、必要に応じ推薦書（別記様式第3号）を交付するものとする。
- 4 労働争議中の事業所に対する紹介は、当該争議が解決するまで行わないものとする。

(職業紹介業務担当者)

第6条 職業紹介業務担当者は、学生部長とする。

(秘密の厳守)

第7条 本業務に従事する者は、法51条の2の規定に基づき、求職者及び求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。

(均等待遇)

第8条 本学は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切行わない。

(採否等の報告)

第9条 求人者は、求職者の紹介を受けたときは、速やかにその求職者の採否について本学に報告しなければならない。

(内定の報告)

第10条 求職者は、就職が内定した場合は、速やかに本学に報告しなければならない。

(職業紹介状況等の報告)

第11条 本学は、本学管轄の公共職業安定所に対し、職業紹介状況等について報告を行うものとする。

(法の遵守)

第12条 本事業の実施にあたっては、職業安定法、関係法令及び関係通達に基づき行うものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

石川県立大学フードスペシャリスト資格認定試験の受験資格取得に関する規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程県第58号

(趣旨)

第1条 この規程は、『日本フードスペシャリスト協会「フードスペシャリスト」資格規程』
(以下「資格規程」という。)第5条第2項に定める認定試験の受験資格の取得に関し、必
要な事項を定めるものとする。

(フードスペシャリスト養成コース)

第2条 石川県立大学生物資源環境学部食品科学科に、前条に定める認定試験の受験資格取
得のため、フードスペシャリスト養成コースを置く。

(履修)

第3条 フードスペシャリスト養成コースの履修科目及び履修方法は、別表のとおりとする。
2 別表に規定する所定の単位を修得した者(修得見込みの者を含む)は、第1条に定める
認定試験を受験することができる。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(別表)

フードスペシャリスト養成コースの履修科目及び履修方法

1. 必修科目

規定科目	必要修得単位数	開設授業科目	履修方法	単位
フードスペシャリスト論	講義2単位以上	フードスペシャリスト論	講義	2
食品の官能評価・鑑別論	演習2単位以上	食品科学演習Ⅰ 食品科学演習Ⅱ	演習 〃	1 1
食物学に関する科目	講義4単位以上・実験1単位以上	食品材料学	講義	2
		食品加工学	講義	2
		食品製造実習・調理実習	実習	2
食品の安全性に関する科目	講義2単位以上	食品衛生学	講義	2
		食品品質管理論	講義	2
		食品微生物学	講義	2
調理学に関する科目	講義2単位以上・実習2単位以上	調理化学	講義	2
		食品機能実験	実験	2
栄養と健康に関する科目	講義2単位以上	食品栄養学	講義	2
		食品機能学	講義	2
		機能性評価学	講義	2
食品流通・消費に関する科目	講義又は演習2単位以上	食品マーケティング論	講義	2
フードコーディネータ論	講義又は演習2単位以上	フードコーディネータ論	講義	2
計	21単位以上	—	—	34

2. 選択科目

規定科目	必要修得単位数	開設授業科目	履修方法	単位
フードスペシャリスト資格に相当とされる科目（自由設定単位）	講義2単位以上	食品製造工学	講義	2
		食品保蔵学	講義	2
		食品管理学	講義	2
		食品分析学	講義	2

石川県立大学食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得に関する規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程県第59号

(趣旨)

第1条 この規程は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する食品衛生管理者及び食品衛生監視員（以下「衛生管理者等」という。）の資格取得に関し、必要な事項を定めるものとする。

(食品衛生コース)

第2条 石川県立大学生物資源環境学部（以下「本学学部」という。）の食品科学科に衛生管理者等の資格取得のため、厚生労働大臣の登録を受けた養成施設として、食品衛生コースを置く。

2 食品衛生コースを修了した者は、衛生管理者等になることができる。

(履修)

第3条 食品衛生コースを履修できる者は、本学学部食品科学科の学生とする。

2 食品衛生コースの履修科目及び履修方法は、別表のとおりとする。

(修了)

第4条 別表に規定する所定の単位を修得した者は、食品衛生コースの修了者とする。

(証明書の交付)

第5条 学長は、食品衛生コースの修了者に対し、本人の請求により修了証明書（別記様式第1号）を交付するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別 表

食品衛生コースの履修科目及び履修方法

以下に掲げる授業科目のA群からD群までそれぞれ1科目以上合計22単位以上を修得し、かつE群の科目を含めて40単位以上を履修すること。

区分	授業科目	単位数
A群：化学	機器分析学	2
	有機化学概論	2
	有機化学	2
	有機化学実験	1
	無機化学	2
	無機化学実験	1
B群：生物化学	生物化学	2
	食品化学	2
	食品分析学	2
C群：微生物学	微生物学概論	2
	応用微生物学	2
	微生物制御学	2
	食品微生物学	2
	食品保蔵学	2
	食品製造工学	2
	食品製造・調理実験	2
	食品製造実習	2
D群：公衆衛生学	食品衛生学	2
E群：その他関連科目	植物生理学 I	2
	食品品質管理論	2
	食品管理学	2
	遺伝学概論	2
	分子生物学概論	2
	分子生物学	2
	食品栄養学	2
	栄養生化学	2
	機能性評価学	2
	食品加工学	2
	生物化学 II	2
	物理化学	2

食品衛生コースの修了証明書

氏 名

生年月日

上記の者は、食品衛生法第48条第6項第3号に規定する食品衛生管理者の養成施設及び、食品衛生法施行令第9条第1項第1号に規定する食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者であることを証明する。

年 月 日

石川県立大学長

印

石川県立大学生物資源環境学部特別研究学生に関する取扱規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程第60号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学学則第63条の規定に基づき、石川県立大学生物資源環境学部（以下「本学学部」という。）における特別研究学生の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において特別研究学生とは、他大学若しくは外国の大学の学生が大学間の協議により、本学学部において研究指導を受ける学生をいう。

(受入基準)

第3条 特別研究学生は、本学の教育研究に支障がない場合に限り、受入れることができるものとする。

(申請)

第4条 特別研究学生として本学学部において研究指導を受けることを志望する学生は、所属する大学の指導教員と指導を受けようとする本学学部教員との間で協議が成立した後、必要書類に所属大学学部長の依頼状を添え、本学学長に願出するものとする。

(承認)

第5条 学長は、特別研究学生の受入れを承認する。

(受入期間)

第6条 特別研究学生の受入期間は、通算して一年を超えないものとする。

(処遇)

第7条 特別研究学生は、本学の教育研究に支障のない範囲において、本学の施設及び設備を利用することができる。

2 本学受入れ中に生じた災害疾病その他の事故に対し、本学は、一切その責めを負わないものとする。

(規程の遵守)

第8条 特別研究学生は、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(受入れの取消)

第9条 学長は、特別研究学生が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の受入れの承認を取消することができる。

- (1) 病気その他の事由により継続して研究指導を受けることができないと認められるとき
- (2) 本学の諸規程に違反したとき
- (3) 学内の秩序を乱したとき、その他特別研究学生としてふさわしくない行為があると認められるとき

第10条 この規程に定めるもののほか、本学学部特別研究学生に関する取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

制定 平成 23 年 4 月 1 日

最終改正 平成 27 年 7 月 14 日

石川県公立大学法人規程第 61 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する基本方針（平成 27 年法人規程法第 58 号）第 7 条第 1 項、石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為に係る調査に関する規程（平成 27 年法人規程法第 61 号）第 5 条第 1 項並びに石川県立看護大学及び石川県立大学における公的研究費の適正な運営及び管理に関する基本方針（平成 27 年法人規程法第 59 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、石川県立大学コンプライアンス（法令遵守）委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行い、学長に報告する。

(1)研究活動上の不正行為関係

ア 石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為に係る調査に関する規程第 6 条第 1 項に規定する予備調査の実施に関すること。

イ 研究倫理教育の実施に関すること。

ウ 研究倫理に関する情報の収集・周知に関すること。

エ その他研究活動における不正行為への対応に当たり必要な事項に関すること。

(2)公的研究費関係

公的研究費の運営及び管理に係る学内意見集約及び不正防止対策室への助言に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げるもので組織する。

(1) 各学科、教養教育センター、附属生物資源工学研究所及び附属農場からそれぞれ選出された教員（助教を除く。） 1 名

(2) 大学事務局長

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する（石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する基本方針第 6 条第 1 項に規定する研究倫理教育責任者と同一の者とする）

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(プライバシーの保護)

第9条 委員がその職務を遂行するに当たっては、教職員、学生及び関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(専門部会)

第10条 委員会に、専門事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員会の委員の中から互選された者

(2) 石川県立大学専任教員の中から委員会が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、大学事務局総務課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する

附 則

この規程は、平成27年7月14日から施行する

(趣旨)

第1条 石川県立大学（以下「本学」という。）における科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の直接経費及び間接経費の経理事務の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成15年規程第17号）及び文部科学省・日本学術振興会研究者・機関使用ルールその他法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(経理の委任)

第2条 補助金（直接経費）の交付を受けた研究代表者及び研究分担者（以下「研究者」という。）は、その経理を学長に委任する。

2 研究者から委任を受けた補助金の経理に関する事務は、大学事務局総務課（以下「総務課」という。）が行う。

(補助金の管理)

第3条 総務課は、研究者に代わり補助金（直接経費）を管理する。

2 総務課は、複数の研究者に交付される補助金を学長名義の一つの預金口座にまとめて受入れし管理する。

(補助金に係る諸手続き)

第4条 総務課は、研究者に代わり補助金（直接経費・間接経費）に係る諸手続きを行う。

(直接経費の収支管理)

第5条 補助金（直接経費）については総務課が収支管理を行う。

2 研究者は、補助金（直接経費）を支出する場合、支出証拠書類を総務課に提出する。

3 総務課は、補助金（直接経費）を支出する場合、大学事務局長の決裁を受ける。

4 補助金（直接経費）に係る経理は、会計規程その他関係規程に準じ行う。

(寄附の受入れ)

第6条 本学は、研究者が補助金（直接経費）により購入した設備、備品又は図書（以下「備品等」という。）について、研究者からの寄附を受入れる。

2 研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、当該備品を研究者に返還する。

(間接経費の受入れ)

第7条 本学は、研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受入れ、これに関する事務を行う。

2 当該研究者が他の研究機関に所属する又は補助事業を廃止することとなる場合には、直接経費の残額の率に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

(預金利息)

第8条 補助金に預金利息が生じたときは、その研究に必要な経費に使用する。

(内部監査)

第9条 大学事務局総務課長は、無作為に抽出した補助金の経理について、毎年11月末日までに内部監査を実施する。

2 内部監査に関する事務は、大学事務局総務課行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立大学人権・倫理委員会規程第10条第1項の規定に基づき、ヒトを対象として行う研究・調査（以下「研究等」という。）に関する事項の審査等を行うため、石川県立大学人権・倫理委員会研究倫理部会（以下「部会」という。）を置く。

(審査対象及び審査方針)

第2条 部会は、世界医師会による「ヘルシンキ宣言」の趣旨に沿った倫理的配慮を図り、研究等の実施責任者から申請された実施計画及び成果の公表予定内容等について、倫理的及び社会的観点から特に次の各号に掲げるところに留意して審査し、石川県立大学人権・倫理委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告する。

- (1) 研究等の対象となる個人の人権の擁護
- (2) 研究等の実施によって生ずる個人の不利益並びに危険性に対する配慮
- (3) 研究等の対象となる者（本人又は家族）の理解と同意

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 各学科、教養教育センター、附属生物資源工学研究所及び附属農場からそれぞれ選出された教員1名
- (2) 委員長が必要と認める石川県立大学以外の学識経験者
- (3) その他委員長が指名する者

2 前項第2号の委員は学長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議及び判定)

第5条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、審査が急を要し、かつ倫理的、社会的な根拠に基づいて審査結果が明確に推定できる案件については、部会長の判定に委ねて後日の部会で承認を得ることができる。

2 第6条の申請者は、部会に出席して、申請内容等の説明及び意見を述べることができる。

3 委員が申請をしたときは、その案件について審査に加わることはできない。

4 部会は、審査の必要に応じて関係者又は委員以外の学識経験者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 審査の判定は出席委員の3分の2以上の合意によるものとし、次の各号に掲げる表明をもって行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

6 審査経過及び判定は記録として保存し、部会が必要と認めた場合は公表することができる。

(申請手続及び判定通知)

第6条 研究等を行おうとする者(学生にあっては指導教員とする。)は、研究倫理審査申請書(様式第1号)に必要な事項を記入し、その他必要な書類を添えて部会長に提出しなければならない。

2 部会長は、申請を受理したときは速やかに審査を開始し、審査を終了したときは審査結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実施制限及び再審査)

第7条 実施責任者は、第6条第1項ただし書の判定による以外は、審査結果通知書による承認(条件付き承認を含む。)を経た後でなければ、当該研究等を実施することはできない。

2 実施責任者は、審査結果に異議あるときは、再審査を請求することができる。

(調査等)

第8条 部会長は、ヒトを対象とする研究・調査について倫理的又は社会的な問題がある疑いが生じときは、その旨を委員長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた委員長は、必要と認めたときは、部会長に予備調査の実施を指示するものとする。

3 予備調査は、倫理的又は社会的な問題の有無を判断するために必要な事実関係を把握することを目的とし、部会長が指名する教職員による関係者のヒアリング等の方法により行うものとする。

4 部会長は、予備調査の結果を委員長に報告するものとする。

5 予備調査結果の報告を受けた委員長は、事案の経緯及び内容等の詳細を正確に把握するために必要と認めたときは、調査部会に本調査を行わせるものとする。

(措置)

第9条 委員長は、前条の調査の結果を踏まえ、石川県立大学人権・倫理委員会においてその対応について検討するものとする。

2 学長は、前項の検討結果を踏まえ、適切な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第10条 部会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月8日から施行する。

研究倫理審査申請書

平成 年 月 日 提出

学科長等印	
-------	--

石川県立大学人権・倫理委員会
研究倫理部会部会長 殿

所 属 : _____

職 名 : _____

申請者名 : _____

石川県立大学人権・倫理委員会研究倫理部会規程第6条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

1. 課題名		
2. 調査・研究の実施者 代表者名 : 分担者名 :	所属	職名
3. 調査・研究の概要		
※ 審査対象となる実施計画書を添付すること		
4. 実施場所・日程等		
5. 倫理的・社会的配慮について (①～③は必ず記入すること)		
①調査研究の対象となる個人の人権の擁護		
②その実施によって生じる個人の不利益並びに危険性に対する配慮		
③その対象となる者 (本人又は家族) の理解と同意		
④その他		

審査結果通知書

県大第〇〇号

年 月 日

申請者

殿

石川県立大学人権・倫理委員会
研究倫理部会部会長

受付番号：

課題名：

研究者名：

先に申請のあった上記課題について、平成 年 月 日開催の部会で審査し、下記のとおり判定したので通知する。

記

【判定】	承認	条件付承認	変更の勧告
		不承認	非該当
【理由又は勧告】			

(設置)

第 1 条 公立大学法人石川県立大学（以下「大学」という。）に、石川県立大学出版会（英文名称は、Ishikawa Prefectural University Press とする。以下「出版会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 出版会は、教育研究に関わる学術図書、教科書及び教育教材等に関する図書の刊行・頒布を通じて、本学の教育研究とその成果の発表を促進し、学術・教育・文化・地域の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 出版会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育研究に関わる学術図書、教科書、教養書等の刊行・頒布
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(会長)

第 4 条 出版会に会長を置き、石川県立大学長をもって充てる。

(運営委員会)

第 5 条 出版会の円滑な運営を図るため、石川県立大学出版会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 出版会の運営に関すること。
- (2) 出版物の審査に関すること。
- (3) その他出版会及び出版物に関し必要なこと。

3 石川県立大学図書・情報センター運営会議をもって運営委員会とする。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、出版会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 11 日から施行する。

石川県立大学 安全保障輸出管理規程

令和4年6月14日

石川県公立大学法人規程第91号

(目的)

第1条 本規程は、石川県立大学において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等： 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供： 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出： 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4) 取引： 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術： 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物： 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) キャッチオール規制： 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 該非判定： 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 取引審査： 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10) 大量破壊兵器等： 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

- (1 1) 通常兵器：大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (1 2) 大量破壊兵器等の開発等：大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (1 3) 通常兵器の開発等：通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (1 4) 居住者：外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年11月29日付蔵国第4672号）6-1-5、6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (1 5) 非居住者：居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (1 6) 特定類型該当者：外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿易局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (1 7) 教職員等：本学の教員、職員その他本学の業務に従事するすべての者をいう。常勤か非常勤であるかを問わない。

（適用範囲）

第3条 本規程は、本学が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（基本方針）

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（最高責任者）

第5条 本学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。

- 2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を兼務する。

2 統括責任者は、本学における輸出管理に関する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続(細則)の制定・改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、学長補佐(研究担当)をもってその任に充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、本規程に定められた業務を行う。

(事前確認)

第8条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別に定める「安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト」により、当該輸出等のリスト規制技術等、キャッチオール規制技術等及びインフォーム要件への該当の有無について、事前確認を行わなければならない。

(学内審査)

第9条 教職員等は、前条に定める事前確認により、当該輸出等がリスト規制技術等、キャッチオール規制技術等及びインフォーム要件のいずれかに該当する場合、学内審査を受けなければならない。

2 教職員等は別に定める「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」を、前条に定める「安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト」とともに産学官連携学術交流センターに提出する。

3 輸出管理統括責任者は、前項の「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」の提出があったときは、学内審査を実施し、その結果を教職員等に通知するものとする。

4 学内審査は、統括責任者、管理責任者、産学官連携学術交流センター長、学内審査を受ける教職員が所属する学科等の所属長、事務職員(産学官連携学術交流センター、事務局総務課等)、その他統括責任者が必要と認めた者で行う。

5 学内審査を受ける教職員等は、輸出管理統括責任者の承認を得ることなく、当該輸出等を行ってはならない。

(許可申請)

第10条 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、教職員等は、前条に定める審査の後、許可申請書を作成し、産学官連携学術交流センターを

經由して、輸出管理最高責任者に提出しなければならない。輸出管理最高責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

- 第11条 教職員等は、技術を提供する場合、第8条の事前確認及び第9条の学内審査の処理が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。
- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

- 第12条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第8条の事前確認及び第9条の学内審査の処理が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。
- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
 - 3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

- 第13条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

(監査)

- 第14条 本学の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うこととし、監査は法人本部職員が行うものとする。

(調査)

- 第15条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指導)

第16条 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第17条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第18条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者（最高責任者）は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、統括責任（最高責任者）は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(懲戒)

第19条 教職員等が故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反した場合には、石川県公立大学法人の定める就業規則に基づき懲戒等の対象とする。

(事務の所管)

第20条 この規程に関する事務処理は、本学事務局総務課および産学官連携学術交流センターが行う。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途細則等を定める。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト

教職員の皆さんの技術の提供又は貨物の輸出について、下記チェックリストに該当するかどうか個別に事前確認をお願いします。該当する場合や該当するか不明な場合は、このシートを「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」に添付して産学官連携学術交流センターへ提出願います。

注)学会発表・論文発表など公表することを前提とした原稿の送付、自己使用目的で海外へPCを携帯する場合は輸出管理の対象外となり、事前確認不要です。特定類型該当者への「技術の提供（貨物の提供ではない）」は非居住者への技術の提供と見なされますのでご注意ください。

1. リスト規制、キャッチオール規制、インフォーム要件の確認	
<p>【1】下記のリスト規制技術等に該当するか？</p> <p>1. 武器 2. 原子力 3. 化学兵器 3の2. 生物兵器 4. ミサイル 5. 先端素材 6. 材料加工 7. エレクトロニクス 8. 電子計算機 9. 通信 10. センサ 11. 航法装置 12. 海洋関連 13. 推進装置 14. その他 15. 機微品目</p> <p>⇒経済産業省 Web サイト「貨物・技術のマトリクス表」 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>↓「はい」の場合</p> <p>貨物:輸出令 項 号</p> <p>技術:外為令 項 号</p>
<p>【2】キャッチオール規制技術等に該当し、かつ、提供先の所在地が下記グループ A 国(旧 ホワイト国)以外であるか？</p> <p>グループ A 国…アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク</p> <p>⇒対象品目は下記サイトから「16 項貨物・キャッチオール規制対象品目表」参照 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>↓「はい」の場合</p> <p>16 項貨物・キャッチオール規制対象品目表</p> <p>部 類</p>
<p>【3】経済産業大臣から輸出許可申請をすべき旨の通知を受けている</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>※1 上記【1】【2】【3】のいずれもが「いいえ」であれば申請は不要です。 上記【1】【2】【3】のいずれかに、「はい」がある場合は、以下の事項もご確認の上、本リストを添付して「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」を提出ください。</p>	
2. 用途要件の確認	
<p>【4】大量破壊兵器等(核兵器、化学兵器、細菌兵器、ロケット、無人航空機)の開発、製造、使用、貯蔵に転用の可能性がある</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>【5】別表(※2)に挙げる行為(核燃料、核原料物質、原子炉(部品、付属装置含む)の開発、製造、使用、貯蔵、重水の製造、核融合、核燃料物質の加工・再処理)に転用の可能性がある</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>【6】別表(※2)に挙げる行為(軍や国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うか、これらから委託を受けて行うところの、化学物質、微生物、毒素、ロケット、無人飛行機の開発、製造、使用、貯蔵、または、宇宙に関する研究)である</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>【7】仕向地が、アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダンであって、通常兵器の開発、製造、使用のために用いられる可能性がある</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
3. 需要者要件の確認	
<p>【8】需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか？ ⇒経済産業省 Web サイト「外国ユーザーリスト」 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>【9】需要者が過去から現在にかけて大量破壊兵器等(核兵器、化学兵器、細菌兵器、ロケット、無人航空機)の開発、製造、使用、貯蔵に当たる行為を行ったことがあるか？</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>【8】【9】少なくともどちらかが「はい」の場合、次ページのチェックリストも提出下さい。</p>	

※1 安全保障輸出管理制度についての概要は、経済産業省の下記サイトも参照ください。

経済産業省「安全保障貿易管理」 <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

※2 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成 13 年経済産業省令第 249 号)

※ その他、不明な点等あれば、まずは下記にお問い合わせください。

E-mail:k-sawamu@ishikawa-pu.ac.jp(窓口:産学官連携学術交流センター 澤村)

<p>学内審査申請書整理 No. 【※申請者記入不要】</p>

「明らかなき」を判断するためのガイドラインに関するチェックリスト

前ページ【8】【9】で、少なくともどちらかが「はい」の場合、以下の各項目について、確認して提出下さい。

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付けて下さい。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・－
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・－
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・－
	⑦ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑧ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑨ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑩ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑪ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑫ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑬ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑭ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑮ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑯ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成17・03・30 貿易第7号）等を参照のこと）が一致しない。	はい・いいえ・－
その他	⑰ その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・－

学内審査申請書整理No.
【※申請者記入不要】

②

学内審査申請書 番号	
No.	
令和 年 月 日申請	

安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書

輸出管理統括責任者 殿

所属	
氏名	印

※申請者は太枠内を記入してください。

★PDF化した電子データにてメール提出される場合、押印は不要です

下記の技術の提供又は貨物の輸出につき、該非判定等学内審査をお願いします。

記

貨物・技術の名称 (又は内容)	
貨物・技術の用途 (持ち出し・開示の 事由)	
申請区分	<input type="checkbox"/> 外国居住者、入国後6月未満の者、外交官、類型該当者等への授業、指導、情報開示、打合せ、見学受入 <input type="checkbox"/> 国外(特に懸念国※)に規制技術を持出す可能性の高い留学生、外国人研究者の受入 <input type="checkbox"/> 通信回線、郵便を用いた外国への、資料、図面、データ、プログラムの提供 <input type="checkbox"/> 外国への貨物の提供(説明・展示のために貨物を外国に送付する場合を含む) <input type="checkbox"/> 海外の大学、研究機関、企業との共同研究契約の締結 <input type="checkbox"/> 輸出等が行われることが明らかな技術や貨物の国内での提供
輸出国、提供先の 国籍	
取引先(需要者)	機関名: 担当者氏名: 担当者役職:
添付資料	安全保障輸出管理にかかる事前確認リストを添付願います

※ 懸念国 輸出令別表第4の地域 : イラン、イラク、北朝鮮の3カ国をいう。(2022年3月現在)

以上

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
 - 第2章 学年、学期及び休業日（第7条）
 - 第3章 教育課程、履修方法等（第8条—第17条）
 - 第4章 入学、編入学、転学、転専攻、留学、休学、退学、除籍、復学及び再入学（第18条—第30条）
 - 第5章 授業料等（第31条）
 - 第6章 職員組織（第32条—第34条）
 - 第7章 賞罰（第35条・第36条）
 - 第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員及び外国人留学生（第37条）
 - 第9章 共同研究等及び寄附講座（第38条・第39条）
 - 第10章 自己評価（第40条）
 - 第11章 雑則（第41条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 石川県立大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり、生物の^{ことわり}理、自然の^{ことわり}理及び人間の^{ことわり}理を追求し、これらを総合的に理解した上で、人類の安定した存続及び持続を目指すための共生及び共存の^{ことわり}理を明らかにするという基本理念を持つ学術を創成し、生態系とのバランスの取れた生物生産、環境保全及び食料増産に関わる教育及び研究を実践することを目的とする。

（博士課程）

第2条 本学大学院に、博士課程を置く。

- 2 博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。
- 3 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力及び応用能力を養い、高度の専門的職業人の養成に重点を置くものとする。
- 4 博士後期課程は、高度な研究能力及び技術開発能力を持って社会に貢献できる人材の養成を主とするとともに、実践的な研究指導者の養成を目指すものとする。

（研究科）

第3条 本学大学院に生物資源環境学研究科（以下「研究科」という）を置き、その教育研究の目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 学術研究を通じて共生及び共存の^{ことわり}理の精神を理解し、幅広い視野、豊かな創造力、

先進的な知識、先端的な技術及び行動力を備えた有為な人材を養成すること。

- (2) 生命、環境、食料等に関する問題の解決のための高度な学術研究を展開すること。
- (3) 産学官の連携による地域産業の持続的発展に貢献すること。
- (4) 社会人に対する教育の提供、地域社会への発信及びこれらを踏まえた国際的な研究教育の展開を行うこと。

2 研究科における課程は、博士前期課程及び博士後期課程とする。

(専攻並びにその学生定員及び養成する人材像)

第4条 研究科の専攻並びにその入学定員、収容定員及び養成する人材像は、次のとおりとする。

1 博士前期課程

研究科	専攻（領域数）	入学定員	収容定員	養成する人材像
生物資源環境学研究科	生産科学専攻 (4領域)	8人	16人	動植物を対象とした生物資源の生理及び生態を集団、個体、細胞、分子及び遺伝子レベルで解明し、バイオテクノロジーその他の先端的な科学技術を活用して、生物資源が持つ有用な機能を利用する生産技術の開発等に重点を置いた教育研究を行うことにより、生物の存続及び持続、生物の多様性並びに生態系とのバランスのとれた生物生産及び食料増産のための理論の構築ができる高度な専門技術者を養成する。
	環境科学専攻 (4領域)	8人	16人	人間の活動の結果として悪化しつつある自然環境の保全及び修復を図り、自然と人間とが共生し、及び共存した、安心かつ安全で潤いのある地域社会を実現することを目的とした教育研究を行い、この分野の進展に貢献する有為な人材を育成するとともに、多様な分野の専門家と協力して、人間の視点に立って環境及び生物の生態系と人間活動との関わりを解明できる高度な専門技術者を養成する。
	食品科学専攻 (4領域)	8人	16人	農畜水産物を対象に、バイオテクノロジーその他の先端的な科学技術を活用し、食品の新しい製造、加工、貯蔵及び流通のための技術の開発並びに食品の安全性及び機能性を解明するための教育研究を通して、生物の存続及び持続、生物の多様性並びに資源の有限性及び循環性を取り入れた食の安心及び安全を確保するシステムを、地域や社会のために構築することのできる高度な専門技術者を養成する。
	応用生命科学専攻 (4領域)	8人	16人	バイオサイエンス及びバイオテクノロジーを駆使し、生命体が持つ新機能を解明し、その有効利用を環境及び人間心理との調和を図りながら、自然と人類との調和及び融合並びに人類の安定した存続及び持続を目指す教育研究を通じ、植物及び微生物を対象とした有用遺伝子の単離、機能解析及び機能向上を図る能力を持ち、生物資源産業の振興及び地域社会の発展に貢献できる高度専門技術者を養成する。

2 博士後期課程

研究科	専攻（領域数）	入学定員	収容定員	養成する人材像
生物資源環境学研究所	自然人間共生科学専攻（2領域）	4人	12人	人間中心の自然観から脱却し、自然と人間との共生及び共存を追求し、持続可能な社会システムを構築する観点から、地域の生物生産並びに地域環境の維持及び保全に関する基礎的な研究教育を積極的に推進することにより、人類社会に投げかけられた様々な問題を国際的な広い視野から見つめつつ、地域に根ざした課題の解決の方途を追求することのできる、高度な研究能力及び技術開発の能力を持って社会貢献をすることのできる人材を養成する。
	生物機能開発科学専攻（2領域）	4人	12人	人類の安定した存続及び持続を目指す共生及び共存の ^{ことわり} 理の理念に立って、植物及び微生物の未知の有用遺伝子を探索し、遺伝子改変及び遺伝子導入により、資源の枯渇に備えた新しい生物資源を創成するとともに、食品の機能、製造、加工並びに安全及び安心に関する最先端の研究教育を展開することにより、自ら研究課題を考え、かつ、解決する能力を身に付け、地域の産業の振興に指導的な役割を果たし、国際的にも活躍できる高度な研究指導者を養成する。

（修業年限）

第5条 博士課程の修業年限は5年とし、博士前期課程は2年、博士後期課程は3年とする。

（在学期間）

第6条 博士前期課程には、4年を超えて在学することができない。

2 博士後期課程には、6年を超えて在学することができない。

3 前2項の規定にかかわらず、第23条第1項、第24条第1項若しくは第30条第2項の規定により入学した学生又は第25条第1項の規定により転専攻した学生にあっては、それぞれ第23条第2項、第24条第2項若しくは第30条第3項又は第25条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期及び休業日

（学年等に係る大学学則の準用）

第7条 本学大学院の学年、学期及び休業日については、石川県立大学学則（以下「大学学則」という。）第7条から第9条までの規定を準用する。

第3章 教育課程、履修方法等

（教育課程）

第8条 研究科の各専攻における授業科目、単位数、配当年次及びその他授業科目の履修に関し必要な事項は別に定める。

（教育方法の特例）

第9条 研究科においては、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の規定により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(指導教授の指導)

第10条 学生は、履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教授の指導を受けなければならない。

(大学学則の準用)

第11条 単位数の算定、単位の授与、学修の評価及び他の大学に置かれる大学院における授業科目の履修等については、大学学則第11条から第14条までの規定を準用する。この場合において、大学学則第13条第1項中「卒業研究」とあるのは「課題研究」と、大学学則第14条第1項中「他の大学若しくは短期大学（以下「他の大学等」という。）又は高等専門学校」とあるのは「他の大学に置かれる大学院」と、「本学」とあるのは「本学大学院」と、同条第2項中「60単位」とあるのは「15単位」と、同条第3項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学に置かれる大学院」と、「本学」とあるのは「本学大学院」と、「60単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第12条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院又は他の大学に置かれる大学院において履修した授業科目について修得した単位は、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定により認定した単位数で本学大学院において履修した授業科目の単位以外のものは、編入学及び転学の場合を除き、前条において読み替えて準用する大学学則第14条第1項及び第3項の規定により認定する単位数を超えないものとし、かつ、前条第1項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(他の大学院又は試験研究機関における研究指導)

第13条 教育上有益と認めるときは、他の大学に置かれる大学院又は試験研究機関（外国の大学に置かれる大学院又は外国の試験研究機関を含む。以下この項において「他の大学に置かれる大学院等」という。）と協議の上、学生が当該他の大学に置かれる大学院等において必要な研究指導を受けること（以下この条において「特別研究派遣」という。）を認めることができる。

- 2 特別研究派遣の期間は、博士前期課程の学生については1年以内とする。
- 3 特別研究派遣の期間は、本学大学院の修業年限及び在学期間に算入するものとする。

(博士前期課程の修了要件)

第14条 博士前期課程に2年（第23条第1項、第24条第1項若しくは第30条第2項の規定により入学した学生又は第25条第1項の規定により転専攻した学生にあっては、それぞれ第23条第2項、第24条第2項若しくは第30条第3項又は第25条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学して、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査を受けた学生のうち、最終試験に合格した者は、博士前期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を挙げた学生については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 当該博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、前項の修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了要件)

第15条 博士後期課程に3年(第23条第1項、第24条第1項若しくは第30条第2項の規定により入学した学生又は第25条第1項の規定により転専攻した学生にあっては、それぞれ第23条第2項、第24条第2項若しくは第30条第3項又は第25条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学して、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査を受けた学生のうち、最終試験に合格した者は、博士後期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を挙げた学生については、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第19条第2項第2号から第6号までに規定する入学資格により入学した学生のうち、優れた研究業績を挙げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第16条 学長は、第14条第1項の規定により修了を認定した学生に対し修士(生物資源環境学)の学位を、前条第1項の規定により修了を認定した学生に対し博士(生物資源環境学)の学位をそれぞれ授与する。

2 前項に規定するもののほか、別に定めるところにより博士の学位の授与申請をして、博士論文の審査に合格し、かつ、本学博士後期課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者にも、前項と同様の学位を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

(教育職員免許)

第17条 教育職員の免許状を受ける資格(以下この条において「資格」という。)を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

2 本学大学院において資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
生物資源環境学研究科	生産科学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
	環境科学専攻	高等学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	理科
	食品科学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
	応用生命科学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科

第4章 入学、編入学、転学、転専攻、留学、休学、退学、除籍、復学及び再入学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第24条第1項又は第30条第2項の規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

2 前項に定めるもののほか、特に必要と認め学期の始めでの入学を認める者は、学長が別に定める。

(入学資格)

第19条 博士前期課程に入学できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部大臣の指定した者
 - (8) 大学に3年以上在学した者であって、本学大学院が定める所定の単位を優秀な成績で修得したものと認めた者
 - (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 学校教育法第104条第1項の規定による修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学に置かれる大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- （入学志願の手続）
- 第20条 本学大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書に入学検定手数料及び所定の書類を添えて、学長に提出しなければならない。
- （入学者の選考）
- 第21条 入学志願者に対しては、学力検査その他の方法による入学者選考試験を行う。ただし、入学志願者の一部については、学力検査を免除することができる。
- 2 入学者選考試験及び学力検査の免除に関し必要な事項は別に定める。
- （入学手続）
- 第22条 前条第1項に規定する入学者選考試験に合格した者は、所定の期日までに、入学手数料及び所定の書類を添えて、入学の手続をしなければならない。
- 2 学長は、前項に規定する入学の手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(編入学)

第23条 他の大学に置かれる大学院の課程を修了し、若しくは他の大学に置かれる大学院を退学し、又は他の大学に置かれる大学院に在学している入学志願者があるときは、学長は、欠員の状況等により、選考の上、相当年次に編入学を許可することができる。

2 前項の規定により本学大学院に編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

3 第18条本文及び前3条の規定は、編入学について準用する。

(転学)

第24条 他の大学に置かれる大学院から本学大学院に転学を希望する者があるときは、学長は、欠員の状況等により、選考の上、入学を許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けた者が、他の大学に置かれる大学院に在学した年数及び当該他の大学に置かれる大学院において履修した授業科目について修得した単位は、その一部又は全部を本学大学院における在学年数又は本学大学院における授業科目の履修により修得した単位数に通算することができる。

3 他の大学に置かれる大学院が行う入学者の選考のための試験を受けようとする学生及び他の大学に置かれる大学院へ転学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(転専攻)

第25条 学長は、他の専攻への転専攻を志願する学生があるときは、欠員の状況等により、選考の上、転専攻を許可することができる。

2 前項の規定により転専攻を許可された学生の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(留学)

第26条 外国の大学に置かれる大学院に留学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、在学期間に含めることができる。

(休学)

第27条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き3月以上修学することができない学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、病気のため修学に適さないと認められる学生に対し、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学の期間は、博士前期課程及び博士後期課程において、それぞれ引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があると認められるときは、それぞれ1年の範囲内で当該期間を延長することができる。

4 休学の期間は、博士前期課程にあつては通算して2年、博士後期課程にあつては通算して3年を超えることができない。

5 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第28条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第29条 学長は、次のいずれかに該当する学生を、除籍することができる。

- (1) 在学期間又は休学の期間を経過した者
- (2) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促してもなお納付しない者
- (3) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(復学及び再入学)

第30条 休学の理由が消滅したこと、又は休学の期間が満了したことにより復学しようとする学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 退学又は除籍の理由が消滅したことにより再入学を希望する者は、退学又は除籍の日から3年以内に限り、学長の許可を受けて再入学することができる。

3 前項の規定により本学大学院に再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第5章 授業料等

(授業料等の額及び徴収方法)

第31条 本学大学院の入学検定手数料、入学手数料及び授業料の額並びにその徴収の方法は、別に定める。

第6章 職員組織

(職員)

第32条 本学大学院に、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに職員を置き、石川県立大学の職員をもって充てる。

(研究科長)

第33条 研究科に研究科長を置く。

(研究科会議の設置等)

第34条 研究科に研究科会議を置く。

2 研究科会議は、学長、研究科長及び研究科の授業を担当する教授をもって組織する。ただし、研究科長は、必要があると認めるときは、研究科の授業を担当する准教授、専任の講師及び助教を研究科会議の組織に加えることができる。

3 研究科会議は、本学大学院に関する次に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 研究科会議は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べるができる。

5 前2項に定めるもののほか、研究科会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第35条 学長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第36条 学長は、この規程その他本学大学院の定める規程に違反し、又は学生の本分に反する行為を行った学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく授業に出席しない者

(4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、在学期間に算入する。

5 前各項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員及び外国人留学生

第37条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員及び外国人留学生については、大学学則第51条から第55条まで及び第57条の規定を準用する。この場合において、大学学則第51条及び第52条中「本学」とあるのは「本学大学院」と、「教授会」とあるのは「研究科会議」と、大学学則第53条中「他の大学等又は高等専門学校」とあるのは「他の大学に置かれる大学院」と、「本学」とあるのは「本学大学院」と、「教授会」とあるのは「研究科会議」と、大学学則第54条及び第55条中「本学」とあるのは「本学大学院」と、「教授会」とあるのは「研究科会議」と、大学学則第57条中「大学」とあるのは「大学に置かれる大学院」と、「本学」とあるのは「本学大学院」と、「教授会」とあるのは「研究科会議」と、大学学則第58条中「第51条から前条まで」とあるのは「第51条から第54条まで及び第57条」と、「実習生及び」とあるのは「及び」と、読み替えるものとする。

第9章 共同研究等及び寄附講座

(共同研究等)

第38条 本学大学院の学術研究に資するため、民間企業その他の機関（以下「民間企業等」という。）の研究者との共同研究、民間企業等からの受託研究等を行うことができる。

2 共同研究、受託研究等に関し必要な事項は別に定める。

(寄附講座)

第39条 学長は、本学大学院の教育研究に資するため、民間企業等からの寄附により、寄附講座を開設することができる。

2 寄附講座に関し必要な事項は別に定める。

第10章 自己評価

第40条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学大学院における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価（次項において「自己評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

第11章 雑則

(委任)

第41条 この規程に定めるもののほか、本学大学院の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

なお、この改正前から在学する者に対しては、「腸内細菌共生機構学特論」の新設を除き改正前の規定を引き続き適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この改正以前から在学する者が、「科学技術史」(単位数2)若しくは「科学技術倫理」(単位数2)のいずれかを履修する場合、平成25年度までに修得していない改正前の「科学技術史」(単位数1)または「科学技術倫理」(単位数1)若しくは、その両方の科目に読み替える。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

なお、第8条第1項に規定する別表第1及び別表第2の改正については、この改正以前から在学する者及び再入学生に対しては、改正前の規定を引き続き適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

1 生物資源環境学研究科生産科学専攻

区分	授業科目	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
研究科共通科目	科学技術史	1・2		2	
	科学技術倫理	(隔年)		2	
	Advanced Course of Food Science	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅰ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅱ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅲ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅳ	1		2	
	生物資源環境地域ビジネス論Ⅰ	1・2		1	
	生物資源環境地域ビジネス論Ⅱ	(隔年)		1	
小計(9科目)	—	0	16	0	
専攻専門科目	生産科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	生産科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物分子機能学特論			2	
	植物生産機能調節論	1・2		2	
	動物資源特論	(隔年)		2	
	資源管理特論			2	
	生産科学演習Ⅰ	1、2		2、2	
	生産科学演習Ⅱ	1、2		2、2	
	生産科学演習Ⅲ	1、2		2、2	
	生産科学演習Ⅳ	1、2		2、2	
	生産科学課題研究(研究指導)	1、2	10		
	小計(11科目)	—	10	26	0
他専攻専門科目	環境科学専攻専門科目				
	環境科学特別講義Ⅰ	1、2		1	
	環境科学特別講義Ⅱ	1、2		1	
	環境分析学特論			2	
	生物環境保全学特論	1・2		2	
	生産環境管理学特論	(隔年)		2	
	地域環境システム学特論			2	
	食品科学専攻専門科目				
	食品科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	食品科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	生体分子機能学特論			2	
	食品製造学特論	1・2		2	
	食品機能学特論	(隔年)		2	
	食品安全学特論			2	
	応用生命科学専攻専門科目				
	応用生命科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	応用生命科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物遺伝子機能学特論	1		2	
	植物細胞育種学特論	1		2	
	応用微生物学特論	1		2	
腸内細菌共生機構学特論*注	1		2		
環境生物システム学特論	1		2		
小計(19科目)	—	0	32	0	
合計(39科目)	—	10	74	0	

(修了要件及び履修方法)
講義16単位以上、演習4単位以上、生産科学課題研究(研究指導)10単位を含め、30単位以上を修得すること。ただし、講義16単位以上には専攻専門科目のうちから6単位以上を含むこと。さらに、研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること
注：腸内細菌共生機構学特論は平成26年度から平成30年度の期間開講し、以降は開講しない。

2 生物資源環境学研究科環境科学専攻

区分	授業科目	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
研究科共通科目	科学技術史	1・2		2	
	科学技術倫理	(隔年)		2	
	Advanced Course of Food Science	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅰ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅱ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅲ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅳ	1		2	
	生物資源環境地域ビジネス論Ⅰ	1・2		1	
	生物資源環境地域ビジネス論Ⅱ	(隔年)		1	
小計(9科目)	—	0	16	0	
専攻専門科目	環境科学特別講義Ⅰ	1、2		1	
	環境科学特別講義Ⅱ	1、2		1	
	環境分析学特論			2	
	生物環境保全学特論	1・2		2	
	生産環境管理学特論	(隔年)		2	
	地域環境システム学特論			2	
	環境科学演習Ⅰ	1、2		2、2	
	環境科学演習Ⅱ	1、2		2、2	
	環境科学演習Ⅲ	1、2		2、2	
	環境科学演習Ⅳ	1、2		2、2	
	環境科学課題研究(研究指導)	1、2	10		
	小計(11科目)	—	10	26	0
他専攻専門科目	生産科学専攻専門科目				
	生産科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	生産科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物分子機能学特論			2	
	植物生産機能調節論	1・2		2	
	動物資源特論	(隔年)		2	
	資源管理特論			2	
	食品科学専攻専門科目				
	食品科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	食品科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	生体分子機能学特論			2	
	食品製造学特論			2	
	食品機能学特論	1・2		2	
	食品安全学特論	(隔年)		2	
	応用生命科学専攻専門科目				
	応用生命科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	応用生命科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物遺伝子機能学特論	1		2	
	植物細胞育種学特論	1		2	
応用微生物学特論	1		2		
腸内細菌共生機構学特論*注	1		2		
環境生物システム学特論	1		2		
小計(19科目)	—	0	32	0	
合計(39科目)	—	10	74	0	
<p>(修了要件及び履修方法)</p> <p>講義16単位以上、演習4単位以上、環境科学課題研究(研究指導)10単位を含め、30単位以上を修得すること。ただし、講義16単位以上には専攻専門科目のうちから8単位以上を含むこと。さらに、研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。</p> <p>注：腸内細菌共生機構学特論は平成26年度から平成29年度の期間開講し、以降は開講しない。</p>					

3 生物資源環境学研究科食品科学専攻

区分	授業科目	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
研究科共通科目	科学技術史	1・2		2	
	科学技術倫理	(隔年)		2	
	Advanced Course of Food Science	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅰ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅱ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅲ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅳ	1		2	
	生物資源環境地域ビジネス論Ⅰ	1・2		1	
	生物資源環境地域ビジネス論Ⅱ	(隔年)		1	
小計(9科目)	—	0	16	0	
専攻専門科目	食品科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	食品科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	生体分子機能学特論			2	
	食品製造学特論	1・2		2	
	食品機能学特論	(隔年)		2	
	食品安全学特論			2	
	食品科学演習Ⅰ	1、2		2、2	
	食品科学演習Ⅱ	1、2		2、2	
	食品科学演習Ⅲ	1、2		2、2	
	食品科学演習Ⅳ	1、2		2、2	
	食品科学課題研究(研究指導)	1、2	10		
小計(11科目)	—	10	26	0	
他専攻専門科目	生産科学専攻専門科目				
	生産科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	生産科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物分子機能学特論			2	
	植物生産機能調節論	1・2		2	
	動物資源特論	(隔年)		2	
	資源管理特論			2	
	環境科学専攻専門科目				
	環境科学特別講義Ⅰ	1、2		1	
	環境科学特別講義Ⅱ	1、2		1	
	環境分析学特論			2	
	生物環境保全学特論	1・2		2	
	生産環境管理学特論	(隔年)		2	
	地域環境システム学特論			2	
	応用生命科学専攻専門科目				
	応用生命科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	応用生命科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物遺伝子機能学特論	1		2	
	植物細胞育種学特論	1		2	
応用微生物学特論	1		2		
腸内細菌共生機構学特論*注	1		2		
環境生物システム学特論	1		2		
小計(19科目)	—	0	32	0	
合計(39科目)	—	10	74	0	
<p>(修了要件及び履修方法)</p> <p>講義16単位以上、演習4単位以上、食品科学課題研究(研究指導)10単位を含め、30単位以上を修得すること。ただし、講義16単位以上には専攻専門科目のうちから8単位以上を含むこと。さらに、研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。</p> <p>注：腸内細菌共生機構学特論は平成26年度から平成29年度の期間開講し、以降は開講しない。</p>					

4 生物資源環境学研究科応用生命科学専攻

区分	授業科目	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
研究科共通科目	科学技術史	1・2		2	
	科学技術倫理	(隔年)		2	
	Advanced Course of Food Science	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅰ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅱ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅲ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅳ	1		2	
	生物資源環境地域ビジネス論Ⅰ	1・2		1	
	生物資源環境地域ビジネス論Ⅱ	(隔年)		1	
小計(9科目)	—	0	16	0	
専攻専門科目	応用生命科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	応用生命科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物遺伝子機能学特論	1		2	
	植物細胞育種学特論	1		2	
	応用微生物学特論	1		2	
	腸内細菌共生機構学特論*注	1		2	
	環境生物システム学特論	1		2	
	応用生命科学演習Ⅰ	1、2		2、2	
	応用生命科学演習Ⅱ	1、2		2、2	
	応用生命科学演習Ⅲ	1、2		2、2	
	応用生命科学演習Ⅳ	1、2		2、2	
	応用生命科学課題研究(研究指導)	1、2	10		
	小計(12科目)	—	10	28	0
他専攻専門科目	生産科学専攻専門科目				
	生産科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	生産科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物分子機能学特論			2	
	植物生産機能調節論	1・2		2	
	動物資源特論	(隔年)		2	
	資源管理特論			2	
	環境科学専攻専門科目				
	環境科学特別講義Ⅰ	1、2		1	
	環境科学特別講義Ⅱ	1、2		1	
	環境分析学特論			2	
	生物環境保全学特論	1・2		2	
	生産環境管理学特論	(隔年)		2	
	地域環境システム学特論			2	
	食品科学専攻専門科目				
	食品科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	食品科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	生体分子機能学特論			2	
食品製造学特論	1・2		2		
食品機能学特論	(隔年)		2		
食品安全学特論			2		
小計(18科目)	—	0	30	0	
合計(39科目)	—	10	74	0	
<p>(修了要件及び履修方法)</p> <p>講義16単位以上、演習4単位以上、応用生命科学課題研究(研究指導)10単位を含め、30単位以上を修得すること。ただし、講義16単位以上には専攻専門科目のうちから8単位以上を含むこと。さらに、研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。</p> <p>注：腸内細菌共生機構学特論は平成26年度から平成29年度の期間開講し、以降は開講しない。</p>					

別表第2（第8条関係）

1 生物資源環境学研究科自然人間共生科学専攻

区分	授業科目	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
研究科共通	科学技術史	1・2			2
	科学技術倫理	(隔年)			2
	Advanced Course of Food Science	1			2
	生物資源環境学特論Ⅰ	1			2
	生物資源環境学特論Ⅱ	1			2
	生物資源環境学特論Ⅲ	1			2
	生物資源環境学特論Ⅳ	1			2
	生物資源環境地域ビジネス論Ⅰ	1・2			1
	生物資源環境地域ビジネス論Ⅱ	(隔年)			1
小計（9科目）	—	0	0	16	
専攻 専門 科目	自然人間共生科学演習Ⅰ	1、2、3		6	
	自然人間共生科学演習Ⅱ	1、2、3		6	
	自然人間共生科学課題研究（研究指導）	1、2、3	10		
	小計（3科目）	—	10	12	0
博士 前期 課程 専攻 専門 科目	生産科学専攻 M 専門科目				
	生産科学特別講義Ⅰ	1・2			1
	生産科学特別講義Ⅱ	(隔年)			1
	植物分子機能学特論				2
	植物生産機能調節論	1・2			2
	動物資源特論	(隔年)			2
	資源管理特論				2
	環境科学専攻 M 専門科目				
	環境科学特別講義Ⅰ	1、2			1
	環境科学特別講義Ⅱ	1、2			1
	環境分析学特論				2
	生物環境保全学特論	1・2			2
	生産環境管理学特論	(隔年)			2
	地域環境システム学特論				2
	食品科学専攻 M 専門科目				
	食品科学特別講義Ⅰ	1・2			1
	食品科学特別講義Ⅱ	(隔年)			1
	生体分子機能学特論				2
	食品製造学特論	1・2			2
	食品機能学特論	(隔年)			2
	食品安全学特論				2
	応用生命科学専攻 M 専門科目				
	応用生命科学特別講義Ⅰ	1・2			1
	応用生命科学特別講義Ⅱ	(隔年)			1
	植物遺伝子機能学特論				2
植物細胞育種学特論	1			2	
応用微生物学特論	1			2	
腸内細菌共生機構学特論*注	1			2	
環境生物システム学特論	1			2	
小計（25科目）	—	0	0	42	
合計（37科目）	—	10	12	58	
（修了要件及び履修方法）					
演習6単位以上、自然人間共生科学課題研究（研究指導）10単位、合計16単位以上を修得すること。さらに、研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。博士前期課程における未履修の授業科目を自由科目として履修してもよいが、修了要件の単位としては認めない。					
注：腸内細菌共生機構学特論は平成26年度から平成29年度の期間開講し、以降は開講しない。					

2 生物資源環境学研究科生物機能開発科学専攻

区分	授業科目	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
研究科共通科目	科学技術史	1・2			2
	科学技術倫理	(隔年)			2
	Advanced Course of Food Science	1			2
	生物資源環境学特論Ⅰ	1			2
	生物資源環境学特論Ⅱ	1			2
	生物資源環境学特論Ⅲ	1			2
	生物資源環境学特論Ⅳ	1			2
	生物資源環境地域ビジネス論Ⅰ	1・2			1
	生物資源環境地域ビジネス論Ⅱ	(隔年)			1
小計(9科目)	—	0	0	16	
専攻専門科目	生物機能開発科学演習Ⅰ	1、2、3		6	
	生物機能開発科学演習Ⅱ	1、2、3		6	
	生物機能開発科学課題研究(研究指導)	1、2、3	10		
	小計(3科目)	—	10	12	0
博士前期課程専攻専門科目	生産科学専攻 M 専門科目				
	生産科学特別講義Ⅰ	1・2			1
	生産科学特別講義Ⅱ	(隔年)			1
	植物分子機能学特論				2
	植物生産機能調節論	1・2			2
	動物資源特論	(隔年)			2
	資源管理特論				2
	環境科学専攻 M 専門科目				
	環境科学特別講義Ⅰ	1、2			1
	環境科学特別講義Ⅱ	1、2			1
	環境分析学特論				2
	生物環境保全学特論	1・2			2
	生産環境管理学特論	(隔年)			2
	地域環境システム学特論				2
	食品科学専攻 M 専門科目				
	食品科学特別講義Ⅰ	1・2			1
	食品科学特別講義Ⅱ	(隔年)			1
	生体分子機能学特論				2
	食品製造学特論	1・2			2
	食品機能学特論	(隔年)			2
	食品安全学特論				2
	応用生命科学専攻 M 専門科目				
	応用生命科学特別講義Ⅰ	1・2			1
	応用生命科学特別講義Ⅱ	(隔年)			1
	植物遺伝子機能学特論	1			2
植物細胞育種学特論	1			2	
応用微生物学特論	1			2	
腸内細菌共生機構学特論*注	1			2	
環境生物システム学特論	1			2	
小計(25科目)	—	0	0	42	
合計(37科目)	—	10	12	58	
<p>(修了要件及び履修方法)</p> <p>演習6単位以上、生物機能開発科学課題研究(研究指導)10単位、合計16単位以上を修得すること。さらに、研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。博士前期課程における未履修の授業科目を自由科目として履修してもよいが、修了要件の単位としては認めない。</p> <p>注：腸内細菌共生機構学特論は平成26年度から平成29年度の期間開講し、以降は開講しない。</p>					

学期の始めでの入学を認める者に関する取扱要綱

第1条 この要綱は、石川県立大学大学院学則第18条第2項の規定に基づき、学期の始めでの入学を認める者に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 学期の始めでの入学を認める者は、石川県立大学大学院入学者選考規程により合格と決定した次の者で、学長が特に必要と認める者とする。

- 一 博士前期課程に入学する国費留学生
- 二 博士前期課程に入学する外国政府派遣留学生
- 三 博士前期課程に入学する国際協力機構派遣留学生
- 四 博士前期課程に入学する企業及び団体等に所属する者
- 五 博士後期課程に入学する国費留学生
- 六 博士後期課程に入学する外国政府派遣留学生
- 七 博士後期課程に入学する国際協力機構派遣留学生
- 八 博士後期課程に入学する企業及び団体等に所属する者

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条第4項の規定に基づき、研究科会議の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(議長)

第2条 研究科会議の議長は、研究科長とする。

2 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長の指名する教授がその職務を代理する。

(会議)

第3条 研究科会議は、研究科長が必要と認めるときに開くことができる。

2 研究科長は、研究科会議の構成員の3分の1以上の者から議案を附して研究科会議の招集の要求があるときは、会議を開かなければならない。

(定足数)

第4条 研究科会議は、構成員（ただし、休職中の者及び1ヶ月以上の長期にわたる研修又は休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第5条 研究科会議の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、大学院学則第36条第3項に掲げる事項、その他研究科会議が特に重要と認めた事項については、出席構成員の3分の2以上で決する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、研究科会議の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

2 大学事務局長は、会議に出席し、議事について発言することができる。

(専門部会等)

第7条 研究科会議は、専門の事項を調査し、又は審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究科会議の委員の中から互選された者

(2) 本学の専任教員の中から研究科長が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、研究科長が指名する。

4 専門部会は、調査審議した結果を研究科会議に報告するものとする。

5 研究科長は、必要に応じ、研究科の授業を担当する教授、准教授、及び専任の講師による会議を開催するものとする。

(議事録)

第8条 研究科会議は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 研究科会議の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第10条 大学院学則及びこの規程に定めるもののほか、研究科会議の運営に関し必要な事項

は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが
必要なものとして学長が定めるもの

平成 27 年 2 月 1 日
石川県立大学学長決定

石川県立大学大学院学則第 3 4 条第 3 項第 3 号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なもの」を、次のとおり定める。

- 1 教育課程の編成に関する事項
- 2 教育研究業績の審査に関する事項
- 3 学生の学修の評価及び単位の修得の認定に関する事項
- 4 学生の懲戒及び除籍に関する事項
- 5 学生の退学、転学、留学、休学及び復学に関する事項
- 6 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、研究生、研修員、実習生及び外国人留学生に関する事項
- 7 学生又は学生団体の表彰に関する事項

(趣旨)

第 1 条 この規程は、石川県立大学大学院学則第 4 1 条の規定に基づき、石川県立大学大学院（以下「本学大学院」という。）研究科長の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第 2 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に研究科長候補者の選考を行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき
- (2) 研究科長が辞任を申し出たとき
- (3) 研究科長が欠員となったとき

2 研究科長候補者の選考は、前項第 1 号に該当する場合にあっては任期満了の 2 月以前に、同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(研究科長の資格)

第 3 条 研究科長は、本学大学院の専任の教授でなければならない。

(選考の方法)

第 4 条 学長は、教育研究審議会の議を経て、研究科長候補者の選考を行うものとする。

(任用の申出)

第 5 条 学長は、前条の規定により研究科長候補者を決定したときは、研究科長の任用を理事長に申し出なければならない。

(任期)

第 6 条 研究科長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて 6 年を超えて在任することはできない。

2 第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事由により選考された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学大学院学則第41条の規定に基づき石川県立大学大学院生物資源環境学研究科（以下「研究科」という。）の専攻長の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(専攻長の設置)

第2条 各専攻に専攻長を置く。

(専攻長の任務)

第3条 専攻長は学長の命を受け、研究科内相互の連携による本学の総合的な運営と専攻内の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を担当する。

- (1) 専攻の総括に関すること。
- (2) 専攻内の意見の取りまとめ及び調整に関すること。
- (3) 他専攻との連絡調整に関すること。

(専攻長の任命)

第4条 博士前期課程の専攻長は、生物資源環境学部生産科学科長が生産科学専攻長を、環境科学科長が環境科学専攻長を、食品科学科長が食品科学専攻長を、附属生物資源工学研究所長が応用生命科学専攻長を兼務することとし、学長が任命する。

2 博士後期課程の専攻長は、生物資源環境学部生産科学科長又は環境科学科長が自然人間共生科学専攻長を、食品科学科長又は附属生物資源工学研究所長が生物機能開発科学専攻長を兼務することとし、学長が任命する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 石川県立大学大学院生物資源環境学研究科の指導教員の選考に関しては、この規程の定めるところによる。

(指導教員とその役割)

第2条 指導教員とは、主指導教員及び副指導教員をいい、以下の各号に該当する役割を担う。

(1) 主指導教員は、学生の履修指導及び研究指導を担当する。

(2) 副指導教員は主指導教員と協力し、学生の履修指導及び研究指導を行う。

(指導教員の決定)

第3条 専攻長は、それぞれの課程の学生ごとに、所属する領域の教員のうちから主指導教員1名、所属する領域または関連領域の教員のうちから副指導教員2名以上を選考し、研究科長に届け出るものとする。

2 研究科長は、専攻長から届け出のあった主指導教員及び副指導教員について学長に報告し、学長の承認を得なければならない。

(指導教員の変更)

第4条 専攻長は、主指導教員及び副指導教員を変更する場合は、別記様式1により研究科長に届け出るものとする。

2 前項の変更届けは、前条第2項を準用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月11日から施行する。

平成 年 月 日

指導教員変更届

研究科長殿

〇〇〇科学専攻

専攻長

印

以下のとおり指導教員を変更したいので届出いたします。

領域	学籍番号	学生氏名	主副の別	新 指導教員名	旧 指導教員名	変更理由
			主・副			
			主・副			
			主・副			
			主・副			
			主・副			
			主・副			
			主・副			
			主・副			
			主・副			
			主・副			
			主・副			

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第8条第2項の規定に基づき、授業科目の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び履修方法)

第2条 研究科の各専攻における授業科目、単位数及び履修方法は、博士前期課程に会っては別表1、博士後期課程にあつては別表2のとおりとする。

(教職課程)

第3条 教育職員の免許状を受ける資格を修得しようとする場合の教科に関する専門教育科目に該当する授業科目は、別表3から別表6のとおりとする。

(履修登録)

第4条 学生は、学期ごとに履修する授業科目を定め、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録後は、授業科目を変更又は取消すことはできない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合で学長が承認したときは、この限りでない。

(履修禁止)

第5条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 履修登録していない授業科目
- (2) 授業時間が重複する授業科目
- (3) 既に単位を修得した授業科目

(試験)

第6条 定期試験は、その授業の開講時期の末に期間を定めて行う。ただし、授業科目によっては、随時試験を行うことができる。

2 前項の試験は、筆記、口述、レポート、実技、実習等の方法により行う。

3 授業科目の出席時間数が全授業時間数の3分の2に満たない学生は、当該授業科目の試験を受けることができない。

(試験成績の判定)

第7条 大学院学則第11条の規定により準用する大学学則第13条第3項の判定は、次表に掲げる基準により行う。この場合において、満点は100点とする。

評価	評点	基準
優・A	80点以上	到達目標を上回って達成できている
良・B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている
可・C	60点以上70点未満	最低限の到達目標を達成できている
不可・D	60点未満	最低限の到達目標を達成できていない

2 試験の成績はすべて学籍簿に記載するものとする。

3 学生が自分の成績評価に異議がある場合に内容の確認を願い出ることができる。なお、その手続については別途定める。

(追試験)

第8条 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることのできなかつた者に対し

ては、追試験を行うことができる。

- 2 前項の追試験を希望する者は、医師の診断書等前項の事由を証明する書類を添付し、当該科目の試験終了後、所定の期日までに追試験願（別記様式第1号）を研究科長に提出しなければならない。

（再試験）

第9条 試験を受験して不合格となった者に対しては、再度の試験は行わない。ただし、やむを得ない理由により必要と認める場合は、再試験を行うことができる。

- 2 前項の再試験を希望する者は、所定の期日までに再試験願（別記様式第2号）を提出しなければならない。

- 3 前項の再試験願の提出については、前条第2項を準用する。

（不正行為）

第10条 試験において不正行為をした者は、大学院学則第36条第2項の規定による懲戒処分のほか、当該学期に実施するすべての試験を無効とする。

（再履修）

第11条 単位の修得が認められなかった授業科目につき、翌年度以降において単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、再履修することができる。

（既修得単位の認定等）

第12条 大学院学則第12条第1項の規定により、本学大学院に入学する前に本学大学院又は他の大学院において修得した単位の認定を受けようとする学生は、既修得単位認定願（別記様式第3号）を所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、研究科長は学長に報告し、学長の認定を得なければならない。

- 3 前項の規定により単位の認定を受けた学生には、所定の単位を与える。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第13条 大学院学則第11条の規定により準用する大学学則第14条の規定により、他の大学に置かれる大学院において科目履修及び単位修得を希望する学生は、事前に本学の承認を得るとともに、受入大学等が定める手続に従うものとする。

（学部開設の授業科目の履修等）

第14条 学部開設の授業科目の履修を希望する学生は、教育・研究に支障のない範囲で、授業科目の履修を認める。ただし、石川県立大学大学院生の学部科目等履修に関する内規（平成23年法人規程第77号）に定める手続を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

なお、第2条に規定する別表第1及び別表第2の改正並びに第3条に規定する別表第3

から別表第 4 までの改正については、この改正以前から在学する者及び再入学生に対しては、「生産環境管理学特論」は「水環境管理学特論」、「環境分析学特論」は「田園資源活用学特論」、「理域環境システム学特論」は「里山里海創生学特論」と読み替える。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

1 生物資源環境学研究科生産科学専攻

区分	授業科目	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
研究科共通科目	科学技術史	1・2		2	
	科学技術倫理	(隔年)		2	
	Advanced Course of Food Science	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅰ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅱ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅲ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅳ	1		2	
	生物資源環境地域ビジネス論	1・2		2	
		(隔年)			
小計 (9科目)	—	0	16	0	
専攻専門科目	生産科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	生産科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物分子機能学特論			2	
	植物生産機能調節論	1・2		2	
	動物資源特論	(隔年)		2	
	資源管理特論			2	
	生産科学演習Ⅰ	1、2		2、2	
	生産科学演習Ⅱ	1、2		2、2	
	生産科学演習Ⅲ	1、2		2、2	
	生産科学演習Ⅳ	1、2		2、2	
	生産科学課題研究 (研究指導)	1、2	10		
	小計 (11科目)	—	10	26	0
他専攻専門科目	環境科学専攻専門科目				
	環境科学特別講義Ⅰ	1、2		1	
	環境科学特別講義Ⅱ	1、2		1	
	田園資源活用学特論			2	
	生物環境保全学特論	1・2		2	
	水環境管理学特論	(隔年)		2	
	里山里海創生学特論			2	
	食品科学専攻専門科目				
	食品科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	食品科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	生体分子機能学特論			2	
	食品製造学特論	1・2		2	
	食品機能学特論	(隔年)		2	
	食品安全学特論			2	
	応用生命科学専攻専門科目				
	応用生命科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	応用生命科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物遺伝子機能学特論			2	
	植物細胞育種学特論	1・2		2	
	応用微生物学特論	(隔年)		2	
	環境生物システム学特論			2	
小計 (19科目)	—	0	32	0	
合計 (39科目)	—	10	74		
(修了要件及び履修方法)					
講義16単位以上、演習4単位以上、生産科学課題研究 (研究指導) 10単位を含め、30単位以上を修得すること。ただし、講義16単位以上には専攻専門科目のうちから6単位以上を含むこと。さらに、研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること					

2 生物資源環境学研究科環境科学専攻

区分	授業科目	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
研究科共通科目	科学技術史	1・2		2	
	科学技術倫理	(隔年)		2	
	Advanced Course of Food Science	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅰ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅱ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅲ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅳ	1		2	
	生物資源環境地域ビジネス論	1・2		2	
		(隔年)			
小計(9科目)	—	0	16	0	
専攻専門科目	環境科学特別講義Ⅰ	1、2		1	
	環境科学特別講義Ⅱ	1、2		1	
	田園資源活用学特論			2	
	生物環境保全学特論	1・2		2	
	水環境管理学特論	(隔年)		2	
	里山里海創生学特論			2	
	環境科学演習Ⅰ	1、2		2、2	
	環境科学演習Ⅱ	1、2		2、2	
	環境科学演習Ⅲ	1、2		2、2	
	環境科学演習Ⅳ	1、2		2、2	
	環境科学課題研究(研究指導)	1、2	10		
	小計(11科目)	—	10	26	0
他専攻専門科目	生産科学専攻専門科目				
	生産科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	生産科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物分子機能学特論			2	
	植物生産機能調節論	1・2		2	
	動物資源特論	(隔年)		2	
	資源管理特論			2	
	食品科学専攻専門科目				
	食品科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	食品科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	生体分子機能学特論			2	
	食品製造学特論	1・2		2	
	食品機能学特論	(隔年)		2	
	食品安全学特論			2	
	応用生命科学専攻専門科目				
	応用生命科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	応用生命科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物遺伝子機能学特論			2	
	植物細胞育種学特論	1・2		2	
	応用微生物学特論	(隔年)		2	
環境生物システム学特論			2		
小計(19科目)	—	0	32	0	
合計(39科目)	—	10	74	0	
<p>(修了要件及び履修方法)</p> <p>講義16単位以上、演習4単位以上、環境科学課題研究(研究指導)10単位を含め、30単位以上を修得すること。ただし、講義16単位以上には専攻専門科目のうちから8単位以上を含むこと。さらに、研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。</p>					

3 生物資源環境学研究科食品科学専攻

区分	授業科目	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
研究科共通科目	科学技術史	1・2		2	
	科学技術倫理	(隔年)		2	
	Advanced Course of Food Science	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅰ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅱ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅲ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅳ	1		2	
	生物資源環境地域ビジネス論	1・2		2	
		(隔年)			
小計(9科目)	—	0	16	0	
専攻専門科目	食品科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	食品科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	生体分子機能学特論			2	
	食品製造学特論	1・2		2	
	食品機能学特論	(隔年)		2	
	食品安全学特論			2	
	食品科学演習Ⅰ	1、2		2、2	
	食品科学演習Ⅱ	1、2		2、2	
	食品科学演習Ⅲ	1、2		2、2	
	食品科学演習Ⅳ	1、2		2、2	
	食品科学課題研究(研究指導)	1、2	10		
	小計(11科目)	—	10	26	0
他専攻専門科目	生産科学専攻専門科目				
	生産科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	生産科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物分子機能学特論			2	
	植物生産機能調節論	1・2		2	
	動物資源特論	(隔年)		2	
	資源管理特論			2	
	環境科学専攻専門科目				
	環境科学特別講義Ⅰ	1、2		1	
	環境科学特別講義Ⅱ	1、2		1	
	田園資源活用学特論			2	
	生物環境保全学特論	1・2		2	
	水環境管理学特論	(隔年)		2	
	里山里海創生学特論			2	
	応用生命科学専攻専門科目				
	応用生命科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	応用生命科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物遺伝子機能学特論			2	
	植物細胞育種学特論	1・2		2	
	応用微生物学特論	(隔年)		2	
環境生物システム学特論			2		
小計(19科目)	—	0	32	0	
合計(39科目)	—	10	74	0	

(修了要件及び履修方法)
 講義16単位以上、演習4単位以上、食品科学課題研究(研究指導)10単位を含め、30単位以上を修得すること。ただし、講義16単位以上には専攻専門科目のうちから8単位以上を含むこと。さらに、研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。

4 生物資源環境学研究科応用生命科学専攻

区分	授業科目	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
研究科共通科目	科学技術史	1・2		2	
	科学技術倫理	(隔年)		2	
	Advanced Course of Food Science	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅰ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅱ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅲ	1		2	
	生物資源環境学特論Ⅳ	1		2	
	生物資源環境地域ビジネス論	1・2		2	
		(隔年)			
小計 (9科目)	—	0	16	0	
専攻専門科目	応用生命科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	応用生命科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物遺伝子機能学特論			2	
	植物細胞育種学特論	1・2		2	
	応用微生物学特論	(隔年)		2	
	環境生物システム学特論			2	
	応用生命科学演習Ⅰ	1、2		2、2	
	応用生命科学演習Ⅱ	1、2		2、2	
	応用生命科学演習Ⅲ	1、2		2、2	
	応用生命科学演習Ⅳ	1、2		2、2	
	応用生命科学課題研究 (研究指導)	1、2			
			10		
小計 (12科目)	—	10	28	0	
他専攻専門科目	生産科学専攻専門科目				
	生産科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	生産科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	植物分子機能学特論			2	
	植物生産機能調節論	1・2		2	
	動物資源特論	(隔年)		2	
	資源管理特論			2	
	環境科学専攻専門科目				
	環境科学特別講義Ⅰ	1、2		1	
	環境科学特別講義Ⅱ	1、2		1	
	田園資源活用学特論			2	
	生物環境保全学特論	1・2		2	
	水環境管理学特論	(隔年)		2	
	里山里海創生学特論			2	
	食品科学専攻専門科目				
	食品科学特別講義Ⅰ	1・2		1	
	食品科学特別講義Ⅱ	(隔年)		1	
	生体分子機能学特論			2	
食品製造学特論	1・2		2		
食品機能学特論	(隔年)		2		
食品安全学特論			2		
小計 (18科目)	—	0	30	0	
合計 (39科目)	—	10	74	0	
(修了要件及び履修方法)					
講義16単位以上、演習4単位以上、応用生命科学課題研究 (研究指導) 10単位を含め、30単位以上を修得すること。ただし、講義16単位以上には専攻専門科目のうちから8単位以上を含むこと。さらに、研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。					

別表第2 (第2条関係)

1 生物資源環境学研究科自然人間共生科学専攻

区分	授業科目	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
研究科共通	科学技術史	1・2			2
	科学技術倫理	(隔年)			2
	Advanced Course of Food Science	1			2
	生物資源環境学特論Ⅰ	1			2
	生物資源環境学特論Ⅱ	1			2
	生物資源環境学特論Ⅲ	1			2
	生物資源環境学特論Ⅳ	1			2
	生物資源環境地域ビジネス論	1・2			2
	(隔年)				
	小計 (9科目)	—	0	0	16
専攻 専門 科目	自然人間共生科学演習Ⅰ	1、2、3		6	
	自然人間共生科学演習Ⅱ	1、2、3		6	
	自然人間共生科学課題研究(研究指導)	1、2、3	10		
	小計 (3科目)	—	10	12	0
博士前期課程 専攻専門科目	生産科学専攻 M 専門科目				
	生産科学特別講義Ⅰ	1・2			1
	生産科学特別講義Ⅱ	(隔年)			1
	植物分子機能学特論				2
	植物生産機能調節論	1・2			2
	動物資源特論	(隔年)			2
	資源管理特論				2
	環境科学専攻 M 専門科目				
	環境科学特別講義Ⅰ	1、2			1
	環境科学特別講義Ⅱ	1、2			1
	田園資源活用学特論				2
	生物環境保全学特論	1・2			2
	水環境管理学特論	(隔年)			2
	山裡海創生学特論				2
	食品科学専攻 M 専門科目				
	食品科学特別講義Ⅰ	1・2			1
	食品科学特別講義Ⅱ	(隔年)			1
	生体分子機能学特論				2
	食品製造学特論	1・2			2
	食品機能学特論	(隔年)			2
	食品安全学特論				2
	応用生命科学専攻 M 専門科目				
	応用生命科学特別講義Ⅰ	1・2			1
	応用生命科学特別講義Ⅱ	(隔年)			1
	植物遺伝子機能学特論				2
植物細胞育種学特論	1・2			2	
応用微生物学特論	(隔年)			2	
環境生物システム学特論				2	
	小計 (25科目)	—	0	0	42
合計 (37科目)		—	10	12	58
(修了要件及び履修方法)					
演習6単位以上、自然人間共生科学課題研究(研究指導)10単位、合計16単位以上を修得すること。さらに、研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。博士前期課程における未履修の授業科目を自由科目として履修してもよいが、修了要件の単位としては認めない。					

2 生物資源環境学研究科生物機能開発科学専攻

区分	授業科目	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
研究科共通科目	科学技術史	1・2			2
	科学技術倫理	(隔年)			2
	Advanced Course of Food Science	1			2
	生物資源環境学特論Ⅰ	1			2
	生物資源環境学特論Ⅱ	1			2
	生物資源環境学特論Ⅲ	1			2
	生物資源環境学特論Ⅳ	1			2
	生物資源環境地域ビジネス論	1・2			2
		(隔年)			
	小計(9科目)	—	0	0	16
専攻専門科目	生物機能開発科学演習Ⅰ	1、2、3		6	
	生物機能開発科学演習Ⅱ	1、2、3		6	
	生物機能開発科学課題研究(研究指導)	1、2、3	10		
	小計(3科目)	—	10	12	0
博士前期課程専攻専門科目	生産科学専攻 M 専門科目				
	生産科学特別講義Ⅰ	1・2			1
	生産科学特別講義Ⅱ	(隔年)			1
	植物分子機能学特論				2
	植物生産機能調節論	1・2			2
	動物資源特論	(隔年)			2
	資源管理特論				2
	環境科学専攻 M 専門科目				
	環境科学特別講義Ⅰ	1、2			1
	環境科学特別講義Ⅱ	1、2			1
	田園資源活用学特論				2
	生物環境保全学特論	1・2			2
	水環境管理学特論	(隔年)			2
	里山里海創生学特論				2
	食品科学専攻 M 専門科目				
	食品科学特別講義Ⅰ	1・2			1
	食品科学特別講義Ⅱ	(隔年)			1
	生体分子機能学特論				2
	食品製造学特論	1・2			2
	食品機能学特論	(隔年)			2
	食品安全学特論				2
	応用生命科学専攻 M 専門科目				
	応用生命科学特別講義Ⅰ	1・2			1
	応用生命科学特別講義Ⅱ	(隔年)			1
	植物遺伝子機能学特論				2
植物細胞育種学特論	1・2			2	
応用微生物学特論	(隔年)			2	
環境生物システム学特論				2	
	小計(25科目)	—	0	0	42
合計(37科目)		—	10	12	58
<p>(修了要件及び履修方法)</p> <p>演習6単位以上、生物機能開発科学課題研究(研究指導)10単位、合計16単位以上を修得すること。さらに、研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。博士前期課程における未履修の授業科目を自由科目として履修してもよいが、修了要件の単位としては認めない。</p>					

別表3（第3条関係）

生産科学専攻

教科及び教科の指導法に関する専門教育科目（高等学校理科免許）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備 考
		必修	選択	
生物資源環境学特論Ⅰ	1		2	選択科目から24単位 以上修得すること
生物資源環境学特論Ⅱ	1		2	
生物資源環境学特論Ⅲ	1		2	
生物資源環境学特論Ⅳ	1		2	
植物分子機能学特論	1・2(隔年)		2	
植物生産機能調節論	1・2(隔年)		2	
動物資源特論	1・2(隔年)		2	
生産科学演習Ⅰ	1、2		2、2	
生産科学演習Ⅱ	1、2		2、2	
生産科学演習Ⅲ	1、2		2、2	

別表4（第3条関係）

環境科学専攻

教科及び教科の指導法に関する専門教育科目（中学校理科免許）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備 考
		必修	選択	
科学技術史	1・2(隔年)		2	選択科目から24単位 以上修得すること
生物資源環境学特論Ⅰ	1		2	
生物資源環境学特論Ⅱ	1		2	
生物資源環境学特論Ⅳ	1		2	
田園資源活用学特論	1・2(隔年)		2	
生物環境保全学特論	1・2(隔年)		2	
里山里海創生学特論	1・2(隔年)		2	
植物遺伝子機能学特論	1・2(隔年)		2	
応用微生物学特論	1・2(隔年)		2	
環境生物システム学特論	1・2(隔年)		2	
環境科学演習Ⅰ	1、2		2、2	
環境科学演習Ⅱ	1、2		2、2	
環境科学演習Ⅲ	1、2		2、2	
環境科学演習Ⅳ	1、2		2、2	

環境科学専攻

教科及び教科の指導法に関する専門教育科目（高等学校理科免許）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備 考
		必修	選択	
生物資源環境学特論Ⅰ	1		2	選択科目から24単位 以上修得すること
生物資源環境学特論Ⅱ	1		2	
生物資源環境学特論Ⅲ	1		2	
生物資源環境学特論Ⅳ	1		2	
田園資源活用学特論	1・2(隔年)		2	
生物環境保全学特論	1・2(隔年)		2	
水環境管理学特論	1・2(隔年)		2	
里山里海創生学特論	1・2(隔年)		2	
環境科学演習Ⅰ	1、2		2、2	
環境科学演習Ⅱ	1、2		2、2	
環境科学演習Ⅲ	1、2		2、2	
環境科学演習Ⅳ	1、2		2、2	

別表5（第3条関係）

食品科学専攻

教科及び教科の指導法に関する専門教育科目（高等学校理科免許）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備 考
		必修	選択	
生物資源環境学特論Ⅰ	1		2	選択科目から24単位 以上修得すること
生物資源環境学特論Ⅱ	1		2	
生物資源環境学特論Ⅲ	1		2	
生物資源環境学特論Ⅳ	1		2	
生体分子機能学特論	1・2(隔年)		2	
食品製造学特論	1・2(隔年)		2	
食品機能学特論	1・2(隔年)		2	
食品安全学特論	1・2(隔年)		2	
食品科学演習Ⅰ	1、2		2、2	
食品科学演習Ⅱ	1、2		2、2	
食品科学演習Ⅲ	1、2		2、2	
食品科学演習Ⅳ	1、2		2、2	

別表6（第3条関係）

応用生命科学専攻

教科及び教科の指導法に関する専門教育科目（高等学校理科免許）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備 考
		必修	選択	
生物資源環境学特論Ⅰ	1		2	選択科目から24単位 以上修得すること
生物資源環境学特論Ⅱ	1		2	
生物資源環境学特論Ⅲ	1		2	
生物資源環境学特論Ⅳ	1		2	
植物遺伝子機能学特論	1・2(隔年)		2	
植物細胞育種学特論	1・2(隔年)		2	
応用微生物学特論	1・2(隔年)		2	
環境生物システム学特論	1・2(隔年)		2	
応用生命科学演習Ⅰ	1、2		2、2	
応用生命科学演習Ⅱ	1、2		2、2	
応用生命科学演習Ⅲ	1、2		2、2	
応用生命科学演習Ⅳ	1、2		2、2	

追試験願

年 月 日

石川県立大学大学院研究科長 殿

入学年度

学籍番号

氏 名

下記のとおり、石川県立大学大学院履修規程第7条の規定による追試験を受けたいので
お願いします。

記

1 追試験を希望する科目

科目名	担当教員名

2 試験を受けることのできなかつたやむを得ない事由（具体的に記載すること）

--

添付書類

疾病により試験を受けなかつた場合は、医師の診断書

再試験願

年 月 日

石川県立大学大学院研究科長 殿

入学年度

学籍番号

氏 名

下記のとおり、石川県立大学大学院履修規程第8条の規定による再試験を受けたいので
お願いします。

記

1 再試験を希望する科目

科目名	担当教員名

2 試験を受けることのできなかつたやむを得ない事由（具体的に記載すること）

--

既修得単位認定願

年 月 日

石川県立大学大学院研究科長 殿

入学年度
学籍番号
氏 名

下記のとおり、石川県立大学大学院履修規程第11条の規定による既修得単位認定を受けたいのでお願いします。

記

既修得科目名	単位数	授業時間数	修得した大学院名

添付書類

- 1 既修得科目の単位数、授業時間数、単位修得を証明する書類（成績証明書等）
- 2 既修得科目の教育内容を示す書類（シラバス等）

成績評価確認願

年 月 日

石川県立大学大学院研究科長 殿

入学年度

学籍番号

氏 名

下記のとおり、石川県立大学大学院履修規程第6条の規定による成績評価の確認をお願いいたします。

記

科目名	
開講期	
担当教員	
成績評価の確認を求める理由	

年 月 日

様

担当教員氏名

下記のとおり、成績評価確認願に対し回答します。

記

確認後の成績	
上記の理由	

(注) この回答に異議がある場合、回答日から1週間以内に「成績評価確認願」を教務学生課に再度提出することができる。

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び石川県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第16条第3項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 大学院において授与する学位は、修士（生物資源環境学）及び博士（生物資源環境学）とする。

(学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、大学院学則第16条第1項前段の規定により、博士前期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、大学院学則第16条第1項後段の規定により、博士後期課程を修了した者及び同第2項により、博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査に合格し、かつ、本学博士後期課程修了者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与する。

(学位論文の提出)

第4条 前条に規定する学位の授与を申請する者は、学位論文に所定の書類を添えて、研究科長に提出するものとする。なお、大学院学則第16条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、別に定める学位審査手数料を添えて、研究科長に提出するものとする。

2 提出する学位論文は、自著一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 研究科長は、審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して、関係資料を提出させることがある。

4 前3項の規定により受理した学位論文、関係資料及び学位審査手数料は返還しない。

5 本学博士後期課程において所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者で、退学後1年以内に学位論文を提出する場合は、学位審査手数料を免除する。

(学位論文の審査)

第5条 前条第1項の規定により研究科長が学位の授与申請を受理したときは、研究科会議に審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第6条 前条の規定により学位論文が審査に付託されたときは、研究科会議は、当該研究科の教授のうちから選出した審査委員により構成する審査委員会を設けて当該論文の審査を行う。ただし、必要があるときは研究科の教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 研究科会議は、学位論文の審査にあたって必要があるときは、他の大学の大学院等の教員等を審査委員に加えることができる。

(論文の審査、最終試験及び学力の確認)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査、大学院学則第14条及び第15条に規定する最終試

験及び同第16条第2項に規定する学力の確認を行う。

- 2 論文審査の審査は、口頭及び筆答による審査を含むものとする。
- 3 最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連する科目について、口頭又は筆答により行う。
- 4 学力の確認は、前項に準じて試験を行うほか、学位論文の内容に関連する学術領域の専門科目及び外国語について、口頭試問又は筆答試問により行う。
- 5 学位論文の審査、最終試験及び学力の確認は、毎年2月末日までに行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、学長はその時期を別に定めることができる。
- 6 博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学時から3年以内に学位の授与を申請したときは、学力の確認を最終試験に準じた試験に代えて行う。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を終了したときは、すみやかに論文審査の要旨、最終試験及び学力の確認の結果の要旨を添え、研究科会議に文書で報告しなければならない。

(審議)

第9条 研究科会議は、前条の報告に基づき、審査委員会の審査結果について審議し、研究科長に報告するものとする。

(審議結果の報告)

第10条 前条の報告を受けた研究科長は、学長に報告するものとする。

(修士又は博士の学位の授与)

第11条 学長は、修士又は博士の学位を授与すべきものと決定した者には所定の学位記を授与し、修士又は博士の学位を授与できないものと決定した者にはその旨を通知する。

- 2 大学院学則第16条第1項の規定による学位記の様式は、別記様式第1号とする。
- 3 大学院学則第16条第2項の規定による学位記の様式は、別記様式第2号とする。
- 4 学位記の交付は、学位交付簿（別記様式第3号）により行う。

(学位名称の使用)

第12条 大学院において学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、「石川県立大学」を付記する。

(学位授与の取消)

第13条 学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は学位を取消し、学位記を返還させるものとする。

(学位記の再交付)

第14条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を添え、学長に願い出なければならない。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る学位論文の内容の要旨及び学位論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科会議の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。この場合において、石川県立大学審査学位論文またはその要約である旨を明記しなければならない。

(学位授与の報告)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の第15条及び第16条の規定は、平成25年4月1日に以降に授与される学位に係る学位論文について適用し、同日前に授与された場合には、なお従前の例による。

学位記



氏 名

年 月 日 生

本学大学院生物資源環境学研究科

生産科学専攻
環境科学専攻
食品科学専攻
応用生命科学専攻
自然人間共生科学専攻
生物機能開発科学専攻

の

博士前期課程
博士後期課程

に

において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認め

修士（生物資源環境学）
博士（生物資源環境学）

の学位を授与する

年 月 日

石川県立大学学長

印

学位記



氏 名

年 月 日 生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（生物資源環境学）
の学位を授与する

年 月 日

石川県立大学学長



(趣旨)

第 1 条 この規程は、石川県立大学大学院学則（以下「学則」という。）第 36 条に規定する学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の内容)

第 2 条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 登校を禁止すること。期間は、6 月以下の有期又は無期とする。
- (3) 退学 退学させること。

(状況報告)

第 3 条 教職員は、学生に学則第 36 条第 1 項に該当する行為（以下「懲戒対象行為」という。）があったときは、速やかに当該学生が所属する専攻長に報告するものとする。

(自宅待機の措置)

第 4 条 前条の報告を受けた専攻長は、研究科長と協議のうえ、必要に応じ、当該学生に自宅待機の措置を講ずることができる。

2 教育的観点から特に必要があると認められるときは、自宅待機期間の全部又は一部を停学期間に算入することができる。

(懲戒の発議)

第 5 条 懲戒の対象となり得る行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生が所属する専攻長は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否について審査するものとする。

2 専攻長は、懲戒処分が必要と認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の専攻に関わる場合の懲戒手続)

第 6 条 懲戒の対象となり得る行為が、異なる専攻に所属する学生によって引き起こされた場合は、専攻長は、事実関係の調査及び審査に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁明)

第 7 条 専攻長は、第 5 条第 1 項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第 8 条 学長は、第 5 条第 1 項により専攻長から発議があったときは、懲戒処分を決定する。

2 学長は、前項の決定において必要があると認め、改めて事実関係の調査を行う場合には、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第 9 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、懲戒処分通知書（様式第 1 号）により当該学

生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分通知書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付が不可能な場合には、他の方法により通知する。
- 3 懲戒処分の通知を当該学生にした場合にあっては、その保証人に対して当該通知の写しを送付するものとする。
- 4 停学又は退学の懲戒処分については、処分内容（学生の氏名を除く。）を様式第2号により学内に告示するものとし、その期間は告示の日から2週間とする。

（懲戒の発効）

第10条 懲戒の発効日は、懲戒処分通知書交付日とする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

（無期停学の解除）

第11条 無期停学処分を受けた学生が属する専攻長は、その学生の反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に対し、その処分の解除を発議することができる。

- 2 学長は、前項の発議があったときは、停学を解除することができる。
- 3 無期停学の解除の告知は、学長が本人に対して行う。

（再審査）

第12条 懲戒処分を受けた者は、事実の誤認、新事実の発見など、正当な理由があるときは、その証拠となる書類を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。

- 2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の要否を決定するものとする。

（停学中の指導）

第13条 各専攻科においては、停学中の学生に対し、定期的に面接等により教育上の指導を行うものとする。

- 2 停学中の学生は、常に居所及び連絡先を明らかにするものとする。
- 3 停学中の履修登録については、これを認めるものとする。

（補則）

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

懲戒処分通知書

専攻科名

年次

学籍番号

氏 名

石川県立大学大学院学則第
条第 項の規定に基づき、次のとおり懲戒処分
をする。

条第

項の規定に基づき、次のとおり懲戒処分

記

1 処分の内容

2 処分の理由

平成 年 月 日

石川県立大学長

印

様式第2号（第9条関係）

告 示

石川県立大学大学院学則第 条第 項の規定に基づき、次のとおり懲戒処分を行った。

記

- 1 学生の所属 専攻 年次
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由

平成 年 月 日

石川県立大学長

印

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学大学院学則（以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、大学院での科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 大学院の科目等履修生（以下「科目等履修生」という。）として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(志願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次に掲げる書類に入学検定手数料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 大学院科目等履修生入学願書（別記様式第1号）
- (2) 最終学歴校の卒業（修了）証明書又は同見込証明書
- (3) その他学長が必要と認めるもの

(選考)

第5条 前条の入学志願者に対しては、学長が選考の決定を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める書類に入学手数料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第7条 科目等履修生の在学期間は、許可された履修科目の開講期間とする。ただし、履修を継続する必要があるときは、大学院科目等履修期間延長願（別記様式第2号）を学長に提出し、許可を得て、1回に限り在学期間を延長することができる。

(授業料等)

第8条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、履修に要する特別の費用は、科目等履修生の負担とする。

(単位の認定)

第9条 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

2 前項の単位修得の認定は、石川県立大学大学院履修規程に基づき、これを行う。

(証明書の交付)

第10条 学長は、科目等履修生で単位を授与された者に対し、本人の請求により大学院単位修得証明書（別記様式第3号）を交付するものとする。

(学則等の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学則その他学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成23年9月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

石川県立大学大学院

年度 期

大学院科目等履修生入学願書

年 月 日

ふりがな				写真貼付 (上半身) タテ ヨコ 4cm×3cm
氏名	(男・女)			
生年月日	年	月	日	
現住所	(郵便番号 —)			
電話番号	加入	() —	携帯	() —
学歴 ※大学から 記入する こと	年	月	大学	
	年	月		
	年	月		
職歴	年	月		
	年	月		
	年	月		
履修希望 科 目	授 業 科 目	単位数	前期・後期別	備 考

大学院科目等履修期間延長願

年 月 日

石川県立大学長 殿

氏 名 ㊟

私は、石川県立大学大学院の科目等履修生として下記の授業科目を履修していますが、期間を延長したいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

1 履修している授業科目

授 業 科 目	期 間	単位数	担 当 教 員 名
	年度 期		

（注）期間には開講年度及び前期、後期の別を記入してください。

2 履修したい授業科目

授 業 科 目	期 間	単位数	担 当 教 員 名
	年度 期		

（注）期間には開講年度及び前期、後期の別を記入してください。

3 期間延長理由

大学院単位修得証明書

氏 名		生 年 月 日		
履 修 科 目 名	単 位	履 修 年 度	評 価	
<p>上記の記載事項に誤りがないことを証明します</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">石川県立大学長</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学大学院学則（以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、大学院での聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 大学院の聴講生（以下「聴講生」という。）として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の時期)

第3条 聴講生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(志願手続)

第4条 聴講生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次に掲げる書類に入学検定手数料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 大学院聴講生入学願書（別記様式第1号）
- (2) 最終学歴校の卒業（修了）証明書又は同見込証明書
- (3) その他学長が必要と認めるもの

(選考)

第5条 前条の入学志願者に対しては、学長が選考の決定を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、次に掲げる書類に入学手数料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第7条 聴講生の在学期間は、許可された履修科目の開講期間とする。ただし、聴講を継続する必要があるときは、大学院聴講期間延長願（別記様式第2号）を学長に提出し、許可を得て、1回に限り在学期間を延長することができる。

(授業料等)

第8条 聴講生は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、聴講に要する特別の費用は、聴講生の負担とする。

(証明書の交付)

第9条 学長は、所定授業時数の3分の2以上出席し聴講した者に対し、本人の請求により大学院聴講証明書（別記様式第3号）を交付するものとする。

(学則等の準用)

第10条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、学則その他学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成23年9月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

石川県立大学大学院 年度 期

大学院聴講生入学願書

年 月 日

ふりがな				写真貼付 (上半身) タテ ヨコ 4cm×3cm
氏名	(男・女)			
生年月日	年	月	日生れ	
現住所	(郵便番号 —)			
電話番号	加入	() —	携帯	() —
学歴 ※大学から 記入する こと	年	月	大学	
	年	月		
	年	月		
職歴	年	月		
	年	月		
	年	月		
履修希望 科 目	授 業 科 目	単位数	前期・後期別	備 考

大学院聴講期間延長願

年 月 日

石川県立大学長 殿

氏 名 ㊟

私は、石川県立大学大学院の聴講生として下記の授業科目を聴講していますが、期間を延長したいので、許可して下さるようお願いします。

記

1 聴講している授業科目

授 業 科 目	期 間	単位数	担 当 教 員 名
	年度 期		

（注）期間には開講年度及び前期、後期の別を記入してください。

2 聴講したい授業科目

授 業 科 目	期 間	単位数	担 当 教 員 名
	年度 期		

（注）期間には開講年度及び前期、後期の別を記入してください。

3 期間延長理由

大学院聴講証明書

氏 名	生 年 月 日
聴 講 科 目 名	履修年度
<p>上記の記載事項に誤りがないことを証明します</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">石川県立大学長 印</p>	

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学大学院学則第21条第2項の規定に基づき、石川県立大学大学院の入学者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学者選考方法)

第2条 入学者の選考は、入学者選考試験により行う。

2 学力検査を免除することができる者は、国費外国人留学生、外国政府派遣留学生及び国際協力機構派遣留学生とし、当該専攻で面接審査を実施し選考する。

(入学者選考試験の方法)

第3条 前条第1項の入学者選抜試験の方法は、学長が定める。

(合格者の決定)

第4条 学長は、入学者選考の合格者を決定する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学大学院入学者選考規程第3条の規定に基づき、入学者選考試験の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学試験委員会の設置)

第2条 本学に、入学者選考の公正な運営を期するため、大学院入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項を調査・審議し、学長に報告する。

- (1) 入学者の選考に関する事項
- (2) 個別学力検査に関する事項
- (3) 大学院生募集要項に関する事項
- (4) 入学者選考試験の実施に関する事項
- (5) その他入学者選考試験に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 各専攻長
- (4) 学生部長
- (5) 大学事務局長
- (6) その他学長が指名する者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、研究科長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第8条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(入学者選考試験の実施)

第10条 入学者選考試験を実施するための組織・運営については別に定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

平成25年1月15日研究科会議承認

平成25年4月1日施行

平成26年4月15日研究科会議変更承認

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学大学院学位規程第18条の規定に基づき、石川県立大学大学院生物資源環境学研究科における、修士及び博士の学位論文の審査に関し、必要な事項を定める。

(修士論文の審査及び最終試験)

第2条 修士の学位論文審査については、主指導教員が内見し、内見結果は専攻長に報告する。専攻長は、本学教員の中から審査委員3名以上を選定して、論文の審査及び最終試験を行わせる。

2 前項の規定において、審査委員のうち1名は研究指導の資格を有する教員でなければならない。

3 論文の審査及び最終試験は、学位論文の評価基準を定めて行う。ただし、必ず修士論文発表会を行うものとする。

4 審査委員は、論文の審査及び最終試験が終了したときは、その結果を専攻長に報告するものとする。

5 専攻長は、学位論文の題目、審査及び最終試験の結果を、文書をもって研究科長に報告するものとする。(別記様式第1号)

(博士論文の予備調査)

第3条 博士の学位論文審査については、主指導教員が内見し、内見結果を専攻長に報告する。専攻長は、予備調査委員3名以上を選定し、予備調査を行わせる。

2 予備調査は、学位論文の評価基準を定めて行う。ただし、必ず博士学位申請公聴会を行うものとする。

3 専攻長は、予備調査の結果及び予備調査委員について、文書をもって研究科長に報告するものとする。(別記様式第2号)

(博士学位授与申請)

第4条 博士の学位を受けようとする者は、前条に規定する予備調査結果を受けて、必要書類を添えて学位授与申請書を提出しなければならない。(別記様式第3号)

(博士論文の審査、最終試験及び学力の確認)

第5条 研究科長は、研究科会議において、主指導教員から予備調査の結果を報告させ、研究科会議を構成する教授の中から審査委員として主査1名、副査2名を選定してこれを審査させる。

2 主指導教員が研究科会議を構成する教授以外の場合、当該教員は、研究科会議に出席して、予備調査の結果の報告を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科会議で必要があると認めるときは、2名以内に限り、研究科会議を構成する教授以外の本学教員をもって審査委員に充てることができる。ただし、主査は研究指導の資格を有する教員でなければならない。

4 研究科会議で特に必要があると認めるときは、第1項及び第3項に定める審査委員のほかに、他の大学の大学院等の教員等を1名に限り審査委員に加えることができる。

5 審査委員は、学位論文内容の要旨、審査、最終試験及び学力の確認の結果要旨を文書で研究科長に報告するものとする。(別記様式第4号)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

生物資源環境学研究科長 様

〇〇専攻長

氏 名

印

修士学位論文の審査結果について（報告）

この度、〇〇専攻では下記の者について修士学位論文の審査並びに最終試験を終了しましたので、研究科会議に付議していただきますようお願いいたします。

学位申請者 氏 名	学位論文題目	審査並び に最終試 験結果	審査委員氏名
		合格 または 不合格	主査（1名） 副査（2名以上）

別記様式第2号（第3条関係）

令和 年 月 日

生物資源環境学研究科長 様

〇〇専攻長

氏 名

印

博士学位論文の予備調査結果について（報告）

この度、〇〇専攻では下記の博士学位論文について予備調査を終了し、以下の結論を得ましたので、報告します。

学位申請者 氏 名	学位論文題目	予備調査委員 氏 名	予備調査 結果	審査委員候補者 氏 名
			合格または 不合格	主査（1名） 副査（2名以上）

別記様式第3号（第4条関係）

令和 年 月 日

生物資源環境学研究科長 様

生物資源環境学研究科〇〇専攻
博士後期課程〇〇年入学
氏名 ㊟

学位授与申請書

このたび博士（生物資源環境学）の学位を受けたく学位論文1編、論文目録、論文目録に記載の資料（公表論文〇編、公表予定論文〇編、参考論文〇編）、履歴書各1通、（論文目録に記載の学位論文を構成する論文が共著論文の場合）共著者の承諾書 を提出いたしますので審査くださるようお願いいたします。

- 備考
- 1 論文目録及び履歴書の様式は、別記様式による。
 - 2 記名押印は、自筆署名をもつてかえることができる。
 - 3 大学院学則第16条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文要旨を添付すること

論 文 目 録

1. 学位論文

1) 題目

2) 提出時期

3) 提出部数：1部

4) 公表論文

(学位論文の主要部分を構成し、査読付き学術誌に掲載されたもの)

5) 公表予定論文

(学位論文の主要部分を構成し、査読付き学術誌に掲載予定のもの)

2. 参考論文

(学位論文の主要部分以外を構成する論文等 (大学紀要等を含む))

令和 年 月 日

学位授与申請者
氏名

- 備考
- 1 公表予定論文について、公表予定の方法・時期を記載すること。アクセプトされている場合はそれを証明するものを添付すること。
 - 2 大学紀要等は、公表論文、公表予定論文に入れないこと。

履歴書様式

令和 年 月 日

履歴書

本籍地（都道府県名）

現住所

（ふりがな）

氏名

年 月 日生

学歴

年 月 日
年 月 日
年 月 日

職歴

年 月 日
年 月 日
年 月 日

研究歴

年 月 日
年 月 日
年 月 日

賞罰

年 月 日

- 備考
- 1 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について、年次を追って記載すること。
 - 2 本学大学院の課程を経た者は、その単位修得証明書を添えること。

共著者の承諾書

令和 年 月 日

生物資源環境学研究科長 様

共著者氏名（自署）_____

下記共著論文の指定箇所について、_____氏が学位論文として申請すること、及び本論文の指定箇所を自らの学位論文として使用しないことを承諾します。また、学位申請者が学位論文を石川県立大学学術情報リポジトリにおいて公開することを共著者として承諾します。

記

学位論文の題目

共著論文情報（著者、タイトル、巻、号、該当頁）

以上

（注意事項）

※共著者氏名欄の署名は、必ず共著者本人が自署（氏名を手書き）してください。自署があれば、コピーやスキャンして打ち出したものも承諾書として提出できます。

※共著者が、海外を含む遠隔地への在住等であっても、必ず学位申請期間内に提出してください。

※共著論文情報には必要なら指定箇所（該当頁など）も詳細に明記してください（特に、共著論文を複数の学位論文に使用する場合）。

※本様式で、複数の共著者が申請できます。同様に、複数の共著論文情報を申請できます。その場合はそれぞれ、共著者氏名（自署）と共著論文情報（著者、タイトル、巻、号、該当頁）を追加してください。

氏名	
----	--

(論文内容の要旨)

氏名	
----	--

(論文審査の結果の要旨)

よって、本論文は博士（生物資源環境学）の学位論文として価値あるものと認める。
なお、令和 年 月 日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

学術領域及び外国語の試問の結果

氏名				
(試問の科目・方法・判定)				
	(科 目)	(方 法)	(判 定)	(備 考)
専攻学術	〇〇〇学	口 頭	合 格	
	◇◇◇学	口 頭	合 格	
	□□□学	口 頭	合 格	
	△△△学	口 頭	合 格	
外国語	英 語	筆 答	合 格	
(試問の結果の要旨)				
上記のとおり、専攻学術及び外国語の学力に関する試問の結果、本研究科の課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認した。				
令和 年 月 日				
試問担当者氏名				

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学大学院学則第41条の規定に基づき、石川県立大学大学院生物資源環境学研究科（以下「本学研究科」という。）における特別研究学生の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において特別研究学生とは、他大学若しくは外国の大学の学生が大学間の協議により、本学研究科において研究指導を受ける学生をいう。

(受入基準)

第3条 特別研究学生は、本学の教育研究に支障がない場合に限り、受け入れることができるものとする。

(申請)

第4条 特別研究学生として本学研究科において研究指導を受けることを志望する学生は、所属する大学の指導教員と指導を受けようとする本学研究科教員との間で協議が成立した後、必要書類に所属大学研究科長の依頼状を添え、本学研究科長に願い出るものとする。

(承認)

第5条 研究科長は、特別研究学生を受け入れようとするときは、学長に報告し、学長の承認を得るものとする。

(受入期間)

第6条 特別研究学生の受入期間は、修士課程の学生にあつては、通算して一年を超えないものとする。

(処遇)

第7条 特別研究学生は、本学の教育研究に支障のない範囲において、本学の施設及び設備を利用することができる。

2 本学受入れ中に生じた災害疾病その他の事故に対し、本学は、一切その責めを負わないものとする。

(規程の遵守)

第8条 特別研究学生は、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(受入れの取消し)

第9条 学長は、特別研究学生が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の受入れの承認を取消することができる。

- (1) 病気その他の事由により継続して研究指導を受けることができないと認められるとき
- (2) 本学の諸規程に違反したとき
- (3) 学内の秩序を乱したとき、その他特別研究学生としてふさわしくない行為があると認められるとき

第10条 この規程に定めるもののほか、本学研究科特別研究学生に関する取扱に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

平成 年 月 日

石川県立大学院
研究科長 様

学科等名

印

研究科特別研究学生の受入について

このことについて、下記の者を特別研究学生として受け入れ下さるよう、取り計らい願います。

記

ふりがな 氏 名		性 別	
生 年 月 日		年 齢	満 歳
現 住 所			
勤 務 先		職 名	
最 終 学 歴		学 位	
研 究 歴 及び 職 歴			
研 究 期 間	年 月 日から 年 月 日 (但し、事業期間以内)		
研 究 事 項			
備 考	(外部資金等の名称等) (添付書類) 研究員の履歴書、事業計画書(写)		

(第5条関係)

研究科特別研究学生受入承認書

年 月 日

殿

石川県立大学大学院
生物資源環境学研究科長

印

年 月 日付で申請のあった特別研究学生としての本学研究科における研究について、次のとおり承認します。

記

- 1 受入期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 受入教員
- 3 研究事項
- 4 備 考

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に対して毎年度推薦する奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(候補者)

第2条 候補者は機構の第一種奨学金の貸与を受けている石川県立大学（以下「本学」という。）の大学院学生で、当該年度中に貸与期間が終了することとなる者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

(内定候補者)

第2条の2 内定候補者は次の（1）又は（2）に該当する者とする。

（1）機構の第一種奨学金の貸与を受けている本学大学院博士（後期）課程の学生で、当該年度中に博士（後期）課程1年時に入学し、第一種奨学生として採用された者。

（2）翌年度に本学大学院博士（前期）課程への進学を予定しており、第一種奨学金の利用を希望し、以下の要件を全て満たす者。

①大学学部等において機構の給付奨学金を利用していること（家計基準により停止中の者は除く）又は住民税非課税世帯であること。

②科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）又は大学の強みや地域の強み等を生かした分野への進学を希望していること。

③将来上記②の分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。

(選考基準)

第3条 候補者及び内定候補者の選考は、別表に定める評価項目等により、本学内外における業績を総合的に評価することにより行うものとする。

(選考委員会の設置)

第4条 本学に、候補者選考の公平な運営を期すため、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第8条第2項の規定に基づき、石川県立大学大学院奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、候補者を審議し、学長に報告する。

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 研究科長

(3) 各専攻長

(4) 各学科長

(5) 学生部長

(6) 図書・情報センター長

(7) 産学官連携学術交流センター長

(8) 事務局次長

(9) その他学長が指名する者

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、研究科長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(候補者の決定)

第9条 学長は、候補者を決定し機構に推薦するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月8日から施行する。

Ⅰ. 免除候補者選考に係る評価項目

業績項目	大学院における教育研究活動等に関する業績（1）	専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績（2）
1 学位論文その他の研究論文	①学位論文の研究科会議での高い評価	① 関連した研究内容の学会発表、論文発表 （学会発表で表彰された場合は点数を倍にする。また、論文発表は査読ありに限る。） ②関連した研究内容の学術誌掲載、表彰
2 大学院設置基準（昭和40年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果 注①	①特定課題の研究審査結果及び試験結果の研究科会議での高い評価	
3 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に定める特定の課題についての研究の成果 注②	①専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに専攻関連分野の基礎的素養の試験結果の研究科会議における高い評価	
	②博士論文にかかる研究を主体的に遂行するために必要な能力についての審査結果の研究科会議における高い評価	
4 著書、データベース、その他の著作物（1,2に掲げるものを除く）		①著書（査読なしの論文等）
		②データベース
		③その他の著作物
5 発明		①特許・実用新案等の出願、登録
6 授業科目の成績	①研究科会議で高く評価される特に優秀な成績	
7 研究又は教育に係る補助業務の実績	①リサーチアシスタントとしての特に優れた業績	
	②ティーチアシスタントとしての特に優れた業績	
8 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績		①国内外における発表会においての受賞・入賞等
9 スポーツの協議会における成績		①国内外における主要な競技会等において入賞
10 ボランティア活動その他社会貢献活動の実績	①社会的評価を受ける等優れた業績	①社会的評価を受ける等優れた業績

Ⅱ. 内定候補者選考に係る評価項目

（博士後期課程）

1. 大学院博士課程進学時の入試結果が優れている
2. 修士（博士前期）課程の成績が優れている
3. 修士（博士前期）課程の研究科長からの推薦があった
4. その他

（博士前期課程）

1. 大学院博士前期課程進学時の入試結果が優れている
2. 学部等の成績が優れている
3. 学科長等からの推薦があった
4. その他

推薦対象の特定分野

a. 科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）
b. 大学の強みや地域の強み等を生かした分野

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立大学大学院学則第13条第1項の規定に基づき、石川県立大学（以下「本学」という。）の大学院研究科（以下「研究科」という。）と、他の大学院又は試験研究機関（以下「他の大学院等」という。）との協議に基づき、大学院生が他の大学院等において必要な研究指導等を受ける連携大学院方式（以下「連携大学院」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(連携大学院の実施の基本方針)

第2条 連携大学院は、研究科の教育研究の一層の充実及び学生の資質の向上が図られるとともに、本学と他の大学院等との研究協力が促進されることにより、学術及び科学技術の発展に寄与するものであると認められる場合に、これを行うものとする。

(協定の締結)

第3条 連携大学院は、本学と他の大学院等と協定を締結して実施するものとする。

(教員の選考等)

第4条 連携大学院における教員（以下「連携大学院教員」という。）の選考は、石川県立大学教員等選考規程を準用する。

(連携大学院教員の職務)

第5条 連携大学院教員は、研究科における学生の研究指導を行うものとする。

(連携大学院教員の称号)

第6条 学長は連携大学院教員に対し、連携大学院教授、連携大学院准教授又は連携大学院講師の称号を付与する。

2 前項の付与期間は、石川県立大学客員教授及び客員准教授規程に準じる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究科における連携大学院の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

石川県立大学大学院の教育研究協力に関する協定書（案）

石川県立大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、相互に連携（以下「連携大学院」という。）し、甲の大学院生物資源環境学研究科における教育研究活動の一層の充実を図るとともに、乙の研究活動を推進し、その成果・普及を促進し、もって学術及び科学技術の発展に寄与するために、次のとおり協定を締結する。

（教員の委嘱）

第1条 甲は、教育研究活動を一層活性化するため、乙と協議の上、乙の研究者を、「石川県立大学の連携大学院方式に関する規程」に基づき連携大学院教授、連携大学院准教授及び連携大学院講師（以下「連携大学院教員」という。）とする。この場合において、連携大学院教員の選考は、「石川県立大学教員等選考規程」を準用する。

（教員の委嘱の要件）

第2条 連携大学院教員の委嘱に当たっては、次の各号を要件とする。

- (1) 報酬を支給しないこと。
- (2) 本務に支障を生じないこと。
- (3) 甲の大学院生物資源環境学研究科の教務以外の管理運営については、一切の責任を負わせないこと。

（研究指導）

第3条 連携大学院教員は、甲の学生の研究指導に当たっては、乙の定めるところにより、甲の学生に対し主として乙において研究指導を行う。

（学位審査への協力）

第4条 連携大学院教員は、甲と乙と共同で研究指導を行った甲の学生の学位論文審査委員になることができる。

（その他の協力）

第5条 連携大学院教員は甲の要請に応じて、乙が適当と認める場合には、甲の教育研究活動に対して協力することができる。

（甲の担当教員）

第6条 連携大学院教員が研究指導を行う甲の学生に対しては、甲に主指導教員を置くこととする。

2 前項に基づき置かれた主指導教員は、連携大学院教員による甲の学生の研究指導に関し、協力するものとする。

（学生の乙における身分）

第7条 乙において研究指導を受ける場合の甲の学生の資格・呼称は、乙の定めるところによるものとする。

（学生の授業科目の履修）

第8条 乙において研究指導を受ける甲の学生は、課程修了に必要な授業科目を甲で履修する。

（研究成果の公表）

第9条 甲の学生が乙において研究指導を受けて得た成果は、原則として公表できるものと

する。

(知的所有権の取扱い)

第10条 甲の学生が乙において研究指導を受けて発生した知的所有権及びこれらの権利を受ける権利の帰属は、甲、甲の学生及び乙の協議による。

(協定に定めのない事項等)

第11条 この協定に定めのない事項等が生じた場合は、必要に応じてその都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(協定の変更又は廃止)

第12条 この協定は、必要に応じて甲と乙の協議により変更又は廃止できるものとする。

本協定書は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲：石川県立大学
学 長

乙：〇〇〇〇〇〇
所 長

石川県立大学大学院の教育研究協力に関する覚書（案）

石川県立大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、石川県立大学大学院の教育研究協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条に基づき、以下の覚書を取り交わすものとする。

（教員の任期）

第1条 連携大学院教員の任期は、甲における教授又は研究に従事する期間とする。

（研究指導に係る甲の会議への出席）

第2条 連携大学院教員は、協定書第3条に基づく研究指導について甲の要請に応じ、乙において必要と認められた場合には、甲の研究指導に係る会議に出席することができる。

（乙の施設・設備の使用）

第3条 連携大学院教員が乙において甲の学生の研究指導を行う場合の施設・設備の使用については、乙の定めるところによる。

（研究指導に係わる経費）

第4条 甲の学生が乙において研究指導を受ける場合の経費については、乙は施設・設備の使用料、光熱水費等は無償とし、甲は消耗品類を予算の範囲内で現物により負担するものとする。

（学生の保険加入の義務）

第5条 甲の学生は、乙において研究指導を受ける場合の災害事故への対応として、学生教育研究災害傷害保険に加入する義務を負う。

（大学院学生の災害事故等の対応）

第6条 乙において甲の学生が関与する事故が生じた場合には、事故発生の状況等について調査の上、甲と乙が協議して対処するものとする。

（研究指導の継続の支障への対応）

第7条 乙における甲の学生の指導研究に関して重大な支障が生じた場合には、甲と乙が協議して対処するものとする。

（その他の協力）

第8条 協定書第5条に基づく甲の教育研究活動に対する協力には、研究指導の他通常の講義、特別講義及び集中講義等を含むものとする。

（覚書の変更又は廃止）

第9条 この覚書は、必要に応じて甲と乙の協議により変更又は廃止することができるものとする。

この覚書は、2通作成し、甲乙署名の上、各1通保有する

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲：石川県立大学
学 長

乙：〇〇〇〇〇〇
所 長